

第八十四回国会 農林水産委員会 議 録 第十三号

昭和五十三年四月十二日(水曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 中尾 栄一君

理事 片岡 清一君

理事 林 義郎君

理事 竹内 猛君

理事 瀬野 栄次郎君

加藤 紘一君

熊谷 義雄君

佐藤 隆君

羽田野 忠文君

堀之内 久男君

森田 欽二君

角屋 堅次郎君

新盛 辰雄君

芳賀 貢君

松沢 俊昭君

吉浦 忠治君

菊池 福治郎君

出席國務大臣

農林大臣 臨時代理

出席政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房技

術審議官

農林省農林經濟

局長

農林省構造改善

局長

農林省農畜園芸

局長

農林省食品流通

局長

林野庁林政部長

石川 弘君

委員外の出席者

警察庁交通局長

通規課長

農林省農林經濟

局保險業務課長

農林省農畜園芸

局畑作振興課長

氣象庁予報部業

務課長

氣象庁予報部長

期予報課長

農林水産委員会

調査室長

尾崎 毅君

片山 昭君

淺田 暢彦君

伊藤 律男君

大塚 米次君

福島 静雄君

本日の會議に付した案件

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律案(内閣提出第五〇号)

○中尾委員長 これより會議を開きます。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改

正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。野坂浩賢君。

○野坂委員 昨日、提案の理由を、農林大臣の臨

時代代理であります安倍官房長官から御説明があ

りました。特に説明をされましたので、安倍臨時大

臣にお尋ねをしておきますが、「農業災害補償制

度につきましましては、制度創設以来、農業経営の安

定のため多大の寄与をしましてまいりましたことは御承知

のとおりであります。最近における農業事情の

変化に対応して、すでに本制度の対象とされてい

る「云々」というお話がございました。この「農業

事情の変化」とはどういうふうな御理解になって

おるでしょうか。

○今村(宣)政府委員 御存じのとおり、農業生産

の状況は相当の変化を遂げております。たとえば

米をとってみましても、御承知のような状況でござ

います。したがって、米から需要の多い他

作物への転換ということを考えてみましても、今

後の畑作物の生産をどう持っていくかということ

は非常に重要な事柄でございます。そういう意味

合いからいたしまして、米から畑作物への転換

を円滑に実施するというところに着目をいたしまし

ても、畑作共済の整備拡充ということは緊急を要

することであるという認識に立つておるわけでござ

います。

○野坂委員 局長から御答弁をいただきました。

「農業事情の変化」というのは、最近における米

の生産調整等による水田利用再編対策、そういう

ものから畑作というものに大きなウェイトがかか

ってくるであろうという御趣旨のお話をいただいた

わけであります。この生産調整による水田利

用再編の動向、新聞等では、すでに農林省が掌握

しておるところによりまして、九六〇程度の達成

率が考えられるというお話もございましたが、あな

た方がいま掌握をしておられるいわゆる転作物とい

うものは、四十万ヘクタールほどのように分解を

されておる、どのような趨勢がある、どのような

動向と推移が考えられるという点について、わか

っておりますらとお話をいただきたいと思いま

す、そのために畑作共済を考えるとということであ

りますから。

○松本(作)政府委員 農林省といたしまして現在

まで把握しております水田利用再編対策の動向に

つきましては、各市町村段階におきまして、農家

に対する目標数量の配分につきまして、ただいま

御指摘ございましたように、はば九六〇程度の配

分が終わっておりますわけですが、この数量

が、いわゆる米の生産を調整するという点につい

てははばこの目標どおりに達成するものと考えて

おるわけでございます。

ただ、今後の転作につきましては、これだけの

目標が直ちにできるかどうかということにつきま

しては、われわれ今後、関係行政機関ないしは関

係団体等の御努力を願うべき余地が非常に大きい

というふうな考えをしております。農林省といたし

ましては、この転作促進に必要な条件整備につ

きましては、湿田の解消のための基盤整備事業等

を初めといたしまして、集中的にこの事業の可能性

を高めるための努力を今後とも進めてまいりたい

というふうに考えておるわけでございます。

○野坂委員 畑作物の共済あるいは園芸施設の共

済、そういう点については、政府としては五年間

の試験実施を行って、そして実施したい。しか

し、私どもの委員会では三年間の試験実施でひ

やるようという附帯決議がつけられたことは御承

知のとおりであります。これに従ってまいります

か、実施をされたわけですが、この転作物

物が、いま官房長からお話がありましたように、

水田利用再編対策事業、こういう姿が大きく出て

まいったわけでありまして、この農業事情の変

化に対応するためにはそれと軌を一にして実施を

することが望ましいのではなからうか。すでに要

綱というものができているわけでありまして、五十

三年度実施というのが、きわめてそういう事情と

対応し、整合性があるんではないか、こうい

うふうに私は思いました。そのような方向を

大胆に進められることがいいではないかと思うの

であります。どうお考えでありますでしょうか。こ

れは五十四年度ということになっていきます。

○安倍國務大臣 畑作物共済及び園芸施設共済の

本格実施への移行につきましては、当初は一応五

年間程度の試験実施の実績を得てからということ

にしておったわけでありまして、御承知のように

第七十一国会におきまして、衆参両院の農林水産

委員会における早期移行方の御意見を体して、ほぼ三年間の実績を得た段階で本格実施制度の検討に入ったわけでございまして、政府としてはこれが精いっぱい努力であるということも御理解をいただきたいと思います。幸いにして今国会でこの法案が可決成立をいたしました後は、連合会あるいは組合等の段階で事業実施に必要な定款等の改正やあるいは引き受け事務に必要な基礎資料の整備、農家への普及等本格的実施移行への種々の準備を重ねまして、五十四年度から本格的な引き受けを開始したい、こういうふうに考えておるわけであります。

○野坂委員 大臣のお話しになりましたことはよくわかるわけでありますが、いま審議をして、五十四年度の本格実施——私たちは決して政府の方が怠慢であるというふうには考えておりません。五年を三年に引き詰めて実施に踏み切るということとはそれなりに大きな意義があるというふうには思うのであります。ただ、私は、先ほど言いますように、農業事情は非常に変化をしてきた、それに対応しなければならぬ。それでこの組合なり連合会等は、試験実施期間を通じて十分連絡をとっておられますし、その政府の考え方というものは大體理解をされておる、だから、思い切つて年度途中にでもこれらを考えたかどうか、その方が農家の皆さんのためには大きなプラスになるし、また政府の農政不信の姿というものを払拭をする一つの方途ではなからうか、こういうふうに思うのであります。どうでしょうか。

○今村(宣)政府委員 お話のとおり、私たちとしてはできる限り速やかにこの制度を本格実施に移すために鋭意努力をいたしておるわけでございます。

この法案が通りましたからの私たちの作業として必要なものは、一つは実施体制の整備でございます。これは関係省令、告示、引き受け要綱、それから損害評価要綱、定款等の制定、改正作業を必要とするわけでございます。同時にまた、掛金率につきましても、共済掛金標準率であります。

とか基準共済掛金率の設定作業を急がなければなりません。

また第二は、中央ブロック、県、市町村地区までおりまして、その各段階においてその趣旨の徹底、具体的内容の理解を深め、普及啓蒙を行う必要がございます。

さらに第三番目に、農業共済団体の段階で定款、条例、それから耕地台帳とか園芸施設台帳の整備を行わなければなりませんし、それから筆別の基準収量の設定、作付基準の設定、施設内農作物の栽培標準の設定、出荷団体との連携、そういうことを必要とするわけでございまして、全精力を傾注してもなお五十四年度の実施が精いっぱいであるということをお願いしたいと思ふ次第でございます。

○野坂委員 わかりました。この農業災害補償法の問題については、農作物の共済でありますから、水田の利用再編に伴つて稲作の引き受けが中心に制度運営がされておつたわけでありますから、減反政策というものの影響の中でこの農業共済の運営に支障をいいますか、相当の米の当然加入というものがなくなつてくるわけでございしますから、運営上に大きな影響があるかないか、その点についての配慮と対策があればお話をいただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 五十三年度におきます水田利用再編対策の実施によりまして、農業共済団体の事務費の賦課金の減収が生ずるということが考えられるわけでございしますが、これにつきましてもは私たちといたしまして、五十三年度の予算におきまして事務費国庫負担金の特別大幅の増額を図ることによりまして対応いたします。したがって、その面からは団体等の運営に大きな支障を生ずることとはないと思つております。同時にまた、個々の組合等におきまして転作の影響が違ふものですが、そういう転作に伴います賦課金収入の減に對しましては、事務費国庫負担金の具体的な配分方法においてきめ細かく対応をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○野坂委員 この畑作物の共済の目的は、バレイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜及びササウキビであります。並びに政令で指定する農作物と書いてございします。この政令で指定される農作物はこれかいろいろの検討されるだらうと思ひますが、大體いま政府が考えておられる品種といひますが、農作物はどのようなものであります。

○今村(宣)政府委員 法律で書いてございします六作物以外には、政令で追加指定ができるようにいたしておりますが、私たちといたしましては、それ以外の作物につきましては、現段階では損害評価等の保険技術的な問題がございしますし、それからもう一つは持続的な保険需要の問題が残されておると思つております。それから、同時にまた、資料等の整備も十分でございせんので、今後検討を深めまして資料の整備を行つて、準備が整つたものから逐次機動的に対象にするようにしたいと思ひます。現在、私たちといたしましていろいろの検討をいたしておりますのは茶、ホップ、たばこ、イグサそれから露地野菜等でございます。

○野坂委員 露地野菜にはいろいろ種類があるわけではあります。その中身はさらに深めて、現時点では、たとえばキャベツとか白菜、あるいはネギとか大根とかそういう種類を考へてよろしいかどうかということ、果菜類についてはどのように考へなうか、こう思ふのです。たとえばスイカとかメロン、そういうものが考えられるわけではあります。その点についてはどうですか。

○今村(宣)政府委員 現在、野菜共済の調査を五十二年、五十三年といたしておりますが、それは私たちとしましては、一応キャベツ、レタス、白菜を対象に調査をいたしております。これ以外の作物につきましては、損害の把握その他につきましてもまだ調査をするまでの検討が固まつておりませんが、現在調査を実施いたしておりますのが、いま申しましたキャベツ、レタス、白菜でございます。

編対策で平地はほとんどつくるものがない。だからこれは全部スイカにしようというような動きが顕著であります。したがって、果菜類の中で大根とかスイカというふうなものもその枠の中に入れて御検討いただきたいと思います。どうでしょうか。

○今村(宣)政府委員 先生御存じのとおり、露地野菜になりますと、一つは作付面積が動いていきます。それから同時に、被害を受ける程度がまちまちと言つて語弊がございしますが、いろいろございまして、現在の段階で露地野菜につきましても、すべてこれら対象にして調査、検討するということとはなかなかむずかしいと思ひます。御指摘のスイカ等の果菜類につきましては、損害評価等の保険技術的な面でのいろいろむずかしい問題があると思ひますが、せつかくの御指摘でございますので、今後調査の対象にすることにしたいと思います。

○野坂委員 それから、畑作物の共済掛金は国庫負担割合を六割とされておられます。試験実施から比べますとこの国庫負担が大幅に増額をされて、農林省の努力を多しておるわけでございしても、この六割と五割になりました理由をお話しいただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 国庫負担の割合をどういうふうにするかというところは、いろいろな要素がございまして、その作物の重要性でありましか、あるいは被害の程度でありましか、あるいは各農家の御希望でありますとか、いろいろな要素を総合的に勘案して決定をする必要があると思ひます。一応考えますと、畑作物というのは大體農作物に横に並んでおるものである。特に畑作物につきましては、先ほど御指摘のございましたような農業生産事情の変化等もございまして、私たちといたしましては、やはりこれを米、麦並みに準ずるという国庫負担を考へる必要があると思つておるわけでございします。同時に園芸施設共済につき

まして、これは畑作物共済に劣らず重要なものでございませうが、園芸施設共済は多分に資産共済的な意味合いもございませうので、これの他共済との比較、均衡を考えますと、やはり家畜共済、それから果樹共済に準ずべきものではないかという、そういう観点からこれを五割というふうにい

たしたのでございませう。  
○野坂委員 一応政府の考え方はわかりました。園芸施設共済は、果樹共済とかあるいは家畜共済を横目にらんで考えたんだということであ

りますが、この際申し上げておきますが、家畜共済の中では、馬や種豚は五分の二、肉豚は三分の一、牛は二分の一、こういうことになっておりま

すね。それなれば、肉豚の場合の三分の一というのには理に合ふぬということになるじゃないでし

うか。そうすれば、国庫負担割合というものを

と引き上げるといふことは、あなたの答弁からして当然ではないか、私はこういうふう

に思うのですが、どうでしょうか。  
○安倍國務大臣 現行の家畜共済の共済掛金国庫負担割合は、御承知のように昭和五十一年の制度改正におきまして、畜産振興の重要性という立場から、牛については二分の一、またたは御指摘があり

ましたように、種豚については五分の二にそれぞれ引き上げるとともに、肉豚については新たに三分の一と決めまして、農家負担の軽減によるところの加入の促進と畜産経営の安定を図ることとしたわけでありませうが、この国庫負担割合は昭和五十二年から実施されたばかりでもありませうので、これを引き上げるといふことにつきま

しては、今後における畜産の動向等を見ながら、関係方面とも十分連絡をとってやらなければならな

いわけでございますが、農林省としては、いま御指摘の点もございませうし、この問題は真剣に検討してまいりたいというふう

に考えております。  
○野坂委員 ぜひ実現をしていただきますようお願いを申し上げます。  
それでは、この畑作物共済、園芸施設共済でいままでの試験実施がどうい

うふうに反映をされたかというところでありますが、四十九年、五十年、五十一年度の実績も出ております。たとえば畑作物共済の場合は、作物ごとの、たとえばバレイショは十アール当たり及び農家当たりの共済掛金国庫負担と農家負担の見込みは一体どの程度になるだ

ろうか。あるいは園芸施設共済の十アール当たり、一棟当たり及び一戸当たりの共済掛金の国庫負担と農家負担の割合、この見込みを、農家の皆さんにこ

れから説明をされるわけでありませうから、非常にわかりやすく、どの程度の負担で国はどの程度に

なるといふことを、率と金額でお話しただきたいと思ふのです。  
○今村(官)政府委員 御存じのとおり、試験実施におきましては、共済掛金のうち畑作物共済につきま

しては三割、園芸施設共済につきましては一割を国が交付金として交付しておたわけござ

いませうが、今回の本格実施におきましては、農家の負担の軽減を図りますために、畑作物共済につ

いては六割、園芸施設共済については五割を国庫負担とすることにしております。

そこで、農家負担の見込みという額を算定します場合には、国庫負担割合のほか、引き受けの割合、それから単位当たりの収穫量をどう見るか、それから単位当たり共済金額をどの程度と見るか、あるいは共済掛金をどうするかというふうな

具体的に決めた段階で算定する必要があるわけございませうが、いま仮に一定の前提を置いて試算をいたしてみますと、試験実施として比較してみ

まして、十アール当たりの農家の負担金は、畑作物共済で、バレイショの場合で言いますと、試験実施の場合が掛金が大体農家負担で五百八十六円

でありませうが、本格実施の場合は八百五十七円。それから大豆の場合で言いますと、試験実施の場合が二千六百八十円でありませうが、本格実施の場合が二千六百五十一円。それから園芸施設共済でガラス室の場合をとってみますと、試験実施で一万七千五百四十四円でありませうが、本格実施で九千八百五十五円。それからハウスをとってみ

ますと、試験実施で二万二千二百八十八円が本格実施で一

万六千四百八十九円というふう

に相なりませうが、これは先ほども申し上げましたように、一定の前提を置いて試算でございませう。

○野坂委員 具体的に聞きますが、畑作物共済の場合、四十九年度は、引き受け十アール当たり共済金額は一万六千円、共済掛金が四百八十五円、こうなっておりますね。五十年度の

場合は二万三千元で七百八十一円、五十一年度の場合は二万六千元で七百八十一円と、大体共済金額が二万六千元に

対して掛金は三割ということになっておりますね。その程度よりも、国庫の負担割合が三割から六割になるわけですから、も

っと減るんじゃないですか、どうでしょうか。

○今村(官)政府委員 掛金だけを見ますと、いかにも本格実施になってふえるように見えるのでござ

いませうが、御存じのように引き受け割合が六〇

％から八〇％に相なりますから、したがって共済

金額が、たとえばバレイショについて見ますと、

六〇％の場合ですと共済金額が二万七千九百四

円という共済金額になります。本格実施になりま

すと三万七千二百五十五円というふう

に、共済金額がぐっと上がるわけございませう。したが

いまして、共済掛金率が三割程度でございまして、共

済掛金がいま私が申し上げましたようにぐっとふ

えるというございまして、これは掛金のみ

がふえるわけではございませうで、引き受け割合

が六割から八割になる、したがって農家が災害を

受けましたときの受け取ります共済金額がぐっと

上がる、そういう制度の充実を伴っております

のでございませう。

○野坂委員 時間がございませうから先を急ぎま

すけれども、後で同僚議員の後にまた質問をさせ

ていただきますと思っておりますわけですが、農家の

皆さんは、今回足切りが二割と三割とあるわけ

ですけれども、足切りとこの共済金額というものは

非常に相関関係を持っておりますね。三割を切れ

ば七割、二割を切れれば八割と、こういうことにな

っておりますわけですが、たとえば三割足切りになり

ますと、どうしても四割なければ一割が補償され

ない、こういうことになっておるわけ

です。しかも、基準収量というものをどうい

うふうにお決めになるかということもお答えをいた

だきたいと思ひますが、実際の収量と基準収量というものの差

があつて、もらった額は非常に少ないという考

え方に立ちます。だから、これを農家の皆さんは実

損を全部補償してもらえないか、言うなれば足切

りなしだという非常に強い要望がありますが、こ

の点についてはどうお考えであらうか。

それから手取り金額、たとえばバレイショ等は

それぞれ区分ごとにいろいろ値段が違いますか

ら、それによつて差がある。だから、農家が庭先

で売るその金額をぜひもうよう

に、そういう措置を考

えなければ、足切りはあるわ、基準収量は少

なくなるわ、被害は相当あるわ、こういうこと

になつてまいりますと、実感としては共済金は非

常に安いというふうにお考えになるのではな

から。そういう声が非常に高いのが現状であり

ますから、それについてどう対応されようとして

おるのか、お伺いしたいと思ひ

ます。  
○今村(官)政府委員 足切り割合はできるだけ少

ない方がいいということはお説のとおりでござ

いませう。また、足切り割合を低くしろというい

ろいろな御要望のあることも十分承知をいたして

おります。

それで、足切り割合をどうするかという問題

は、一つは、農家の自家保険能力という問題が

あります。軽微なものは農家が自分で自衛上保

険するということもございませう。一つの考え方として

あると思ひます。それから同時に、道徳的危険の防

止という問題、それから損害賠償事務の効率性

という問題の三つがあるわけございまして、ある

程度の足切りはやむを得ないと思ひわけござ

いませうが、できるだけ少なく近寄れないかという

問題でございませうが、これは私たちが御存じのと

おり農家単位共済を導入いたしましたし、全相殺の場

合は九割、半相殺の場合は八割というふう

にだんだん制度の内容は改善をいたしておるつもりで

ございませうが、一つの問題は、農家の掛金負担がど

のくらしい上がるかという問題もございす。これは非常に大ざっぱな試算でございす。仮に一割足切りを低めますと農家の掛金負担が一・七倍になるというふうな計算もございまして、もちろん国庫負担の割合もふえますが、そういう問題が一つ内在をいたしておるわけでございます。したがって、足切り問題というのは一つは農家の掛金負担の問題と、いま私が申し上げましたような三つの点、その均衡をどこに求めるかという問題として考えていく必要があるのではないかと、思ひます。

それから、第二点の単位当たり共済金額等と、り方につきましては、私たちといたしまして、できる限り適正にこれをとつていく、今回の畑作物共済の単位当たり共済金額につきましても農家の受け取り価格を基礎として、これを弾力的に選定できるように措置をいたしたいと思つておる次第でございす。単位当たり共済金額のとり方につきましては御指摘の点も十分考へて決定をいたしたい、かように思つておる次第でございす。

○野坂委員 それから、畑作共済でも園芸施設共済でも、これはどうせ被害が出る、こういう被害が確定されるものについては加入を拒否するということがどちらの共済にもございすね。これについては具体的にはどういうものなのかということが一点。

それから、きのうもいろいろ陳情がございしたが、家畜診療所を法制化をした、非常に明定化をしたということ、これについては非常に疑問を投げかけていらっしゃる方が園芸施設共済の皆さんの一部にございす。それは組合員以外、施設がまだ利用できる場合は員外利用も認めるといふことからの発端であるかと思ひますが、家畜診療所をこれから開設する場合、獣医師がおられない場合は結構でありますけれども、たくさんおられると持つていく場合には、必ずトラブルが起きるだらう、そういうことを十分踏まえて園芸施設共済の皆さんと十分話し合ひをされて、円滑に運

営をされていかなければ将来問題が残るのではなからうかというところを考慮してございす。その点については十分意見の調整をされる、たとえば県の獣医師会との協議、そういうことをきちんとしておく必要があるのではなからうかと思ひますが、その点についてはどうでしよう。

○今村(宣)政府委員 第一点の、具体的にどのようなのを引き受け対象から除外しようとしておるのかということでございますが、私たちが省令で決めたこととしてございす。これは、一つは共済事故の発生することが相当の確率をもつて見通されるということでございます。これは、たとえば河川敷の常襲水害地、水につかるようなところというものが一例であらうかと思ひますが、そういう明確に被害が発生することが見通されるもの。それから、基準収獲量の適正な決定あるいは損害額の適正円滑な認定がむずかしいようなところ。これは開拓地、干拓地等で作付年数が非常に浅いところ。それから、未成熟のまま収穫する大豆やインゲンでございす。それから、通常の肥培管理が行われず、もしくは行われないおそれがある、たとえば無肥料の試験研究用の農園というふうなものも除外の対象といたすつもりでございまして、決して普通のものを除外対象にするということは考へておりません。

それから、第二点の獣医師、家畜診療所との関係でございますが、今回の家畜診療所の法制化につきましましては、私たちは従来日本獣医師会と十分話し合つてきたところでございまして、農林省としては日本獣医師会の賛成が得られてゐるものと考へておりますが、法制化に伴つて農業共済団体等の家畜診療施設が他の診療施設との間に無用の混乱を招くことのないように、細部につきましましてその指導に十分遺憾なきを期してまいりたいと思ひておる次第でございす。

○野坂委員 被害が確定されるものという点については、河川敷とか未成熟のもの、こういうことに限定をされて、たとえば君のところは連作障害が起きるから連作はいかぬ、そういうところは

入れぬということがあつたのではなからうかと心配してございす。そういうことはないというふうに入に確認をしておきます。

その他、もうちょっと時間をちょうだいをしていと思ひわけでありまされども、後で同僚議員の分の中で質疑をさせていただきますので、一応これで私の質問を終わります。

○中尾委員 新盛辰雄君。

○新盛委員 大臣がいまいちしやいませんから、後ほど大臣のお答えをいただく分を残して、一応、今回の畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法の新しい本格実施に伴つて、具体的な諸問題についてお聞きをしたいと思ひます。

畑作物の栽培及び施設園芸に關して不慮の事故を受けた場合、その損失を補てんをして、農業経営の安定を図るという目的で今回の両共済を本格実施、こういうことになつて、農業災害補償の制度を創設されたわけであります。また、これに伴う農業共済団体等の家畜診療施設の実態を見ながら、その法的な位置づけをされるというのがその趣旨になつてゐるようであります。

そこで四十九年度から、バレイショ、てん菜、サトウキビなどの畑作物共済及び温室など園芸施設共済について、この畑作物共済及び園芸施設共済に關する臨時措置法に基づく試験実施を今日まで行われてきたわけであります。私は鹿児島の出身でございすし、サトウキビの問題は鹿児島、沖縄、熊本にわたる基幹作物としてきわめてその位置が重要でございすし、その共済目的を中心にした種子島あるいは徳之島、沖永良部あるいは沖縄本島の北部、南部、宮古島、石垣島などを主体にしてその試験実施が行われてきたわけであります。この試験実施の中に、いろいろとその後に持たれておりました学識経験者による農業災害補償制度に關する検討、そうしたものなども含めて、今日までいろいろな角度から資料も提出をされてゐるわけであります。

期間、この本格実施に至るまできわめて情勢が刻々と変わる、このことは否定はできないことであるが、調査期間が三年、そして試験実施期間が三年から五年、通算すれば恐らく五年を越してゐるというふうな状況が見られますし、それによつて情勢も相当変わつてきてゐるわけであらう。もつと期間を短縮をいたさなければ、これからの蔬菜の問題や、あるいは露地野菜の問題等いろいろございす。そういう政令で決めることにも必要かもしれませんが、できるだけ短くしていただきたいという要望もあるわけであらう。そういう面も含めて、この試験実施に伴う成果、そして調査結果による評価、そうした面からの新しい本格実施の段階を迎えてゐるわけであります。このことについて、まず今日の、試験実施期間中における新しい制度を創設をされるという、共済をおつくりになるという過程の認識、政府としてあるいは農林省としてどういうふうにお考えになつてゐるのか、またどういう方向づけをされてゐるのかをお聞かせをいただきたいと思います。

○今井政府委員 先ほど大臣が御答弁されたところでありますが、先生のおっしゃいますとおり、試験実施をいたしてまいりましたその間、共済目的あるいは共済事故、共済責任期間、加入方式、事業の責任分担など、その他もろもろの問題についてははば問題がないということが明らかになつてまいりました。本格実施をしても大丈夫だらうというふうなほどの必要な資料が得られましたので、この際本格実施に踏み切らうということでございます。したがって、今度の場合にも試験実施の仕組みをおおむね踏襲することにいたしております。

その主要な改善点を申し上げますと、補償の充実を図る観点から、畑作物共済につきましましては損害のてん補の限度を六割から八割に引き上げております。また園芸施設共済につきましましては、施設の中の農作物の共済価額の設定方法の改善、これは施設の時価の二五%、こう言つておりましたの

を、施設の型式別に、その再建築価額の一定割合というふうに通直等を行ったこととさせていただきます。

その次は、試験実施を通じて引き受け及び損害評価方法が確立されてまいりましたことなどにかんがみまして、異常部分に對します連合会の保険責任を縮小いたします。すなわち三〇%からこれを五%に減額をいたしておりますとともに、園芸施設共済につきましては、その他に、ごくまれに発生する超異常の大災害、こういう場合につきましては全額園芸再保険をする仕組みを導入いたしております。

次に、農家負担の問題であります。農家負担を軽減いたしまして共済事業の円滑な運営を確保する観点から、園庫負担割合を大幅に引き上げまして、すなわち、畑作物共済につきましては三割を六割、園芸施設共済につきましては一割を五割にいたしたとさせていただきます。

○新盛委員 そうした前進したという御報告もあるわけですが、確かに部分的には評価すべきところもございいます。畑作物共済及び園芸施設共済制度、共済目的の種類あるいは共済事故、共済責任期間、加入方式及び加入資格者、共済金額、共済掛金率、共済金の支払い額、園庫助成、こうした面の畑作物共済さらに園芸施設共済それぞれの範疇においては、いま次官の方から御報告があった面では私もそうした認識は持つておるわけでありまして、そこでこの共済目的の種類の中において、畑作物共済の場合は六品目、パレイシヨ、てん菜、大豆、小豆、インゲン、サトウキビというところで、これは試験実施期間中においてもそうした面をおとりになってきたわけでありまして、しかし、これから先、政令で定める、いわゆるこの範囲を拡大していくという面では、いまから調査あるいは試験を実施するという形の中でおとりになっていくわけですが、こういう政令で定めるといふか、いまからのこの共済目的の拡大にわたる部分についてお考えをお聞きしたいのです。

確かにサトウキビが基幹作物である南の鹿児島、沖縄、その中でもカンショは、鹿児島県で二

万町歩、でん粉用でございましてけれども、これは、今日の水田再編成の農作物の稲転による位置づけというのは相当前向きに出ていたわけでありまして、その他、地域の特産物であるたばこ、茶、たばこの方はすでにそうした配慮がされておりますが、これは五十四年度の四月から実施されるわけでありまして、飼料作物、ソバ、なたね、カンショあるいは落花生、その他ビニールハウスにおけるいろいろな作物がございまして、そういうものも調査研究の対象になり、試験実施という段階を迎えるものと思われまして。

そうした面をこれから拡大される方向づけ、これはどういふふうにお取り扱いになるのか、あるいはこうした共済目的を果したし得るよう、農家の負担を軽減しながら共済における利益、いわゆる権益を持たせ得るような措置を今後講じなければならぬわけでありまして、そうした面についてどのようにお考えになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 政令で追加をいたす場合におきましては、一つは、政策的必要性というものが御指摘のように当然ございまして、同時に、保険でございまして、これが保険設計に仕組めるかどうかというのを十分考えてみなければいけません。いであると思ひます。

保険設計の観点から言いますと、全国的な危険分散がどのように図られるであろうか、第二番目は、共済需要が継続的にあるかどうか、第三番目に、料率設定が可能であるかどうか、第四番目に、共済金額の設定とか損害評価をどのようにするかという保険設計上の具体的仕組みについて十分検討する必要があると思つておる次第でございまして。

このような観点から、現在、地域特産物でありますお茶、ホップ、たばこ、イグサ等について被害状況等の調査を主産県において行つております。また、露地野菜のうちキャベツ、レタス、白菜につきましても、昭和五十二年年度から保険設計に必要なデータを収集するための調査を主産県

において行つておるところでございまして。またその他の畑作物でございまして飼料作物、なたね、ソバ、落花生、あるいは先ほど御指摘がございましたカンショにつきましても、五十三年度から保険需要等の調査を主産県において行つておるといたしておるわけでございます。

これらの作物を見ますと、地域特産物であります四作物については、それぞれ作物ごとにいろいろな問題がございまして、同時にまた、その作物については調査に着手したばかりであるということもございまして、政令指定につきましても具体的な、いづれごろまでにどういふことは申し上げられる段階ではございせんが、畑作物共済の本格実施への移行後、これらについて私たちがいろいろ調査に鋭意努力をいたしまして、早期に結論が出るように努めてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○新盛委員 これから調査をされて拡大していくといういろいろな御努力を前向きに示されているわけでありまして、これは各都道府県すべての地域農政にわたる農業界、畜産界、そういう面では南の方は特にその最たるものであります。この水田利用再編成及び畑作物振興の対策が今後日本の農政の最重点になるということで認識を新たにしておるわけでありまして、関係者の今日までの念願でありました畑作物の共済あるいは園芸施設共済が本格実施になって、いまおっしゃいました政令でさらに定める、逐次拡大をしていくという状況の中で、農作物共済、畜産共済、家畜共済及び果樹共済、この各種共済が今日まであるわけでありまして、そして今回、畑作物共済、園芸施設共済というふうな農業の各部門にわたつてその体制が整いつつあるというふうな認識をします。

そういう中で、六品目のほかに、保険需要の動向に對処していくために、いまおっしゃつたような問題について少し検討を加えてみようというところでありまして、つけ加えて今後の問題としてぜひお考えをいただきたいのは、これは例を鹿児島にとりまして、施設野菜の場合、最近ではメロ

ン、スイカ、ピーマン、イチゴ、こういうものの農作意欲がだんだん出てくるというのか、非常に向上を図つております。特にイチゴなどは、施設園芸の中でとりわけ需要が拡大しているというところでも生産意欲も出ておりますし、露地野菜の中においてもカボチャは、五十年と五十一年度を比較しますと一九四%、まさに倍に近い状況が見られます。また青果用のカンショ、これはでん粉にしないカンショであります。これも早出し、遅出しがあるわけでありまして、これも早出しの面では九一%であります。遅出しの方は一三七%という状況でございまして、夏、秋の野菜の中でもパレイシヨが二一〇%、キャベツが二〇四%という状況でございまして。これは五十年と五十一年度の状況の対比であります。

そういう面を考えますと、これから温暖な地方では施設園芸の場合でも相当拡大していくのじゃないか、あるいは露地野菜においてもそういう面の生産意欲がとみに上がってくるのじゃないかと思はれるのです。そういう面を十分に調査研究されて、冒頭に申し上げましたように、三年、五年というふうな状況をつくらないで、もっと期間の短縮を有効適切に行われることがいいのじゃないか。この共済目的を果したし得るためにも、そのことをぜひお願いしたいわけでありまして、そのことについてもう一回、局長のそうした態度、農林経済局あたりがこれを指導される場合に、県、地方自治団体に対してどういふふうな指導されるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 お話しのうちに、九州地方に於ておきまして野菜その他の作物におきましては、気象条件その他を利用いたしましてその生産が非常に活発化したしておるわけでございます。そういう作物についての共済制度をできるだけ早く整備することが必要であるということにつきましても、私も十分承知をいたしておるところでございます。したがって、先ほど申し上げましたいろいろな保険設計上の問題がございまして、それらの調査をできる限り早く取り進めて、保険



設計に乗るといふ見きわめが過ぎましたものから逐次補充をしまゐるといふ方針で対処したいと思つております。

○新盛委員 もう一回確認しますが、露地野菜の中にカンショ、あるいは園芸施設の中では花卉、いわゆる花ですね、あるいはシタケ、最近ではニールハウスの中でもシタケなどを栽培される向きがあるのですが、そういうものや花卉、そうしたものを果樹共済とは別個のものとしてこの範囲は相当違ひがありますから、そういう面の取り入れ方についても調査研究の対象にしてほしい、そのことはよろしいですか。

○今村(宣)政府委員 近年、施設園芸農業におきまして生産物の需要が非常に拡大をいたしております、また、栽培する種類も非常に多様でございます。そういう実情にかんがみまして、特定園芸施設の内外部で栽培される農作物は、御指摘の野菜はもちろんでございますが、そのほか花卉等もすべてこの対象にすることにいたしたいと考えております。

○新盛委員 大臣がお忙しいようでありますから、基本的な問題と、これからの審議をする面でも大臣のお考えをぜひひとつお聞きしておきたいと思ひます。

今回のこの共済の新しい種目として、畑作共済、そして園芸施設共済というものを試験実施の結果本格実施に踏み切り、しかも、その取り扱いについては、農民、農業者が非常に念願をしておいた諸問題が解決されている、前進をしている、こういうことについてわれわれとしても評価をしているわけでありまして、共済金の支払い——大臣がいる間だけ申し上げますので前後しますからそのことは一応御了解いただきますが、足切り問題についてぜひともお聞かせいただきたいと思うのです。

先ほど同僚議員の方からもこの問題について触れられました。結局、私どもは、サトウキビなどは特に異例の異常災害あるいは被害度が、非常に減収、全くゼロという状況も出てくるわけであり

ますが、そういう中で足切りの水準が三〇%から二〇%になったから、それだけでも前進だ、試験実施の結果、本格実施でそういうふうになされたんだ。しかし、五十一年の本農林水産委員会において附帯決議をなされておりましたこの関係ともかかわりあいがあるわけでありまして、今後ともいわゆる足切り水準の引き下げまたは損害の程度に応じてん補する比例でん補方式につき調査検討を行い、てん補内容の充実を図りたい、こういうふうな附帯決議もなされているわけでありまして、将来、引き下げていくこと、いわゆる比例でん補方式に改めていく方針をお持ちなのかどうか、また、共済金の支払いの前提である損害評価の認定はどういうふうになるのか、こうしたことについて、先ほどのお答えは、ただ、それは事情として評価水準の諸問題もこれありというふうにおつしやっているわけですねけれども、このことについて明確に大臣の見解もお伺いしたいし、局長の見解もお伺いしたいと思ひます。

○安倍國務大臣 畑作物共済の共済金の支払いを比例でん補方式に改めた場合には、共済金の支払いが増大をいたしまして、掛金率が上昇して農家の掛金負担というものが非常に増大をすることにも、損害評価の労働も著しく過重になるといふふうに考えております。軽微な被害につきましても、農家が農業の経営上自家保険するという考え方が基本であると思ひますし、また、道徳的な危険を排除するというような観点からも、ある程度の足切りを行うことは必要であるというふうに思ひます。この問題につきましても、補償の内容を充実するという観点から重要な問題ではあります。畑作物共済はよくよく本格実施に入らうという段階でありますし、本格的な実施の実績を踏まえた上で長期的な視点に立つて検討を進めなければならぬ、こういうふうな考えでおるわけですね。

○新盛委員 従来共済の実態について、冒頭、次官の方からお答えをいただいたのですが、実は果樹共済などはきわめて状況が悪いのです。せ

つかくおつくりになった共済であります。南の方では、桜島の降灰等によっていろいろの問題が出ました。農林省の担当の方で大変御配慮いただいていることは感謝しておりますが、こういうふうなことを含めて、全国的にもこの共済の不足、いわゆる赤字というものが生まれてきておりますし、加入者が非常に少ない、こういう状況で、果樹共済などについては、今後、将来展望に立って見直しをしなければならぬ状況になっているはずだと思ひます。どうしてそうなったのかというところについては直接やっておられる皆さんの方々が十分御理解、またその内容について深く究明をしておられるとは思ひますが、せっかく四十九年に本格実施に移つて、また、この果樹共済の現実的な実行の中においても、これからこういう状況が生まれてくるわけでありまして、畑作共済の場合でも、あるいは園芸施設共済の場合でも、万

万そういうことのないように事前の策を講じなければならぬわけですから、いわゆる果樹共済のようにそういう不足ができて、見直しをしなければならぬという問題を解き起こして、今後、将来の問題としてどういふふうにお考えになつておられるのか、また、そのことの処置をどうされるのか、これは大臣もひとつぜひ認識の上で立つてお答えいただきたいと思ひます。

そして二つ目には、家畜共済の国庫負担の改善は、確かに牛が二分の一、馬、種豚が五分の二、肉豚が三分の一、これは五十二年度から実施したばかりであります。恐らくこれから先の農畜産物拡大の問題やら、畜産農家における生産意欲をを持たせるためにも、もう将来はやはり牛のようにならなければならぬのではないか、そういう強い要望もあるわけでありまして、そういうことに対して大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに三つ目でありまして、この本格実施に伴いまして、この事務も相当ふくそうしてくるのじゃないかと思ひます。政府関係筋もさることながら、地方自治団体においてもそうでありましょ

うが、準備費その他事務費などに対する助成、そしてまた、普及をされるあるいは調査をされる、こうしたことについては十分な事務費国庫負担、そうしたものに付いて確保されなければならぬわけでありまして、共済はつくつたけれども、実際にその準備段階あるいは調査段階、あるいは加入促進の問題もありませんから、そうした面について、これはどうせ附帯決議の中にまた入れなければならぬ問題でありまして、政府としてどういふふうにお考えになつておられるのか。また、そのことがこれから共済実務の面において実効あるものにするかどうかを将来の問題として路線づけてくるわけですから、この三つについて大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○安倍國務大臣 いま三点についての御質問でございます。

まず、果樹共済について抜本的な見直しをする必要があるのではないかと御質問でございますが、率直に言ひまして、これは今後の課題として真剣に検討してまいらなければならぬ問題であるというふうに思ひます。果樹共済は実施いたしましてまだ日が浅いという関係もありまして、加入率は年々伸びてはおりますけれども、五十二年度に収獲共済で二・四%、樹体共済で八・二%とまだ低位にとどまっておりますし、また四十八年度の本格実施以降連年ひよう害、低温障害、干害等の異常災害に見舞われたために、現在多額の、約百五十億円でありまして、累積不足金を生じておるわけでありまして、こうした状況から、今後は果樹共済モデル組合育成指導対策事業の継続実施、減収暴風雨方式の導入促進等によりまして加入率の一層の向上を図るとともに、引き受け及び損害評価の一層の適正化を通じて収支の安定を図っていかねばならないと思ひます。

さらに、農業共済団体とも連絡をとつて、果樹共済の問題の所在につきましてもこれを明らかにして、運営上改善をされる点は積極的に改善を図るとともに、先ほど申し上げましたような制度の仕

○今村(宣)政府委員　現在の果樹共済につきましてどこに問題があるかということにつきまして、これは私たちはいろいろ団体とも協議をし、あるいはまた学識経験者その他県の担当者等の意見も十分聞いてみなければいけないわけでござい

基準、政府の考える物差し、そうしたことに  
てお考えをお聞きしたいのです。

○今村(宣) 政府委員 畑作物共済の対象作物の単位当たりの共済金額でございますが、これは共済目的の種類等ことの過去におきます農家の手取り

あります。この基準は省令の定めるところということになるわけですが、その基準というのほどいろいろものか、明らかにしていただきたいわけでもあります。

ちなみに、畑作物共済の主要作物栽培状況として

でございますから、できるだけたくさんさんの農家が加入していただくことが望ましいと思いますが、しかし、余り小さい農家もこれの対象にするということとはふさわしくないと考えられますので、共に済に加入できる農家の規模について一定の基準を

設けることにいたしております。この基準は、できるだけ地域の経営実態に合わせて弾力的に取り扱えるようにいたしますために、一定の国の定める面積基準の範囲内で組合が加入基準の選択ができるというふうにいたすことを考えております。

そこで、この国の定める面積基準でございまして、畑作物共済は、大体、北海道にありましては、組合等が共済対象とする作物のいづれかの栽培面積が三ヘクタールから一ヘクタール、それから、北海道以外の地域にありましては、組合等が共済対象とする作物のいづれかの栽培面積が十ヘクタールから三十ヘクタールまでにするということを考えております。従来、試験実施の加入基準は、北海道は一ヘクタール、鹿児島、沖縄は二十ヘクタールでございましたが、今後は十ヘクタールから三十ヘクタールの間で、地域の実情に即しまして組合が選択をするという扱いにいたしたいと思っております。

それから第二点の、畑作物共済において共済関係を成立させないものはどのようなものかということでございますが、これは省令で定める一定の事由があります場合には共済関係を成立させないということ、省令で定めます内容でございまして、一つは、共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること、第二は、基準収獲量の適正な決定が困難であること、第三は、損害の額の適正な決定が困難であること、第四は、大豆及びインゲンについては未成熟のまま収穫されること、その他通常の肥培管理が行われず、もしくは行われないおそれがあることというふうなことを定めることを予定をいたしております。

例示として申し上げますと、たとえば河川敷内の水害常襲耕地でありますとか、あるいは開拓地、干拓地等であつて作付年数が非常に少ない耕地でありますとか、あるいはきわめて遠隔地にあり耕地でありますとか、あるいは無肥料栽培をいたしております研究用の農園でありますとか、そのような特別なものを省令で引き受け対象から除外をするというふうにいたしたいと考えております。

でございます。

○新盛委員 次に、国の再保険の問題についてお尋ねしておきます。

畑作物の共済の場合の事業責任分担について、畑作物共済は、組合等の負う共済責任を連合会が保険をし、政府の特別会計がこれを再保険する仕組みで事業が実施されていく、いわゆる三段階制という形になるわけですが、連合会はこの組合等の負う共済責任の九〇％を再保険することになっていくわけですが、連合会の負う再保険責任のうち通常の標準被害率を超える部分、いわゆる異常部分でございますが、その九五％を再保険することになっていく。この異常部分の掛金率は、今後どう考えていくかということですが、率とこれは違ふのですが、国が全部持ったかどうかという、これは制度実施早々でそういうわけにはいかぬだらうけれども、そのことについて将来の展望をぜひお聞かせをいただきたいと思つております。

この掛金率は農林大臣が示すと、これは畑作物共済の場合でも園芸施設共済の場合でも同じであります。そういふふうになっていく。この掛金率は、どういふふうにして決めるのか、また、このような責任を連合会に持たした理由、これもいろいろあるのだらうけれども、それは何であるかをお聞かせをいただきたいと思つております。

試験実施では国が七〇％、連合会が三〇％の責任分担、本格実施では国が九五％、連合会が五％という形になっているのですが、この異常部分の掛金率、そしてまた、その責任を連合会にも持たせるという、そうした理由、このことについてお答えをいただきたいと思つております。

○今村(重)政府委員 農業災害補償法におきまして国の再保険は、都道府県単位では十分な危険分散が図りにくいような災害につきまして、再保険を通じて全国的な危険分散を図っていく、そして事業の健全な運営を確保しようとするものでございまして、畑作物共済につきましても、農作物共済等の収獲保険で採用いたしております超過損

害額の再保険方式をとることにいたしております。この場合、共済団体から国へ再保険する額をどの程度とするかという問題でございまして、これは、一つは事業実施対象の分布状況でありまうと、あるいは被害の発生態様でありまうと、事業の実施体制あるいはその整備の状況等を総合的に判断して決定する必要があるかと思つております。

具体的に、都道府県単位の被害率の分布のうちで比較規則性を示すいわゆる通常部分につきましては、連合会の範囲で無理なく危険分散ができますので、全額これを連合会に責任を負担させることにいたしております。それ以外の部分のいわゆる異常部分につきましてはどうするかでございまして、畑作物共済は任意加入制をとっていることから、可能な限り連合会の事業規模を拡大をいたしまして、その自主的の事業活動の活性化を図っていくということが一つあります。それと同時に、引き受け損害評価における自律機能と云つておるわけですが、そういう連合会の自律機能を強化して適正な事業運営を図っていくという必要がございます。その中で、試験実施の結果から見まして、連合会の収支に影響のおそれがないと考えられます範囲で、異常部分の五％について、これに対応する保険料を連合会に留保すると同時に、その部分の責任を連合会の負担にするという考え方をとつたわけでございます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕それから、御指摘の第二点の、畑作物共済の共済掛金率の決め方でございまして、自然災害を共済事故としていふことから、共済掛金率を適正かつ安定的なものにしますために、原則として過去二十年度の被害率を基礎として共済掛金率を算定することになっております。また、同一都道府県内でございまして、地域により被害発生態様が異なるので、その危険の程度により地域を区分いたしまして危険階級を設定しまして、その危険階級ごとに被害の実態をよりよく反映するように共済掛金率を算定することにしたという考

えております。

○新盛委員 園芸施設共済の場合の事業責任分担問題とも関連がありますが、超異常大災害というときには全額国庫負担という形になります。異常大災害、一般的、通常の事故、あるいは超異常大災害、こういうことで、ビニールハウスその他の園芸施設はその被害度の状況というものがきわめてよくわかるわけでありまして、一定規模以上の災害の程度の理解、これはどういふふうにお取り扱いはなんでしょうか。いまだ交通量も激しいときですから、自動車も飛び込んできてもこれは災害に入れるのか、あるいは畑作物の方はそういうのは入れないけれども、園芸施設の方はそういうのは入れないけれども、こういうふうな判断がわれわれがこれからやっていく面でも非常に問題を混乱させるんじゃないかと思つて、そのことをお聞かせをいただきたい。

それと、共済掛金国庫負担の対象共済金額で、最近園芸施設の大規模化あるいは装飾化が進んで、一千万までは試験実施のときには見えているようですが、将来は相当金もかかるんじゃないかと思つて、そういうものについて、現状超えるという大規模化あるいは装飾化されていく面でも当然超えるという予想されているわけですから、そういう引き上げということなどについてもお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思つております。

○今村(重)政府委員 園芸施設共済におきまして全額国庫が再保険をいたしますのは、非常な異常共済事故、超異常の共済事故が起きた場合でございまして、これは国が全額再保険しなければならぬ処理をしなければならないこととございまして、事業が継続不能の状態に陥るおそれがあるような災害を省令で決めていきたいと思つております。たとえば関東大震災のような地震でありますとかあるいは室戸台風のような台風が来した場合に全部国が責任を持って処理をするというふうな対処をいたしたいと思つておるわけでございます。それから、共済事故が畑作物共済と園芸施設共



済の場合には若干異なっておりますが、これは御存じのとおり、園芸施設共済の場合におきましては、たとえばガラス室等の大きなものになりますれば一千万近いというふうなこともございまして、その資産的価値等を考えますならば、航空機が落ちた、自動車飛び込んだといったときの被害の程度が非常に大きいわけでございますが、畑作物の場合には被害はございすけれども、その補償効果ということから考えてみますれば、やはり園芸施設共済の場合とは異なるのではないかといいことで、そういう扱いにいたしておるわけでございす。なおまた、園芸施設共済におきましてはハウス施設なんかにつきましては、現在一千万を限度といたしておりますが、これは今回の改正に際しまして大幅に引き上げたいというふうに考えております。

○新盛委員 最後に、農業共済団体の家畜診療施設の法的な位置づけの明確化ということで今度法文化されるわけで、法的な位置づけをいまままで明確でなかったところをやるということでございますが、これは五十一年の段階で附帯決議の中でも強い要望が出されているわけですし、また同僚議員の方からも事細かく追及もあるかと思ひますが、考え方をだけお聞きしておきます。

これは確かに、五十二年の四月、全国で六百六十一カ所、これは家畜診療所というふうになつてゐるわけですが、鹿児島でも三十六カ所、働いてゐる獣医が百二十人、こういうふうな状況でありまして、一カ所で、中には十六人から働いてゐるという状況もあります。しかし、問題は、獣医師会との関係で、一部にはこういう診療所を法的に位置づけることをやられることは非常に困るという意見も実は出されているわけですが、むやみにあちらこちらにどんどんつくる。無医村みたいなところで無獣医の個所があればそこにつくるといふことはやぶさかでないのしょうが、この辺のところの調整、獣医師会との話し合い、そして地方段階において混乱をしないように、開業医と家畜診療所の関係について今後どういう調整を、また

話し合いもされていくのか。そのことによつて今後の農業共済、いわゆる家畜共済を含む全体の問題として、損害防止の問題やら飼養管理、衛生指導、こうした面の波及効果を非常に期待してゐるわけですから、開業医との間でトラブルの起こらないような仕組みを考えなければならぬわけでありますが、その点はいかがでしようか。

○今村(宣)政府委員 一つは、家畜診療所の法制化について開業獣医師との意見の調整が十分図られてゐるかどうかという問題でございすが、私の方は、開業獣医師会とは十分話し合いをいたしまして、その実現に協力をするというのを共済協会で文書でいただいております。また、その後もいろいろその確認をそれぞれの理事会等で獣医師会としては行つておるところでございまして、この問題につきまして開業獣医師の一部に反対する向きもあると聞いておりますが、日本獣医師会としては五十二年十二月に正式に文書によつて賛成である旨の意思表示をいただいております。さらに二年後の昭和五十二年十二月の理事会においてもこれを再確認をされておるという状況でございすので、農林省としては日本獣医師会の賛成が得られてゐるものと考えておるわけでございす。

なお、農林省としては、法制化に伴つて農業共済団体等の家畜診療施設が他の診療施設との間に無用の混乱を招くことのないように、細部の指導に十分配慮を期してまいりたいと思つております。現に共済協会と日本獣医師会とはこの点について話し合いをいたしておられます。また今後状況により各都道府県における共済関係団体と獣医師会との話し合いも進めまして、その辺のことは十分配慮をして処理をしたいと考えておるわけでございす。

○新盛委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 この際、午後一時十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開議

○山崎(平)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。柴田健治君。

○柴田(健)委員 農業災害補償法の一部改正に関する、与えられた持ち時間の範囲内で具体的に御質問を申し上げたいと思ひます。

そのものずばり、まず今度のこの改正は家畜診療なり畑作なりまた施設園芸というものの、特に施設園芸に関連をしてわれわれは重大な関心を持つておるところでございすが、まず、適用する場合に何としてみても人の問題であります。要するに共済事業に関連する職員の出退なり増員の問題、こういうものについてどういふ考え方を持っておるか。そしてまた、災害補償委員会というか評価委員会、この評価委員の構成、処遇改善、そしてどういふ予算措置をしておるか、この点を明確にひとつ御答弁願ひます。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○今村(宣)政府委員 御指摘のとおり、共済事業を円滑適切に実施するためには、それは人の問題でございまして、できる限り優秀な人材を確保し、同時に損害評価に当たりましては専門的な知識を活用いたしまして、そのための人材確保を図るべきことはお説のとおりでございす。そのような意味合いにおきまして、従来、職員の待遇改善につきましまして、私たちがいたしまして、たとえ組合の一般職員について見ますれば、四十九年に七等級の六号俸でございまして、これを逐年ベースアップ、号俸アップをいたしまして、五

十三年には六等級の七号俸にいたしておるところでございす。したがしまして、給与等を当該市町村の同一学歴、年齢と比較いたしますと、従来は相当見劣りがいたしておたわけでございすけれども、いま申し上げましたような逐年の一号俸ずつを上げていくという処理によりまして相当いいところまで来ておるのではないかと思ひます。今後とも組合、連合会を通じて職員の待遇改善には特段の努力をしてまいりたいと考えておるわけでございす。

また、損害評価に当たりましての専門的知識の必要性ということとは、私もこれを痛感をしておるところでございまして、共済団体の職員等に対しまして、従来の試験実施を通じて、その専門的知識、技術の習得に努めてきたところをございすが、本格実施に当たりましては、園芸施設事業が行われます当該地方におきまして、損害評価の講習、技術の習得等につきまして遺憾のないように対処したいと思つておるわけでございす。

また評価の仕組みにつきましても、従来の試験実施におきましては、園芸施設調査員あるいは園芸施設共済事業運営協議会というところで運営いたしておたわけでございすが、今後は損害評価を専門に行う損害評価員あるいはまた園芸施設共済事業運営協議会というものを設けてその適正化を図つてまいりたい、かように考えておる次第でございす。

○柴田(健)委員 局長はそういう答弁しかできないだろうと予想はしております。いまの共済事業に携わつておる役職員の処遇が十分でありませんという答弁はできないから、やや向上してございすと言つておられますけれども、実態はそうではない。実態は市町村職員の方が給与が上だ。その次が農協職員、共済職員、こういうことで大体ランクが決まつておる。特に共済事業に携わる職員は機動力が必要だ。いま機動力の購入なり維持管理なりそういう面に膨大な経費がかかる。その検

出にすら苦勞をしておるのが実態であります。ましてや今度は評価員の新しい協議会をつくつてやられると言ひますけれども、それなりの研修なり講習なり、みずから評価員としての權威を保つためには相当の研修をしなければならぬ。その研修の費用すらないというのが実態であります。局長は、あなたが号令をかければ何でも言うことを聞くように思つておるけれども、そうはなかなかいかない。やはり国がどこまでそういう面の財

政援助をするかということが、本法の改正が生ずるかどうにかにかかっておるわけです。思い切つて職員をもう一号俸上げたらどうですか。上げて、ある程度のレベルに合わせる。そうしてやらないと本当の活動をしないのじゃないかという心配をしておるわけです。おさなりの制度をつくるのならいざ知らず、より一層発展させていく、きのうの大臣の提案説明の中を讀んでも、農業政策の大転換を迎えておるといふ時期においてこそ本当の共済事業の必要性が迫られる。その担い手となる役職員の処遇の改善というものが基本にならなければならぬ。それを忘れられて、ただ制度改正だけで事が足りるといふ安易な考えでは十分とは言えないと私は思う。

それから、たとえば農業委員会でも、農林省の下請機関というか影響下にある団体の評価員の処遇がいままで非常に悪い。せめてこの農業共済事業に関する人々については、思い切つて処遇改善をやるのだという決意が欲しいのです。その決意を聞かしてもらいたいです。

○今村(宣)政府委員 まず共済組合職員の処遇の改善でございますが、市町村の共済関係職員との給与格差がどの程度あるかというのを私たちが調べてみたわけでございますが、五十一年度で見ると、農業共済組合の職員は、年齢換算をいたしまして三十七歳で月額大体十三万一千円でございまして、それに見合う三十七歳の地方公務員、町村の公務員の月額が十三万九千九百二十二円でございまして、約八千九百円ぐらゐの差がございまして、これは五十一年度の数字でございまして、五十二年、五十三年度において補助職員の基準号俸をそれぞれ一号アップをいたしておりますので、現在のベースで比較はできませんけれども、その一号アップの効果を考えれば、共済職員の給与と市町村共済関係職員の給与はそれほど隔たりがなくて、おおむねバランスがとれてきておるのではないかと思います。

しかし、また同時に、先生の御指摘のように、職員の処遇を改善することが今後共済事業をまず

まず発展させるゆゑであるということにつきましましては、私としても十分銘記をいたしておるところでございます。今後とも共済職員の給与改善には努力をしてまいりたいと思つております。

また損害評価員の手当のアップにつきましても、五十年度予算で大体四〇%のアップを行い、五十三年度予算においても五〇%のアップを行つたわけでございます。アップ率としてはこの数年相当なスピードでございすけれども、もとになる手当の額が低うございすので、損害評価員の手当の増額等についても今後ますます努力を積み重ねてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○柴田(健)委員 局長がそこまで決意を言われたのだから信用いたします。今後を見ていきます。

ただ、共済事業の職員は、被服の面においても、乗り物の関係からいっても、市町村職員と比べておのずから経費がかさんでおるわけですね。これらも勘案して物を見なければならぬ。履き物一つでも違つておる。一年間に外に出て活動する稼働日数というか、事務所におる率が少ない。そういう面から見て処遇改善には十分配慮してもらいたい、こういうことをつけ加えておきたいと思ひます。

次は施設と作物との関係ですが、施設の方はいろいろある。半ば永久的な施設、また一時的な施設がある。ところが、中につくる作物は季節によつて違つてくる。だから施設と作物と分離的な評価をする、あるいは一括評価をする、そして保険額を出して掛金を掛ける、こういうことにならうかと思うのですが、経済効率を上げるために中の作物が一年間に何回もかわつてくる。その場合に、万一損害を受けた場合の認定の方法について具体的に説明を願ひたい。

○今村(宣)政府委員 施設内農作物を特定施設の付帯共済としておる理由でございすますが、施設内農作物は種類が非常に多様でございまして、共済価額、料率、損害評価等において共済制度として仕組むには非常にむづかしい点が多いわけでござ

います。しかし、施設共済の本格実施に当たりましては、施設内農作物を、より補償内容が充実した形で、特定園芸施設とあわせて共済事業の対象とするようにという要望が非常に強うございまして、私たちは施設内農作物の補償内容の充実という観点から、共済金額の設定、損害評価方法の確立等について相当の改善を加えたつもりでございますが、なお相当の割り切りを要するわけでございまして、本格実施においても施設内農作物は特定園芸施設の付帯共済として位置づけざるを得ないわけでございす。

その理由はいろいろございすけれども、同じ作物の種類でございまして、作付時期が御指摘のように違ふとか、あるいは収穫量、単位当たり価額の変動が大きくて、施設内農作物の種類ごとにきめ細かく共済金額を設定することが非常にむづかしい状況でございす。

そこで、施設内農作物の損害評価をどうするかという問題でございすますが、施設内農作物の損害額は、施設内農作物の引き受け時における共済価額に共済事故の発生時に損害評価によつて確定された施設内農作物の損害割合を乗じて算定する。これはあたりまえなことではございすますが、その損害割合につきましましては、施設内農作物の共済価額は投下費用である生産費を基礎にして定められる。それから、発芽または移植したときから共済事故の発生時までの経過年数が投下費用との間において相関が高いということに着目しまして、施設内農作物の収穫開始前に共済事故が発生した場合に標準生育期間に対する共済事故の発生した時期までの生育期間の割合、また共済開始後に共済事故が発生した場合に標準収穫期間に対する共済事故の発生したときまでの収穫期間の割合及び共済事故の発生した場合に行う検見評価によつて連動的にとらえた当該施設内農作物の被害割合を基礎として算定するという方法を考えている次第でございす。

○柴田(健)委員 施設園芸はどうしても季節物で、その時点において品種が変わつてくる。そう

してやはり保険制度というものは次の再生産に必要な補償というものが保険制度のねらいでありまして、再生産に必要ということになれば、評価基準というものは収穫量を標準として査定をしていくのが本筋だ。ところが施設園芸の場合には標準収穫量というものはどういふ形で認定するのだから、そこに疑問が起さるのとお尋ねを申し上げたのであつて、それから一山何ほで、施設はそんな変化を起さないけれども、中の作物は常に品種が変わつておるといふ場合に、そういう季節季節の品目が変わるごとに調査に行くとか認定に行くとか確認に行くとかということがはもう大変な作業である。そういうことが、加入をする農民から見れば疑問を持つし、どうなんだろうかという不信感という不安を持つてくるので、そういう点の説明には十分、万全の措置を講じてもらいたい。この点、どうですか。

○今村(宣)政府委員 特定園芸施設とその付帯施設につきましましては、その共済価額につきましましては、その施設の共済責任期間開始のときにおける再建築価額または再取得価額に施設に係ります時価現行率を乗じて得た額に相当する価額にするわけですが、施設内農作物の価額につきましましては、その施設内の農作物が栽培されております特定園芸施設の再建築価額に、施設内の農作物の価額算定率というものををつくりまして、それを掛けて出すということを考えておるわけでございす。それではその施設内農作物の価額算定率というものはどう決めるのかといひますと、特定園芸施設の施設区分、これはビニールでありまして鉄骨材であるとかございすますが、そういう施設区分ごとの平均的な再建築価額に対応しまして施設内の農作物の平均的な生産費を出しまして、それに相当する価額が算定される率として定める考えでございす。その共済価額算定率を、一例をとつて申し上げますと、たとえばパイプでありまして、再建築価額がたとえば百二十五万円であるとしますと、その中に大体つくられます作物がいろいろございすますが、それを平均的に見まして、その施設内に

つくられます農作物の第二次生産費が大体七十五万円くらいであらう、こういいたしますと、施設内農作物の価額算定率というのは六〇%である、その六〇%を掛けまして施設内農作物の共済価額を算定するというにいたしたいと思っておるわけでございます。

○柴田健委員 時間が十分ございませんから、はしょってお尋ね申し上げるのですが、次は施設の標準額なんです、施設もいろいろある。本場の標準なビニールハウスもあれば、パイプ方式の組み立て方式のハウスもあるだろうし、軽鉄骨の組み立てもあるだろうし、鉄筋で、完全にコンクリートで基礎固めをしてやる施設もあるだろう。各種あるが、要するにそれぞれ坪単価が違ふ。たとえばパイプハウスにしてもパイプの太さによって価格が違ふ。ビニールでも厚さによって価格が違ふ。いま多種多様の品種ができて、それによって価格にまた相違がある。そういう面の施設の坪当たりの評価額というものを、上限と下限という形で基準を決めるのかどうか、坪当たりはこういう施設については上限は五万円なら五万円見ますよとか、十万円なら十万円見ますよとか、下限の場合は最低二万円に見るとかというように上限、下限の基準を示して、それに合わせて保険額を出すのか出さないのか、その点どうですか。

○今村(宣)政府委員 確かに、施設につきましてもガラス室があり、ハウスがございまして、ハウスにも木竹があり、パイプがあり、鉄筋があるというふうに分かれております。私たちがその施設の共済金額を決めます場合には、その施設をつくるわけだけだだけかかるといふその価格で見るとどうこうというところは考えておりませんが、しかし申し上げましたようなそういう型式でそれぞれの一応の基準的な価格は念頭に置いておるわけでございます。たとえばハウスのパイプでございまして、共済価額は四十二万四千四百三十三、こういうふうなことの基準的なものは一応念頭にございまして、上限価格を決めてどうこうということ

は考えていないところでございます。

○柴田健委員 それから施設内の付帯施設なんです、暖房施設とか灌水施設、換気施設、これまた品物によつては高いのもあれば安いのもある、いろいろある。それから施設の面積によつて施設費がまた違ってくる、たとえば三十坪程度が百坪か二百坪かということで、大ききによつてそういう付帯工事が違ふわけですが、その場合にもどういふ保険額の基準を出すのか、お聞きしておきたいのです。

○今村(宣)政府委員 確かに付帯施設でもいろいろございまして、大ききによつてモーターの大きさが違つたりいたします。私たちはそれぞれのたつたものはどのくらいするかということとはわかるわけでございますから、その価格をつかまえて共済金額を算定するというを考慮しておるわけでございます。

○柴田健委員 それなら要するに購入時期の購入価格で決めていく、こういうことですか。

○今村(宣)政府委員 そのときそのときの購入価格によつて決めていくということでございます。

○柴田健委員 いま共済事業の事業推進で、町村営と組合営と末端では二つに分かれていて、この町村営と組合営とどちらがメリットがあるのか、デメリットがあるのか。農林省としては、いま教を見ると約半々になっているが、どちらが好ましいのか、組合営の方が共済事業としてはやりやすいのか、町村営の方がやりやすいのか、それをもっと具体的にひとつ説明をお願いしたい。

○今村(宣)政府委員 農業共済団体の業務運営状況は、その立地条件でございまして、共済事業あるいは共済目的の種類、あるいは事務所、損害防止施設等の整備の状況、それから職員の年齢構成によつてきわめて多様でございまして、また、組合と市町村では会計処理方式が違ふということもあつて、一概にその優劣を論ずることはむづかしいのですが、全国的な数値から判断する限りには、一般的には組合営の方が市町村営に比し効率は

の点ですぐれておると思っております。現在の共済制度のもとにおきましては、私たちは、組合営が原則であつて例外的に市町村営とするという考え方は、基本的にはそのように考えておるわけでございます。

なお、広域合併を推進いたしておるわけでございますが、農業共済事業の実施体は、先ほど申し上げましたように農家の自主的な組織である農業共済組合を原則とするものであると思ひますが、この立場から事業の運営基盤を強化するために広域合併を積極的に推進をしておるところでございます。

○柴田健委員 われわれは、この法の精神からいふと組合営の方が筋だ、こう思つておる。ところが町村営の方が一つも減らない。ある県においてはふえていく。こういう形態は、将来完全に農業災害補償制度は国営にしてしまふ考えで、末端では地方公共団体にそういうことをやらしておるのか。そういう将来の展望があつて末端ではそういう二本立ての業務運営をやらしておるのかという気がするのですが、その点の展望があるのかないのか。将来農業災害補償は完全に国営にしてしまふのだ、こういう展望の上で立つて末端で市町村営にある程度やらしておるのだというふうな受けとめ方も一方ではせざるを得ないという気持ちがあるわけではあるのですが、いかがですか。

○今村(宣)政府委員 確かに、御指摘のように、市町村営と組合営と、数から見ますと大体半々に相なつておりますが、事業の規模から見ますと、やはり組合営が七割で、市町村営に係りますものが三割程度でございまして、圧倒的に組合営であります。その事業量が多いわけでございます。私たちが、やはり組合営を原則とし、やむを得ざる場合に市町村営を行つたというたまたまをとつておるわけでございます。決して市町村に移譲することによつて行く行くは共済事業を国営にしたい、こうというふうな考え方は毛頭持つていないわけでございます。

○柴田健委員 この問題については、将来、法の精神に沿つてどちらがいいのかということについてもう少し農林省は節度のある指導方針を出すべきではないかと、こういう気がいたします。なぜかといふと、私はいま消防をやつていますが、消防団の立場からいふと、建物共済は農協がやつていて、それから農業共済がやつていて、ところが組合の方は、町村営の共済というものは農協そつちのけにおいてほとんどありません。けんかが始まる。だから、片一方は町民であり片一方は農民という、どちらが農民か町民か、卵が先か鶏が先かわからないが、同じ人間でこちらから攻められ、あちらから攻められて、昼は役場の職員、夜は農協の職員、こういうことで、家庭訪問で加入の争奪戦をやる。進退ここにきつた、こういうことですね。どちらに顔を向けたらいいか。結局それなら半々に加入するか。一千万円の保険契約をするのには、五百万は農協に顔を立てる、五百万は町村の方へ顔を立てる、こういうことでこの建物共済でけんかがある。そういうことが現実には起きている。それらをどう調和をとるのか。農林省は名案があるのですか。

○今村(宣)政府委員 共済組合は任意共済として建物共済を実施しておりますし、農協は農協で共済農協連が農協及びその連合会の組織で生命共済、建物共済等を実施いたしておるわけでありまして、共済の場合市町村が実施をいたしておるわけでございます。これはもう柴田先生篤と御存じのように、共済の協議会において事業主体は連合会という形で行われておるわけでございますが、両者の事業の調整につきましては、御存じのように三十八年の両者の三三協定と申しておりますが、その協定に基づきましてそれぞれの方針において行つたことになつておるわけであり、新しい事業を始めるときには両者よく話を合意の上で行つたことに相なつております。最近、建物共済の料率の引き下げ問題をめぐりまして若干両者の間でがたがたいたしたわけでございますが、この件は、農林省といたしましては強力に指導をいたしまして、両者話し合いの上、この

四月一日をもつて料率を引き下げたということでございます。それを契機にいたしまして、たとえ共済組合の限度額の引き上げ問題でありますとか、あるいは従来農協が言っております建物更生共済の改定問題等につきましても、十分両者は話し合いの上で満ちたことを実施してまいりますように、今後とも強力に指導してまいりたいと考えております次第でございます。

○柴田(健)委員 まあ局長もお困りだろうと思うのですが、それぞれの機関が加入額の実績をどうなん両方で発表し合いっこをするものだから、何年度は農協共済の方はこれだけの加入額がふえた、農協の方は農協の方でこれだけ建物共済の加入額がふえたというように、両方競争をおおるものだから、いろいろそういう見解の相違、摩擦というものは起るべくして起きているのだから、こういう制度の中から生まれてくるのですから、その点の調和は農林省がとってやるという格段の努力が必要だ、こう思います。

まあそれはその辺でとめておきますが、今度の施設園芸の共済事業が開始されるに当たって、個人個人の加入の道、それからもう一つは団体加入、というのは地域団体というか、たとえば今度の米作転作で地域における集団栽培というような指導が行われておるわけですが、たとえば行政区域単位で一括加入、そういう方式と、個人個人の加入と、どちらを奨励するつもりですか。

○今村(宣)政府委員 これはたてまえとしまして、個人個人が共済組合員となり、それが共済契約を締結するというのがたてまえでございますから、私たちとしてはそれはそちらの方のそういうたてまえに即した取り扱い方がいいのではないかと考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 一括はなるべく避けるというふうですか。

○今村(宣)政府委員 もちろん地元の話し合いによりましてそういう一括加入方式をとられるならば、それはそれとして結構ではないかと思っております。

○柴田(健)委員 それから、たてまえ論というよりか実態論ですね。いま地域で集団栽培というところで奨励しておるわけですから、施設園芸でもすべて資材の共同購入をして、ただばらばらに施設園芸を始めるのではなくして集団で施設園芸をさせていく、農林省もそういう方向で指導しておるのに、こういう共済事業の加入については個人単位でいく。人間でも個人個人で生命保険に入る人もあれば、職場において団体共済として団体加入する道もある。それだから両方でもいいのだ。思いつていっぺんに加入してくれて、この事業が伸びていくように、そして耕作農民を災害からある程度保障して守っていくというように考えた方がいいのではないか、こう思ってお尋ね申し上げておるのですから、たてまえ論だけでなしに、この法が施行されたらこういう方法で強力に行政指導いたします、協力をお願いする、こういう答弁が欲しいと思うのですが、質問と答弁と私がしないうか。

○今村(宣)政府委員 お話しの集団加入の意味でございますが、共済契約を締結し得る者は施設の所有者または使用者ということになっておりますから、契約自身はやはり所有者、使用者という法律に規定しております者が申し込みをし、組合が承諾をしという経路をたどるのかと思ひますが、仮に地域の集団で一括に入らうじやないかと、いうふうな話し合いができて、そこでたとえば掛金を集めて一括納めるとかそういう形であれば、これはもう願ってもないことでございます。私たちとしてはそれは非常に結構なことだと思ひわけでございます。それからまた同時に、たとえば農協がそういう加入者をみんな取りまとめて申し込みをする、あるいは場合にによっては掛金も一括して一緒に納めるということでございますれば、これもまた結構なことであらうと思ひます。水田利用について、仮にたとえば、農協等への水田の委託の一つの方法として、農家が農協に経営を委託する方法が認められておりますが、このような場合には、農業共済につきましても組合への加入

者は農協でありますし、共済金は、損益が委託者である農家に帰属いたしますので、農協を通じて当該農家に支払われるということに相なりますから、そのような扱いもあり得ると思つておる次第でございます。

○柴田(健)委員 別の角度からお尋ねしてみたいのですが、たとえば火災保険である損保協会のいうことですね。日本には火災保険会社は二十一社あるわけですが、二十一社でやっておる損保協会がある。また生命保険は生保協会がある。ところが、そういうのは資金があるから、ある程度一方では貸付制度をやっている、融資というところで金を貸している面もある。農業共済などは国の事業であるから、たとえばそういう施設について、は、保険の掛金が、まあ余るか余らないか知らないけれども、万一余つて余剰金として積立金にする、その金を使って施設栽培の促進にある程度資金を融資していくということは考えておるのかどううか、ちょっとこれをお尋ねしておきたい。

○今村(宣)政府委員 農業共済は、やはり法律に基づきまして特定の業務を行うわけでございます。しかも、それは農協と比べまして非常に公的色彩の強い事業を行うわけでございます。したがって、その余剰金の運用につきましても、特別な配慮を必要とするわけでございます。有価証券の取得とか預貯金という限られた運用にいたしております。余剰金ができたからといってこれを貸し付けるといふふうなその余剰金の運用は私は必ずしも適当ではないので、やはり共済組合及びその連合会といたしまして、きちんと保険業務を行う、共済の業務を行うということを本筋として、同時に余剰金の運用についてもそういう安全確実な運用をすべきものではないかというふうに考えておる次第でございます。

○柴田(健)委員 施設災害については、自然災害だとか火災だとか病虫害、その他いろいろ書いてある、特に施設災害は、激甚災害と言ふくらい、国の激特に指定するくらいな災害が起きた場合には、被害が起る。その他は施設によりけりです

が、ビニールハウス程度の簡易なものなら、ひょうが降つてもじきに穴があいてしまふ、被害がある、こうなります。ところが、ガラス張りであるが相当堅固であるのはそう簡単に災害を受けるということではない。道路べりで無縁運転、暴走運転ということでも乗用車とかトラックその他自動車は飛び込んできて壊れちゃう、そういう場合はまあ個々の災害、これはもう天災地変の災害ではない。そういうふうな災害でも自然災害と人的災害、いろいろあるわけですが、その場合を考えてみて、その施設災害は保険に入らなくてもいいじゃないか、えらくもたらえるような災害は起きないのじゃないか、こういう農民の気持ちというものがあつて得るかも知れぬ。それにあえて加入しないよ、こういうことになれば、相当の優遇とか条件がよくなければならぬ。ああ加入しておけばこういう面がいいんだということ、条件がよいという判断の上に立つて初めて加入というものが出てくる。何年たつてもおれのところはどうも災害が起きるやうなもの、入らない方がいいだろうなというやうなことで、この法案というものには生きてこない。その点の取り扱いという理解を深めるためには、どういう方法で呼びかけをするのか。ただ単に入らなさい入らなさいだけでは入らない。いま人間は損得論をまず考える。損得論の上に立つて考えると、すぐ災害を受けるやうな、集中豪雨を受けるとすぐひっくり返る、風速二十メートルくらいあるときひっくり返る、そういう弱い施設は保険に入っておこうかななる。そういうのは案外加入率が高いかもしれぬわけですね。けれども、半永久的や恒久的な施設は入らない。そうするにほらどちらがプラスかマイナスかということを考えてみなければならぬのだから、その点の説明はどういう方法でせられるのか、お聞かせ願ひたい。

○今村(宣)政府委員 確かに御指摘のように、ガラス張りのビニールハウスは、少々の災害では被害を受けにくい。したがって、ビニールハウスのように被害を受けやすいものが加入する

けれども、そういうガラス室鉄筋づくりのようなものはなかなか加入する意欲がないんじゃないかというお話かと思ひます。一つの経験値でございませうけれども、試験実施をいたしてみたい期間をとつてみまして、現在までのところそういうふうな逆選択的な傾向はないわけでございます。もちろん、農家の心理といたしましては、なかなか災害を受けたいのに掛金を払うということはおつくりではございませうが、しかし、ガラス室のようなものにつきましては一たび災害を受けましたときには非常な被害を受けるわけでございますから、私は、その必要性は農家として適正に判断をすれば十分理解をいただけるのではないかと申しておるわけでございます。種類別に定めますから、災害の被害率につきましてもガラス室のようなものにつきましては少ないわけでございます。比較的安全な掛金で災害を受けましたときには相当多額の共済金がもらえるという点に着目をして、この制度は農家に理解していただけるのではないかと私は思つておるわけでございます。もちろんそのような点につきましても、試験実施期間の一年を通じて、十分そのPR、普及に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○柴田(健)委員 保険料率が多少差がありますが、しかしほかの保険でも、たとえば五カ年無事故であった場合には保険料率を下げる、十カ年やつたら何%下げるとかいう道がある。完全な施設をつくつたら災害は起きないけれども、掛けておきなさい、五カ年無事故ならたとえば二・四の掛金が二・二になりますよ、十年たつたら二%になりますよ、こういうことで、期限によつて、無事故の場合には、無災害の場合には料率を少し下げていくという道をつくつてやたらどうか。どうですか、局長。

○今村(宣)政府委員 私たちは、掛金を掛けても災害がないというふうなことに對する農家の不満、そういうことに対応いたしますために、御存じのような無事戻し制度というのを設けておりまして、三年間掛けて災害を受けなかった場合に

は、農家負担掛金の二分の一をお返しするという制度をとつておるわけでございます。したがひまして、掛金の二分の一を国庫が負担をいたしておる、しかもその間に災害がありまして場合には相当な共済金額がもらえるというところでございませうから、ひとつぜひ御理解いただいて農家としての制度に加入をしていただくことが必要であるし、またそれは決して損なことではないと私は考へておるところでございます。

○柴田(健)委員 ある程度のきめの細かい優遇措置を考へてやらないと、この法案は生きてこない、こういう気持ちでお尋ね申し上げたのです。たとえば五年でも十年でも無事故でやつてくれた人にはさきやかでも余裕金を貸し付けしてやる、金利を安くして貸し付けをしてやるという道を將來は考へてやつたらどうかという気がしますのうで、お尋ね申し上げたのです。

それから自動車も飛び込んだ場合、加害者がはつきりしておつて、加害者から損害賠償をもらつたら、保険を掛けておつても保険金はもらえないのか。加害者からもらつても、保険も掛けておるから両方からもらえるのか、どちらか返すのか。

○今村(宣)政府委員 両方からもらうというわけにはまいりませんで、共済金の支払いの前に賠償金の支払いがあつたときには、賠償金を控除した後の損害額に法割合を乗じて得た金額を共済金として支払う。それから共済金の支払い前に賠償金の支払いがなかつたという場合には、組合あるいは農業共済組合連合会または政府は、農業災害補償法の百三条、百三十二条第一項、百四十二条において準用いたします商法六百六十二条の規定によりまして、その支払つた共済金、保険金、または再保険金の支払い額の限度におきまして被害農家が加害者に対して有します損害賠償の請求権を取得することにいたしておるわけでございます。

○柴田(健)委員 どちらかになるわけですが、しかし、保険というものは本当は全額くれないのです。評価額が低いのですから保険額が少くない。それで、施設に百万円かかつておつても実際は半額の

五十万円の保険に入つておこう、こういうことになる。たとえば百万円で施設をつくつたが、自動車も飛び込んで破壊してしまつた。保険の方で五十万円もらえるからあなたは五十万円でもよろしい、そういう場合には両方から取れるわけですね。

○今村(宣)政府委員 お話は、恐らく損害額の認定問題に係ると思うわけでございますが、仮に損害額が百万円というところで賠償金が五十万円というふうに決まれば、あとの五十万円につきましての共済金の支払いが行われるということであらうと思ひます。

○柴田(健)委員 その点をほつきりしておかぬと、道路べり特に市街地に近いところには施設園芸がいままでもふえておりますし今後ともふえていく。特に、私は岡山県ですが、岡山県は施設園芸がいろいろな面で案外多いのです。この法案が通つたらうんと加入をしてもいい、こう思つておるのですが、いろいろな面で親切というか、この保険制度の価値がよりよく農民に理解されていかなければ入つてももらえないからいろいろお尋ね申し上げたのです。とにかく、私たちは施設園芸の中の作物の保険額というものに関心を持つておるのですよ。正直に言つて、施設は大体おおよそ見当がつく。中の作物が、どういふ場合に災害が起き、その認定をする評価員というものがどういふ勉強をしてもらえるんだらうか、どういふ研究をされるのだから、これは大変むずかしい問題だ。品種が多いだけ、それに合せて病虫害なら病虫害でも、病虫害のあり方、その認定の方法といふものは――大体日本の水稲は長い歴史を持つていますから、評価員も田のあぜに立つてみたらすぐこれはいもちが何割だとか何割減収だといふ、大体目での判断をする能力を持つています。ところが、施設栽培の方はそこまで目が肥えてないし訓練されてないから、非常にトラブルが起きる可能性がある。この点を十分配慮して、特にこの制度に参画する職員であらうと評価員であらうと、一、二年は農林省は力を入れて、教育という

か研修というか、そういうものにくれぐれも手落ちのないようにしてもらいたい。最後に大臣の決意を聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 お話のとおり、施設内の農作物は多種多様でございます。しかもその損害の評価につきましては、御指摘のように稲のように習熟しておるわけではございません。したがつて、この制度が発足するまでにございまして、十分その点につきましてもの配慮が必要でございませうし、また制度発足以後におきましても、そういう観点からの講習会あるいは指導等につきましては、御指摘のとおり私たちがとしまして全力を挙げて対応してまいれる所存でございます。

○安倍國務大臣 これまでは実験でありましたが、これからいよいよ本法が成立すれば本格的な施設ということになるわけでございますから、十分その間に準備を進めまして、本制度の実施については遺漏のないようにやりたいと考えております。

○柴田(健)委員 終わります。

○中尾委員長 武田一夫君。

○武田委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、若干の質問をいたします。

近年におけるわが国の農業の課題は、御承知のとおり米の過剰とかあるいは食糧需給の不安定というふうな様相を背景としまして、輸入の依存度が高まつてゐる麦あるいは大豆などの畑作物を中心とする総合的な、やはり食糧自給の強化というのが大きな課題になつてゐるわけでありまして、それだけに畑作物振興などに関する施策の整備充実が非常に大事なことである。

この農業共済制度がございましてからもう三十年間経過いたしました。農業災害から農家を守り、さらにまた農家の経営を安定、確立という目的を果たすためにいろいろと努力をしてきた、その結果がやはり二十八回にもわたる改正に至つてゐると思ひわけでありまして、そうした努力によつて



農家の方々が救われてきていることも事実でありますけれども、なお今後の農業という問題を考えたときに、特にこれから行われます向こう十九年と言われるいわゆる水田利用再編対策という問題と関係の深い問題でございますので、細かな点までいろいろと当局の考えをお聞きしたいと思っております。

まず最初に、水田利用再編対策、これはいろいろ問題を抱えながらもスタートするわけでありまして、それぞれの地域におきましては、農家の方向がこれから非常に努力をなさり苦勞をなさながら転作ということに取り組みなければならぬ、こういうような状況であります。ことし一年間、これから転作に、自分はいくつかの作物を転作物として実行していくんだというときに、ことし一年分の転作物については、この法では、これは五十四年の四月一日からのものでございまして、からどうしようもないと私は考えるわけでありまして、もしもことし植えたものが何らかの被害によって損害を受けたという場合、そのときの対策というのをどういうふうにかえていかれておるか、その点をまずお聞きします。

○安倍国務大臣 最近における農産物の需給事情を見ますと、米につきましては、稲作志向の強まりや消費の減退には予想以上のものがあります。このために、政府の古米在庫も急速に増加していることは御存じのとおりであります。

また、このような米の過剰基調を強める一方で、麦、大豆、飼料作物等の生産は停滞傾向を脱してないという現状であります。こうした状況のもとにあって、米の需給の均衡を図り、自給力向上の主体となる作物を中心に農業の再編成を進めることが、現下の農政の最も緊急の課題であり、早急に対策を実施することが必要であると思っております。

こうした認識に立って、水田利用再編対策については、これまでの稲作転換のための諸対策の経験を踏まえまして、また地方公共団体及び農業団体等の意見を十分聞いた上に、農林省としての成

案を得て、国会にも御説明をし、御審議をいただいた結果、閣議の了解を行いました。政府としての長期にわたる対策を固めたものでございまして、対策については、本格的な実施を変更するあるいは延期するというような考えは持っていないわけでございます。

また、なお畑作物共済の本格実施は、その準備等の関係上五十四年度からとならざるを得ないわけでありまして、これはできるだけの努力をした結果、実験期間三年間ということでありました。最大の努力をした結果五十四年となったというところについては御理解を得たいわけでありまして、転作条件の整備のためには、国としても百二十億の転作促進対策特別事業を初め各種の助成事業、営農指導、価格流通対策等を総合的に拡充をすることとして、転作農家の経営の安定に努めてまいり考えてございます。

○武田委員 これは四十九年以降試験を続けてきた、これはいまお話ありました、この生産調整ということについては、これは農家の皆様方に相当な無理をお願いしている。それだけに、やはりそれに報いるということは当然必要であるわけですね。三年間かかったと言っておりますけれども、ことしから始まるとなれば、当然、ことしのこのスタートの時点においてやはり共済の問題も同時スタートするくらいの取り組みが必要でなかったか、その点私は非常に疑問であります。もしも、前にもお話ししましたように、ことし各地におきまして、災害等によってそこに植えられたものがいろいろと被害があった場合どうするかという問題、また、何か統計的なものを通してその地域に当てはめることによってその被害対象云々とかというところも聞いておりますけれども、どうもその点が釈然としないものですから、もう一度、もしも万一ことし転作したものが被害があった場合、それはどのような形で補償するか、この点説明していただきたいと思っております。

○今村(宣)政府委員 畑作共済、施設園芸共済の対象作物につきましては、この制度が実施されま

せんと共済の対象になることはできないのでござい

ます。それで、それは一年おくれになったではないかというお話でございますが、この制度の実施につきましては、ただいま大臣から申し上げましたように、私たちがとしてはできる限りの努力を払って今回の改正法案を提案をいたしましたわけでございます。これを実際に施行いたしますつきましては、今後政省令あるいは定款、あるいは市町村によりましては条例の改正、あるいは標準掛金率でありますとか、その他のものもその準備を要すると同時に、団体等につきましてもこれをよく理解していただくかなければならないということ、準備期間一年というものは私たちがしましては非常に短い期間であると思っておりますが、その期間におきましてできる限りの努力をいたしまして、五十四年度から本格的実施にいたしたいと考えておるわけでございます。

そこで、一年おくれになったために、それでは五十三年度中に被害を受けた場合にはどうなるのかというお話でございますが、これは制度の対象にはなりませんけれども、もしもそういう災害が起きた場合には、被災したような場合におきましては、御存じのように天災融資法その他もろもろの災害対策を講じて措置をするわけでございますが、特に大豆の転作物に災害が発生したというふうな場合を想定いたしますれば、農作物に被害を受け、その結果農業経営の維持が困難になるといふような農家につきましては、農林漁業金融公庫にありまして自作農維持資金を活用いたしまして十分融資その他の措置を講ずると同時に、既借入金の償還が非常にむずかしくなるといふような場合でありますならば、農家の実情に応じまして、場合により償還猶予等の措置を講ずるといふ措置をとることによって対応してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武田委員 それではお聞きしますが、その転作物は、何年くらい期間の中で基準収量と

ますか、それを決めようとしているのか。畑作あるいは園芸施設の場合は三年間の試験実施ということをやってきました。これから豆とかいろいろなものを植えるわけですから、これはやはり基準収量というのをはっきりしておかないと、共済というもののあり方としては問題になるわけです。何は何年、そしてその間いまま言ったような方法で災害に対しては補償していくんだということとはつきりしておかなければいけないと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○今村(宣)政府委員 料率算定の基準といいますが、年次でございますが、試験実施は現在まで三年間で、これは五十三年も引き続いていたします。それ以前に私たちは委託調査でいろいろ調査をいたしておりましたから、データとしては十二年のデータがございまして、したがって、本格的実施になりますならば被害率その他の算定には支障がないというふうに思っております。原則的にいいますれば二十年の災害の状況を見て決めるということでございますが、スタートの場合におきましては、いま申し上げたようなデータに基づいて十分対処していけるというふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 それじゃ次の問題に移りますが、今回畑作物の共済の実施が本格的に行われます。対象としてはレイシ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、サトウキビ並びに政令で指定する農作物としております。この政令で指定する農作物というのは、具体的にどのようなものを指すのか。

○今村(宣)政府委員 現在の六品目以外に政令でどのようなものを指定するかということでございますが、私たちがいたしましては、現在試験実施中のいろいろな農作物につきまして、それが保険設計としていけるという見通しにございまして、逐次それを追加していくというふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 何か聞きますと、この転作の中で、特にことしなどいろいろデータで報告を見ます

と、転作をしたいというのが非常に野菜に集中しているんだそうです。調査によりまして、全体の二二%という報告がなされておるといふようなことでありまして、農家の方々としては対象作物の拡大というのを非常に期待しているわけですね。

ところで、調査に入っているものに、露地野菜とかあるのは茶、ホップ、たばこ、イグサなどがあるようですが、これはそのとおりでしょうか。

○今村(宣)政府委員 そのとおりでございます。

○武田委員 それじゃ露地野菜の中でどういふものがこの対象になっているのですか。

○今村(宣)政府委員 私たちは、いま露地野菜について、共済制度に乗りやすいと思われる白菜、キャベツ、レタスを対象にしまして、昭和五十二年年度から保険需要、被害状況、保険設計上の技術的問題点について調査をいたしておるところでございます。

○武田委員 トマトはどうなっておりますか。

○今村(宣)政府委員 現在その三品目について調査をいたしておるところでございます。これ以外の品目につきましてはまだ調査対象といたしておらないところでございます。

○武田委員 それじゃ、いま言われました五種類の露地野菜、茶、ホップあるいはたばこ、イグサ、これはいつごろ結論を出す予定で作業が進められていくのか。

○今村(宣)政府委員 これらのものを共済制度に乗せざる場合には、当然、保険設計の面で利率算定に必要な被害率等の基礎資料の整備を図らなければいけません。それから基準収獲量の決定方法をどうするかというところも決めなければいけませんし、共済額の決定方法をどうするか、あるいはさらに損害評価の方法を確立する必要があるわけでございます。これらの問題につきまして私たちは現在鋭意調査をいたしておるところでございます。まず、先ほど御説明をいたしましたように、昭和五十二年年度から調査を開始したわけでございますので、現在これらの品目につきましていつ共済対象として取り上げるのかという

ことにつきまして、明確に申し上げる段階ではないわけでございますが、私たちとしては、別に怠けるわけでは決まてございませんで、鋭意検討を取り進めまして、できるだけ早期に結論を得るよう努力をいたしてまいりたいと考えておるところでございます。

○武田委員 いま露地野菜の中では白菜、キャベツ、レタスということでしたが、国民の食生活の動向から言ってトマトやキュウリなんというものは、これは相当なものです。それが入っていないというのはちょっとおかしいと思うのです。どうしてこれを入れないかったのですか。何かわけがあるんじゃないでしょうか。

○今村(宣)政府委員 実は果菜類の損害評価というのは非常にむずかしいことになって、御存じのとおりスイカも一遍になって一遍にとれるわけではございませんで次々ととれていくという状況でございます。キュウリもそういうことでございまして、そういう果菜類についての損害評価というのは基本的におろすかという非常にむずかしい問題があるわけでございます。したがっていまして、露地野菜のうちそういう非常にむずかしい問題がある程度解決し得るいまの三品目をとらえまして、現在鋭意検討をいたしておりますが、スイカ、キュウリのようなものにつきましては、損害評価一つをとりましてもなかなかむずかしい問題があるということをお断り承を賜りたいと思っております。

○武田委員 それで問題ですが、むずかしいのから早目にやらなくてはいけないじゃないですか。時間がかかるわけでしょう。大変なのを早目にやっつて一生懸命やらないうと、いつまでたってもこれは対象にならないわけですね。それは道理です、それが考えても、むずかしいから後に回すんだなんという理論でいつたら何もできやしないじゃないですか。どうですか、その点。

○今村(宣)政府委員 これは保険でございますから、保険設計ができないと保険の対象にするわけにはいかぬのでございまして、決してむずかしい

から後回しにするということではございせんが、そういうものにつきましての保険設計をどういうふうにしていくかというところは、なかなかさう一朝一夕に解決し得る問題ではございせん。したがって、私たちは、決してむずかしいから後送り後送りということではございせん。保険設計のできるものから逐次これを取り上げていくということにいたしておるわけでございます。その点御了承をいただきたいと存じます。

○武田委員 ですから、できるものはやっつて結構ですが、それと同じに、始まっているのですから、並行しながらでも研究しながら、むずかしいだけに力を入れていく、時間をかけなくては行かないのですから、そういうことを考えないで、やさしいのだけやっつてむずかしいのは後回しだとなれども思うんじゃないですか。並行してやったらどうですか。多少むずかしい、それはやむを得ないとしても、それだけ時間をかけて、農家の人は待っているのですから、その期待にこたえるだけの努力をしなければいけない。これは当然のことじゃないですか。

○今村(宣)政府委員 御指摘のような点を踏まえて、私たちといたしましては、その調査対象の拡大等につきまして十分検討してまいりたいと考えております。

○武田委員 検討して早く実現できるようにお願いします。

それから、蔬菜類の場合、これは果樹の場合、園芸作物も同様ですが、災害による問題と同時に天候による価格の暴落というのがありますね。これも農家にとっては非常に不安であり心配です。指定作物等については価格保証という問題である程度補っているようですが、これは今後もっともと考えなければならぬと思うのですが、いまだどういうふうな考えをいたしますか。

○今村(宣)政府委員 野菜等をこらんだだけでは、制度の仕組みにつきまして農林省としましては逐年価格の安定対策について整備拡充をいたしておるところでございます。そのほか支持価格制

度その他価格制度にはいろいろな形態がございまして、価格の安定につきまして農林省としましては努力を重ねておるところでございますが、価格の下落を保険の対象にするかどうかという問題につきましては、非常にむずかしい問題がございまして、価格の低落というものは全国一本で起こるわけでございますから、要するに保険上の危険の分散ということではできないわけでございます。したがって、災害による損害を補てんするというのが保険としての制度の仕組みになろうかと思っております。危険分散ができない価格の下落を保険の対象にすることにつきましてはきわめてむずかしい問題がございまして。

○武田委員 たばこについてちょっと尋ねますけれども、これは大体、現在の体制では専売公社にすべてゆだねられておるわけですね。専売公社の場合には全面被害でないとはばこをつくつていながら、部分補償というものはたばこをつくつていながら、方々にとつては非常に要望が強いわけですね。農林省としても、たばこについては、先ほど五つか六つの中にたばこは入っていますから、いろいろと検討していると思うのですが、今後これについてどういふふうに対処しようとしているのか。できれば、具体的な内容を話せるだけでもいいから話していただきたいと思っております。

○今村(宣)政府委員 先生よく御存じのとおり、たばこの災害補償につきましては、従来から専売公社が実施しておりました。たばこの災害補償制度のほかに、昭和四十七年度からたばこ耕作組合中央会が実施しております。広域異常見舞金制度というのがございまして、これらの制度につきましては耕作者からさらにてん補の充実を要望する声がございまして、五十三年度から補償率の引き上げ等を内容とするたばこの災害補償制度の改正が予定されておるところでございます。

こういふ状況のもとにおきまして、たばこを農業災害補償制度の中に取り入れるとしますならば、これは掛金徴収を必要とするわけでございますから、現在ありますような補償制度の上乗せ

としての共済制度を仕組まなければいけないというふうに思いますが、果たしてこの上乗せ制度について農家側からの共済需要が存在するかどうかという問題が一つございます。

そういう問題がござりますが、いずれにいたしましても、農林省では、昭和四十五年度から地域特産物の一つとしてたばこを取り上げまして、農家の意向調査、それから被害率の調査を実施いたしておりますので、専売公社とも十分連携を図りながらその制度化について検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武田委員 それから最近山村地域における重要な収入源としてのいわゆる特用林産物、キノコです。シイタケの需要というのは非常なものです。各地でこれが栽培されております。あるいはまたエノキダケとかいうのも食べられるようになって非常に好評なわけでありまして、これはどういうふうになるわけですか。

○石川政府委員 御指摘のように、シイタケその他のキノコ類、大変伸びてまいりまして、生産額でも五十一年でシイタケだけでも約千億ぐらいになっております。それから生産します農家として、現金収入源として非常に貴重なものになっていくわけでございます。順調に伸びてまいりました。四十九年に九州を中心にいたしましてシイタケの原木に害菌がござまして、大変生産が停滞したという事態がございました。幸い最近では取り戻しておりますけれども、それを機会に一つはそういう害菌の駆除の問題、もう一つは共済というふうな制度が仕組めないかどうかという御議論があったわけでございます。その後私どももいたしましたのは、一つはそういう害菌の除去という形でいろいろ研究いたしておりますが、共済の問題につきましては検討を進めることとしていたしております。五十三年度の予算に共済事業として仕組む可能性の有無ということをお調べするための基礎的な調査をいたすこととしていたしております。

内容的には、御承知のように、被害の態様が、自然の災害といえますか、温度とかそういうことによりましてシイタケの生育がいか悪いかという問題のほかに、いま申し上げました害菌がござるは、山地に置いてありますので豪雨等で流失するといふいろいろな形の被害がござります。栽培方法一つとりまして、干しシイタケと生シイタケでは栽培方法に非常に差がござります。それから、各地域でやっておりますので、しかも最近非常に伸びてきているということもござりますので、栽培の量とか方法別といったような基本的事項にまだ十分な調査が至っておりませんので、ただいま申し上げました調査費を使いまして、五十三年度はともかくそういうことの基礎となるべきデータを収集するという段階でございます。その辺のデータを見ました上でさらに検討を進めていきたいと考えております。

○武田委員 そうすると、いずれ将来、その結果によつては共済として取り扱うという方向で検討している、こういうふうな理解してよろしゅうございませぬ。

○石川政府委員 調査の中には、そういう共済に対する需要があるかどうかということも含んでおりますので、生産者の意向等も十分体しました上で検討の結果、踏み切るべき事態でございますれば、そういう方向に持っていきたいと考えております。

○武田委員 地域特産物については農林省が保険設計に関する調査を進めているということですから、その調査の充実した結論が早く出るようにお願いしたいわけでありませぬ。

ここで共済と関係する問題として、いかなる作物がその地域に適しているのか、また、たとえば転作をする場合におきましても、何でも植えていいというものでもありません。そうすると、やはり生産指導とか、あるいはまたそれがある技術指導によつて、適切な指導さえ行えばこれはもつとよくなるんだ、そういういろいろな要素があるわけですから、そういう点を考えるの中に入れておかないと、いろいろな地域に合わないようなものがたく

さんつくられて、それが共済の中における一つの混乱を起こすのではないかとような考えがござるわけですね。

たとえば、私の住んでいる宮城県で、かつて生産調整でホップを、これは前にも取り上げたんですが、適しているというところで何か所かの地域でやつたわけですね。ところが、現実には予想した収量は期待できないし、年々歳々どうも収量が減っているというふうなところも出ています。しかも、ホップにつきましては、御承知のとおり何ら共済というものはなし、農家の人にとってはまるまる被害というふうな状況です。こういうような事実を考えたときに、やはりその地域に合った作物というものを対する適切な指導というふうなものもあわせて行つていかなければいけないんじゃないか、こういうふうなふうに思ふわけでありませぬ、そういう体制というものは十分に与えられた上でのこうした法の充実というものを考えているものかどうか、その点をひとつ政府の考え、見解を聞かせていただきたいと思います。

○野崎政府委員 先生おっしゃいましたように、地域地域に合った作物等の体系指導、そういうものは当然必要になってくるわけでございます。今回の水田利用再編対策に對しまして、農林省でも技術指導というものをしておりますし、それから各都道府県でもそれぞれ地域の特性に即した技術指導というものをしております。また、特に農林省では、今回改良普及事業を拡充いたしまして、特に水田利用再編等促進特別指導事業、こういう名目で、新規予算といたしまして、いろいろ改良普及員が、現地で実証図をつくつたり、あるいは普及員による濃密指導、そういうようなこともやっておりますし、あるいは土地改良地区の営農改善指導制度、そういう制度もつくりまして、導入作物を実証図でひとつモデル的に経営をしてみる、そういう制度も考えておりますし、さらに導入作物の技術経営問題に關しまして専門技術員を現地へ派遣して濃密な指導を行う、そういう体制、普及全体を通じて

して、地域に即した水田利用再編に對する体制を確立してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○武田委員 それとあわせまして、地域によつては、いろいろな地理的条件によりまして、被害を全く受けない平穩無事なところもある、一方にはしょっちゅう被害の起こる地域もあるというふうな、日本の長い国土でござりますから、そういうような場合に、全然被害のないところでも万が一ということを考えて共済に入っているということになりますと、やはりそこで多少考えなくてはならないんじゃないか。被害の多い地域とない地域と、こういうとき、私は、当然、政府としてはその地域の実情に見合った掛金の率というものを定めようと思ふのでありますが、どこまで料率の個別化というものが徹底して行われるものかというところに、私は一つの心配をいたしますか、不安があるのですが、この点はどうでしょうか。

○今村(三)政府委員 共済掛金を考えます場合に、その基礎となりますのは、事故率と申しますか、被害の発生程度でございます。私どもは危険階層と申しておりますが、そういう危険階層別に細分化し得るものはできるだけ危険階層別に細分化をしていく、そして御指摘のような料率の適正化を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。

同時に、災害のない地帯におきまして、共済掛金を掛けましても共済金がもらえないということに対する農家の不満に對応いたしまして、三年間無事故でござりますならば、その三年間に掛けました共済掛金の二分の一を限度として無事戻しを行うという、両方の制度によつて対処してまいっておるところでございます。

○武田委員 そこで、その無事戻しですが、全然農家の人たちに理解できないうちに金が動いていくというのが不満のようですから、やはりこれは組合等によく指導しまして、事故がなかった場合にはその金はもういふふうになつていくのか、たとえば次の災害に備えてこの部分は積み立てをし

ているんだ、あるいはまた、この部分は無事戻しとして返っているんですよ、あるいはまた、後で質問いたしますが、損害防止事業のためにこういうふうに使っているんだというふうなことは、はっきりと個々の農家にわかるようにしておかないと、どうも組合というのはいくつかなくすな。自分たちだけでよくわかっていて、農家の方には本心に砕いて説明しない。通帳の中で金が自由に出入りするような傾向があるわけですから、そういうのはやはり改めないと、こうした無事戻しがあるのかと、農家の人たちに聞きますと、おれはこんなの知らない、無事だか無事でないかわからないけれども、戻っているのか戻っていないのかわからないというふうなことがどこに行っても聞かれるというのは、そういう運営形態の中でまずいんじゃないかなと私は思うんですが、どうでしょう。

○今村(官)政府委員 無事戻しを行います場合には総会の議決を経て行いますので、総会で十分説明してやっていただくわけですが、御指摘のように農家が知らないうちに通帳上処理されるというふうなことは、農家の共済につきましても理解を深める点から適当ではございませんので、種種の方法によりまして農家に十分理解してもらいように、その点につきましては検討し努力をしたいと思いますと考えております。

○武田委員 次に、いま損害防止の話を出しましたので、その点についてお尋ねします。

いろいろ災害が起こって対策を講ずるという前に、転ばぬ先のつえ、損害防止ということはずべてにとつて大事な問題です。それでいろいろと被害はどういうところから起こってくるかというところ、畑作物の場合は連作障害、これは一つの大きな問題である、あるいは病虫害によるものである。こういうようなものをひくくめまして、政府としては損害防止事業にどれほどの力を入れていくかということも大事な問題だと思ふのですが、どのような対策を、そしてどのような力の入れ方をしているのか、その点についてお尋ねします。

○野崎政府委員 いまお話がございました病害虫の防除の現状と今後の対策でございますが、病害虫の対策につきましては、毎年国と都道府県で病害虫発生予察事業を実施いたしております。これは稲も入るわけですが、麦、大豆等の畑作物についても同様でございます。病害虫が出るかどうかあらかじめ予察をいたして農家に知らせる適切な防除をやつてもらおうということでございまして、都道府県で設置いたしております病害虫防除所が全国で約百八十四カ所、病害虫防除員が全国で約一万一千人、そういうものを設置するための助成をいたしております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕  
そういう人の面、あるいは先ほど申し上げました巡回指導、それらに要する相当多額の経費を組んでおるわけでございます。

それからまた、末端の防除組織の育成強化あるいは省力的な防除技術の普及を図るために、広域適正防除合理化推進パイロット事業というものを組んでおるわけでございます。

それから、サトイモとかサツマイモとかキャベツといったいろいろな畑作物の天敵あるいはいろいろな薬剤による防除技術の普及、あるいはサトウキビ等については、黒穂病とか病害虫でありますカンシヤクシコメツキという虫の防除に必要な費用をとつておるわけでございます。

それからまた、無病の種バレイショを供給するために、国が指定いたします道府県について植物防疫所による種苗検査も実施いたしておるわけでございます。

そのほか、病害虫が外国から入ってきたときに異常発生しないように、特別に特殊病害虫防除費という予算も組んでそれに対応いたしておるわけでございます。

今後とも病害虫防除等については、ますます予算的にも拡充して体制を強化してまいりたいと思われとしまして考えております。

○武田委員 気象災害というものの災害の中の主要部分を占めるわけですから、気象災害のことは

きょうは質問しませんが、恐らく農林省と気象庁との間で十分な体制の中で被害に対する対策を打っていると思うのですが、これからの一つ大きな課題として、畑作においては野菜の被害が特に多いということから、十分なる措置を私は期待しているわけでありまして。

次に、農業においては、作物は物でありますけれども、私は人の方が問題はさらに大きいということもここであわせて取り上げなければならぬに依り、しかも機械が高度化されてきていることによつて、農業労災が非常にふえてきているわけでありまして。たとえば統計的に見ると、全国の農作業事故死亡数は、昭和四十六年が三百六十四人、うち女性九十七人、四十七年が三百六十六人、うち女性百人、四十八年が四百二十四人、うち女性百二人、そして四十九年には四百四十五人、うち女性が百二十人です。いづれにいたしましても、毎年のようにふえております。しかも、女性がふえてきているし、お年寄り、四十歳以上の高年齢層の方が事故が多いというのも統計的に報告されております。いまの四年間を見ただけでも毎日一人以上はとうとう人命が失われておるわけです。けがに至つては相当数のものが出ており、後遺症で悩んでおられる方も多数いる実態であります。ある日突然にこうした不慮の災害によつて農家は一家の柱を失い、惨たんたる状態に陥ることを考えたときに、私は、この問題については国はもっと力を入れていかなければならないと思ふわけでありまして、農業労災に対してどのような取り組み組んでいるのか、まずその点についてお尋ねしたいと思ふのです。

○野崎政府委員 いまおっしゃいましたような事故が発生した場合、農業者の災害補償制度といったしましては、去る昭和四十年以来労災保険の特別加入という制度が認められまして、農業事業主あるいは指定機械を使っている農業従事者、そういう方たちに特別加入制度が認められたわけでございます。これらの制度への加入の促進を大いに

これからもやりたい、そのためにいろいろなPRもしたいと考えております。

一方におきまして、農協共済あるいは民間保険等の傷害共済も非常に普及してまいつておるわけでございます。農協では普通傷害共済あるいは農作業中傷害共済あるいは特定農機具傷害共済というものが行われておまして、そういうものを漸次普及してまいりましたので、非常に普及率が高くなつてきております。したがって、労災保険あるいは農協共済等はそれぞれ料率あるいは適用範囲等が違いますが、農家の自主選択によりましてこれに加入できる仕組みになっておりますので、当面はこれらの制度を一層活用していただきまして、今後また労働省ともいろいろと相談をしまして、適用範囲の拡大とか、労災保険に加入する場合、団体をつくるのかいろいろむずかしい制度があるわけですが、それを何とか簡素化できないか、そういうような内容の改善を図り、あわせて事故の発生を未然に防ぐ諸対策も講じてまいりたいと考えておるわけでございます。

○武田委員 私は、農業労働者の災害に対する国の取り組みが非常に弱いと思ふのです。たとえば福井県のある町での農業労働者共済制度は、国の労災制度の欠陥を突いたものであるというところで非常に高く評価されておる。あるいはまた、五十年十二月一日からスタートしていると言われている全農あるいは全国の経済連の共済積み立てによる農業機械災害共済制度は、掛金は一銭も要らないで五百万、最低でも十万を支払う、ただでそういうものがもらえるのはまことにありがたいということで非常に好評だといふ。なぜこういうものが出来たか考えてみると、いろいろ聞いてみますと、手続がめんどうだとかいろいろないことがありますが、いづれにしても農業就業の実態にそぐわない面が多いから、不十分な点が多いから、国のものに入っているのが少ないからそれを救うのだということ、こういう独自の共済制度をつくつておるのだということがはっきり言われておるわけですから、これをそのままほつ

ておくことは、国としても威信にかかわる問題じゃないか。こういうものに任せておくという姿勢は、農家の人を大事にする、働く人がいなければ農業はうまく運営できないのだという点に対する配慮が非常に欠けている一つの具体的なあらわれだと思ふのです。この点どうお考えですか。

○野崎政府委員 たいはい先生おっしゃいました町独自でのお話も若干聞いておりますし、あるいは全農なり、それから商業協同組合連合会、これらが補償制度というものをつくっているという話も聞いておりますが、これらの制度は、一つは流通団体のユーザーに対する一つの啓蒙といえますか、サービスといいますが、そういう一環として実施されておるものでございまして、死亡事故の際の補償額でも二百万円という、見舞金の域を出ない、そういうものでございまして、農協共済制度あるいは労災保険制度の補完として、ユーザーに対する一つのサービスということをねらっている制度だと思つておるわけでございします。いま先生がおっしゃいました、国自体で農業全体のそういう制度を仕組めないか、こういう問題につきましては、いろいろ農業団体等の意見も聞きながら今後検討を進めたいと思ひますが、やはり商業者あるいは左官、大工、そういうような人たちにやはり特別な制度はない。あるいは現在の労災の対象となつていない災害について、非常に原因がはっきりわからない、したがって保険設計について十分な検討ができないで、技術的な困難も非常に多い、そういう関係で掛金率も高くなつて、かえつて現在の労災や農協共済よりも魅力が少ないんじゃないか、そういう点も考えられるわけですが、これらも農業団体等の意見も十分聞いてひつと検討をいたしてみたいというふうに考えております。

る。そこをトラクターあるいは耕運機等が走つていふ風景が見られますが、そういうような問題は、それから、これはスピード制限とかあるいは交通標識の設置とかいうような問題と関係も十分あるわけですが、四十九年の死亡者四百四十五人の中で交通事故として関係あるものが何と三六%もあるということですので、この面に対する対策というのはこれからますます重要になつてくると思ひます。今後どういふ対策を考えておられるか、お尋ねしたいと思ひます。

○福島説明員 警察庁におきましてはまだ農道そのものの上における交通事故というものは直接統計上把握いたしておりませんが、沿道地域が農地であるという道路の区間における交通事故の概況は把握いたしておるところでございまして、全事故のうち沿道地域が農地である道路の交通事故の発生は、昭和五十二年には三万六千四百件ございしましたが、五十二年は二万九千件になつておりました、約二〇%の減少を見ております。なお、この間死亡事故だけにつきましては約三〇%の減少という傾向でございします。したがって、農道そのものの上における事故という形で直接のお答えはできないわけですが、農村部の道路における交通事故という見方をすれば、かなりの減少を見ておるところに言えるのではないかと存じておるところでございします。ただ、基幹的農道等につきましてはかなり安全対策を進めておるところでございしますけれども、それ以外の農道につきましても、今後対策を必要とする区間があらうというふうに考えておりますので、今後農道の交通状況あるいは事故発生状況等の実態をよく把握いたしまして、それに基づきまして今後必要に応じた対策について検討を進めてまいりたい、かように考えておるところでございします。

題だと思ふわけでありまして。損害評価の公正、適正というものを私は重要視するわけでありまして、信頼関係の中で農業というものは行われているという度合いが強いだけに、政府としてもこの損害評価員あるいは損害評価については相当心を砕いておるのではないかと、こういうふうに思ひます。が、この畑作物共済あるいは園芸施設共済等がほとんど普及していきに従ひまして、いろいろと仕事の面の考えなければならぬ面が出てくるのではないかと。果たして人材はそれに見合つただけの確保ができておるか、あるいは指導、訓練、特にこれから農業を継こうとする若い人たちの訓練、指導というものをあわせて考えなくてははいけない。技術指導等もいろいろあると思ひますが、そうしたものをひくくおめ、こうした損害評価員に対する対策というものをどのように考えておられるか。

ケースが多いです。ですから、こういうようなダブることによつて、その仕事の効力というのが薄れていくようなことがあつてはこれは問題だと思ひますし、また専門的な技術者というの也非常に少ないように思ひます。そういう点で、やはりこれからの大きな施策の中心としての取り扱いを私は要望するわけでありまして。

さらにまた、家畜共済関係になりますと、獣医師さんというものの問題も出てきます。これはどういふふうにするか等々も含めて、この問題についてはやはり相当いま予算の面の措置等も考えているということですので、ひとつ十分なる配慮をしていただきたい、こういうふうに私はお願いいたします。

毎年この評価員の問題で、その手当が非常に薄給である、それでも、国としてはいつもかなりの上乗せをしているのだと言つて胸を張つて答弁なさるのでありますが、ことしから年間一千九百四十円ですか、昨年から一千二百七十円ですから、六百四十円というところ、政府の答弁によると、五〇%か四〇%上げました、こういうふうに戻つてくるわけでありまして。現実の問題としては、やはり組合で一日最低でも三、四千円は出すとなると、その不足分は、一日でもとてできない、二日、災害があれば四日、五日となる分は組合の方で出さなくてははいけない。いつもこれが問題になるわけでありまして、国としてはこの機会に大事なそういう方々の待遇も、そして、この方々が権威のある、確信を持つてこの仕事に取り組める立場を与えるためには、やはり国としての十分なる配慮が望ましいのではないかと、私はこういうふうに思ひます。であります。その点の御配慮もあわせてお願いしたい、こう思ひます。

それからもう一つ、事務をとつておる方々、この方々もまた大変です、仕事がまたふえるわけですので。事務量、業務量があふえてくる、人は余り確保できないというふうなことで、厳しい中での仕事の仕量をこなさなくてははいけないというところで大変苦勞なさつております。こういう職員の問題だと思ふわけでありまして。損害評価の公正、適正というものを私は重要視するわけでありまして、信頼関係の中で農業というものは行われているという度合いが強いだけに、政府としてもこの損害評価員あるいは損害評価については相当心を砕いておるのではないかと、こういうふうに思ひます。が、この畑作物共済あるいは園芸施設共済等がほとんど普及していきに従ひまして、いろいろと仕事の面の考えなければならぬ面が出てくるのではないかと。果たして人材はそれに見合つただけの確保ができておるか、あるいは指導、訓練、特にこれから農業を継こうとする若い人たちの訓練、指導というものをあわせて考えなくてははいけない。技術指導等もいろいろあると思ひますが、こうしたものをひくくおめ、こうした損害評価員に対する対策というものをどのように考えておられるか。

○武田委員 時間も来ましたが、最後に損害評価員の問題についてお尋ねいたします。

この共済制度が農家の方々から信頼の度合いを深めるかどうかという大きなかぎを握つておるの、私は損害評価、それに携わる損害評価員の問

○今村(宣)政府委員 御指摘のとおり、共済制度におきまして損害評価員の方々の適正な御活躍はきつめて重要なことでございします。畑作物共済の損害評価員等につきましては、試験実施の実績等にかんがみまして、畑作物の栽培状況あるいは共済制度の仕組みを通じておりました公正な損害評価を行うことができる方にこれをお願いするつもりでありますが、組合等におきましては、管内の畑作物共済の指導者あるいは指導的立場にある畑作物の農業者等からこれをお願いすることにし、また連合会におきましては、都道府県の畑作物関係の団体等の役員でありますとかあるいは試験場等の職員の中から選任をするという考え方であります。もとより、これらの者の確保及び養成につきましては、これはきつめて重要なことでございします。今後とも十分配慮をいたしまして同時に、必要な人件費等の確保につきましても十分努力をしておる所存でございします。

○武田委員 これは現況を見ますと、農作物あるいは果樹、園芸施設関係というものの評価員というものがダブつておるところが非常に多い。人がいないために二つも三つもやつておるというふうな

○武田委員 それとあわせて、安全衛生対策、農作業の安全対策というのについて、具体的には、たとえば最近交通事故による被害が出ておるわけですが、道路がどんどん広くなつて、通勤者あるいはマイカーなどがそれを利用す

○武田委員 これは現況を見ますと、農作物あるいは果樹、園芸施設関係というものの評価員というものがダブつておるところが非常に多い。人がいないために二つも三つもやつておるというふうな

○武田委員 これは現況を見ますと、農作物あるいは果樹、園芸施設関係というものの評価員というものがダブつておるところが非常に多い。人がいないために二つも三つもやつておるというふうな

○武田委員 それとあわせて、安全衛生対策、農作業の安全対策というのについて、具体的には、たとえば最近交通事故による被害が出ておるわけですが、道路がどんどん広くなつて、通勤者あるいはマイカーなどがそれを利用す

○武田委員 これは現況を見ますと、農作物あるいは果樹、園芸施設関係というものの評価員というものがダブつておるところが非常に多い。人がいないために二つも三つもやつておるというふうな

○武田委員 これは現況を見ますと、農作物あるいは果樹、園芸施設関係というものの評価員というものがダブつておるところが非常に多い。人がいないために二つも三つもやつておるというふうな



方々ですが、やはりそういう苦勞に報いるだけの  
国の予算措置等をあわせて考えていただきたいと  
私は思うのでございますが、この点についての政  
府の考えをお聞きしたいと思ふのであります。

○今村(宣)政府委員 損害賠償員の手当の問題で  
ございまして、私たちはここ一兩年にわたりました  
てできる限りの努力をいたしたつもりでございま  
すけれども、何と申しましても根柢この金額が少  
ないものでございまして、現在の金額的に見ま  
すと非常に不十分な状況にあると思ひます。財政  
当局といふよりも、財政当局の主張点とし  
ましては、共済といふものはお互いの共済の上  
に立つた仕事であるから、そこは何と申しま  
すか、お互いの助け合いの精神でやってみるわ  
ねば困る、そういう主張が出てくるわけでござ  
います。私たちがいたしましては、損害賠償員の  
活動を適正に行つていただくために今後ともで  
るだけの努力をいたしたいと考えております。

また同時に、事務に従事する方々でございま  
すが、確かに事務量はふえてまいります。しかし同  
時に合理化、機械化その他によつて合理化すべき  
点はあるだけ合理化してまいらなければならな  
いと存じます。そういう職員の方々の処遇の改善  
につきましても、従来できる限りの努力はいたし  
たつもりでございまして、今後ともその点につ  
きましては十分留意してまいりたい、かように考  
へておる次第でございまして、以上で終わ  
ります。

○武田委員 時間が来ましたので、以上で終わ  
ります。

○山崎(平)委員 代理 角屋堅次郎君。

○角屋委員 農業災害補償法及び農業共済基金法  
の一部を改正する法律案について本日から当委員  
会の審議が開始されたわけでございまして、同僚  
委員諸君の質問に引き続きまして、私からも、総  
括的な検討等も含めて、時間が一時間というふう  
に制約されておりますので、その範囲内で質問を  
展開したいというふうに思つております。

たまたま中川農林大臣が大変むづかしい日ソ漁  
業交渉の問題で訪ソ中であります、古巣に帰  
る方々ですが、やはりそういう苦勞に報いるだけの  
国の予算措置等をあわせて考えていただきたいと  
私は思うのでございますが、この点についての政  
府の考えをお聞きしたいと思ふのであります。

て非常に手なれた立場で臨時大臣の安倍さんの方  
で答弁されておりますが、官房長官が本職で、答  
弁中もおられたりおられなかつたという事は、  
これはやむを得ないと思ひますけれども、そうい  
うことも了承の上で質問をいたしたいと思ひま  
す。

私ももう国会二十年でありますから、農業災害  
補償法の改正問題については、当委員会に幾たび  
か改正案が出されてまいりまして、その経過につ  
いてはよく承知しておるわけであります。同時  
に、当選から余り時間的になつていない時期に、  
例の農業災害補償制度の組織論としていわれる事  
業団構想といふものが出てまいりまして、大變論  
議を呼んだ時期もございまして、しかし、二段階  
論、三段階論と、いろいろと、あの当時は委員会  
でもそうでありまして、私どもの党内でもある意  
味では議論を呼んだわけであります。一応さうい  
うものが討議の経緯で、現体制のもとで農業災害  
補償制度の実施と充実、発展を図つてつあるとい  
うふうにとめておるわけでございまして、

そこで、農業災害補償制度の沿革といふものを  
顧みますれば、これはもういまさら申し上げるま  
でもなく、昭和四年から実施されておりました  
家畜保険、昭和十四年から実施されておりました  
農業保険といふものを受けて、昭和二十二年十二  
月、戦後、農業災害補償法として統合整備されて  
今日に至つておるわけであります。その間、農  
作物共済、蚕繭共済、家畜共済、それに新たに昭  
和四十二年七月に果樹保険臨時措置法の関係で、  
試験実施が五年間実施をされて、昭和四十七年  
六月、農業共済の一部改正案実施に伴つて、四十  
八年から果樹共済も実施をされる。引き続き、畑  
作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法、こ  
れは昭和四十八年法律第七十九号に基づいて試験  
実施が四十九年以降行われてまいりました。今回  
これが畑作物共済及び園芸施設共済の本格実施と  
して提案をされてきておることは御案内のとおり  
であります。

まず、安倍農林大臣臨時代理にお伺したいわ  
けであります。こういつた歴史的経過の中で、  
農業災害補償制度といふものが、農政自身の時代  
的な変化もありまされども、農業者の要請にこ  
たへながら、いわゆる「農業者が不慮の事故に因  
つて受けることのある損失を補償して農業経営の  
安定を図り、農業生産力の発展に資する」とい  
う農業災害補償法第一條の目的に基づいて逐次整備  
充実されてつたわけでありまして、こういつた  
従来の経緯も踏まえて、政府として農業災害補償  
制度の今後の発展についてどういふ方針でいか  
れようとしておるのか、まずその辺のところを御答  
弁願いたいと思ひます。

○安倍國務大臣 農業災害補償制度の沿革につ  
きましては、いま角屋委員がお話しになりましたよ  
うに長い歴史もあるわけでございまして、この制  
度が創設をされて以来、農業事情もずいぶん  
変化を遂げてまいりました。そうした変化に対応  
して、対象の範囲を拡大しながら補償内容を充実  
するといつたように逐次制度の拡充強化を図つて  
まいつたわけでございまして、私も農林水産の委  
員としてその制度の拡充強化等にも参加をしてま  
いたつたわけでございまして、この農業災害補償制  
度のそうした改善によりまして農業経営の安定に  
は非常に大きく寄与してまいつた、こういうふう  
に考えておりますが、最近においては、一昨年の  
第七十七回国会におきまして、補償内容の充実等  
の観点から、米に限らず広く制度全般にわたる大  
幅な改正を行つたわけであります。また今回  
は、畑作物振興の重要性等にかんがみまして畑作物  
共済及び園芸施設共済の本格実施のための改正を  
行うこととしたわけであります。三年間にわた  
る試験期間を経ましてようやく長い間の懸案がこ  
こに解決されようという段階にあるわけでありま  
す。

この農業災害補償制度は、災害対策としては農  
政における非常に重要な柱であることはいまさら  
申すまでもないわけで、今後ともその適確な運用  
に努めることはもちろんであります。さらに事  
業実績等を踏まえながら、農業事情の変化に対応

して、これからの農業事情等はいろいろと変わ  
つていくわけでありますから、そうした変化に機敏  
に反応して制度の一層の拡充強化に努めてまい  
らなければならぬ、こういうふうな考えでござ  
います。

○角屋委員 いま大臣から今後の農業災害補償制  
度の整備充実についてのお考えも出たわけであり  
ますが、いま大臣の御答弁の中にもありましたよ  
うに、昭和五十一年の五月十三日に本委員会  
で、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正  
する法律案といふものを処理する段階で、当時私  
が担当理事でもありまして、私から趣旨の説  
明をしてこれに対する附帯決議八項目といふのを  
付して、満場一致これが決定を見た経緯がござ  
います。

それで、この中で畑作物共済及び園芸施設共済  
に關します問題については、第五項のところ  
で「可及的すみやかに本格実施への移行を図るこ  
と。」これは約束どおり今回本格実施の提案をし  
てきた、歓迎すべきことだといふふうに思ひま  
すが、その他の点でやはり今後の農業災害補償制度  
として重要な問題について二、三、法案の問題に  
入ります前に、附帯決議が十分政府においても  
尊重され、それを受けて成果を見えてくるという  
ことが国会の権威からしても望ましいわけであり  
まして、第一項で農作物共済に關しておきま  
して「今後とも足切り水準の引下げ又は損害の程度に  
応じてん補する比例でん補方式等につき調査検  
討を行い、てん補内容の充実を図ること。」こうい  
うことについても触れておりますけれども、これ  
は後ほど足切り問題といふことにも触れてまい  
りますので、第一項の点は後ほどに譲りたいとい  
ふふうに思ひます。

それから、第三項の点で、家畜共済の問題につ  
いて、前段の部分がございまして、中間から「実  
情に即した診療点数の改定、獣医師の待遇改善、  
損害防止事業の強化等を促進し、家畜診療所の経  
営安定を図ること。」この家畜診療所の問題につ  
いては、今回第九十六条の二というところで家畜

業実績等を踏まえながら、農業事情の変化に対応

診療施設についての法的根拠を明文化することについて、これまた後ほどどういう点で若干触れたいと思えますけれども、この附帯決議の中にあります「診療点数の改定」あるいは「獣医師の待遇改善」という問題について若干伺いをいたしたいというふうに思います。

きのう実は日本獣医師会の会長を初め関係者の方々に来ていただきまして、獣医師あるいはこの法的根拠を与える問題に関連をして御意見を承ったわけであります。その際に、診療点数の改善というふうな問題については三年に一回ということになり、やはり物価その他いろいろな状況があるわけだからひとつ毎年改定するようにして欲しいという強い要請が会長等からも出ておりましたけれども、今回診療点数の改善についてはB種点数あるいはA種点数、これに関連する診療技術料部分の点数、これはB種マイナ

スA種で答えが出てくるわけでありますけれども、こういった点の改定を四月一日告示でやられるという形になっておるわけでありまして、診療点数の改定問題について毎年必要に応じてやっていくという強い要請もあるわけでありまして、この点の問題も含めてどう考えておられるか。ことにこの獣医師、これは開業獣医師の問題等の実態に触れて中部獣医師会の代表からも、地方で獣医師を開業でやっていく場合には生活が大変困難だ、なかなか定着しにくい条件もあるというふうなことも言っておられたわけでありまして、こういった問題も含めてどういうふうに対応しておられるか、お答えを願いたいと思えます。

○今村(官)政府委員 御指摘の診療点数につきましては、昭和五十三年度から大幅の改善を行ったところでございますが、その内容につきましては、A種点数につきましては総体として約五%の引き上げを行ったところでございます。診療技術料部分の点数、これはお話しのように、B種マイナ

ナスA種でございますが、これを総体として六六%引き上げたところでございます。

診療点数の改定は一般的に三年ごとに行つてお

りますが、これはやはり掛金改定の時期と見合っ

て行うという扱いにいたしておりますけれども、著しい変動があれば三年を待たずにその時点で検討するという扱いで対処したいと考えておる次第でございます。

獣医師の待遇改善、それから損害防止事業の強化、家畜診療所の整備対策の強化等についての問題……

○角屋委員 獣医師の待遇改善についてお尋ねをしておる。

○今村(官)政府委員 獣医師の待遇改善につきましては、御承知のように、昨年、今年とその内容の改善には十分留意をしておりましたけれども、今後は、今後ともその点につきましては一層の努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○角屋委員 時間の関係もありますから、それで結構だということにいたしておきます。

第四項の果樹共済について同僚委員からのお尋ねの中で、これはせっかく成長材の果樹共済を始めたけれども、加入率その他いろいろなこと含めてなかなかうまくいかない、現実にはそういう状態でございます。しかし、果樹がこれからの日本農業の中でも非常に重要なものだけに、果樹共済というものの今後の整備充実については、これは一層の努力をしなければならぬ。農林省としても速急に検討会を持って再検討する、そして成案を得れば、法改正を必要とする場合には、そういうものを提案をする、こういう姿勢であろうと思えますが、そういう点についてはいかがでございますか。

○今村(官)政府委員 果樹共済につきましては、本格実施後まだ日も浅いということもございまして、加入率は年々上昇いたしておるのでございまして、五十一年度におきまして収穫共済では二二%、樹体共済で八・二%というきわめて低位にとどまっております。

私たちは果樹共済につきましては、今後制度全体を含めまして農林共済団体とも連絡をとりながら、その問題の所在について究明をし、運営上改善し得る点は積極的に改善を図るとともに、制度の仕組みにつきましても、これを真剣に検討したいと思えます。

御指摘の研究会を設けて十分検討したらどうかという点につきましても、そのような方向で考えていきたいと思っております。

○角屋委員 第六項のところ、先ほど米同僚委員も触れておりましたけれども、「野菜等の新種共済」については、早急に調査等を行い、基礎資料の整備を進め、その早期制度化に努めること。こういうふうな言っておりますし、同時に、山添利作さんが座長ということで農業災害補償制度に関する検討をして、昭和五十一年の五月から同年の十一月まで現地検討も含めて七回にわたる審議の結果、報告書が出されておるわけであります。これは農林経済局長の委嘱を受けてやられたものでありますけれども、その報告の中でも「現在、農林省が保険設計に関する調査を進めている地域特産物等についても早急に必要資料の整備を行い、必要かつ可能なものから逐次対象範囲を拡大する必要がある。こういうふうな言っておりますが、このことが、今回の畑作物共済の本格実施の場合に、共済目的としてパレイシヨ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、サトウキビの六品目以外のものについては政令で追加指定をする、これに関連してくる問題であります。

そこで、農林省が現実には野菜等の新種共済の取り組みについての調査をやっておる状況は、調査中のものが茶、ホップ、たばこ、イ、それから露地野菜のキャベツ、白菜、レタス、露地野菜は五十二年からありますけれども、茶、ホップ、たばこ、イについては昭和四十五年から調査開始をされて今日に至っております。これは調査内容とか調査果とかがそれぞれあるわけでありまして、これは稲転給米だと思えますが、飼料作物、なたね、ソバ、落花生、カンショ、こういうものを昭和五十三年から新しく調査をしようということとは私どもも承知しておるわけです。

この中で、たばこその他の問題、露地野菜等の問題に触れましたが、お茶について昭和四十五年から五十年まで農家意向調査、被害状況調査をやられ、昭和五十一年度から試験調査をやられ、昭和五十三年からさらに減収量決定方法等検討調査をやる。調査の中では一番進んだ姿勢であろうとしておるわけでありまして、これは全国的にも相当に普遍性を持っておるわけでありまして、露地野菜その他の需要ももちろんこれから早急にやらなければならぬけれども、お茶の場合はわりあい早く本格実施に移せるのじゃないかというふうな感じがいたしておるわけでありまして、そういった問題について第一点、お答えをいたしたいと思えます。

ホップ、イというのは限定された地域ということに相なるかと思えますが、たばこはまたわりあいに普遍性を持っておるわけでありまして。私どもの県でも非常に盛んであります。相手が大蔵省、大蔵省には非常に聖域感を持っておると思うので、農林省は農家の意向調査、被害率調査をやっておりますけれども、大蔵省に農業災害補償制度に取り組み姿勢があるのかどうかという点には、さくばらんと言つて疑念がありまして、その点、農業災害補償制度に取り組みという姿勢でこれからやるのだというお答えを安倍さんにいただいたと思いましたが、ちょっと姿が消えたようでありまして。

これは先ほどの同僚委員の質問に対しましてお答えがございましたように、たばこについては、専売公社がたばこ災害補償制度として現実に無拠出で実施をしておるその内容を今回一部改正しようとしておるわけでありまして、同時にたばこ耕作組合中央会が、十アール当たり六十円の賦課金というのを取り、それに専売公社から賦課金と同額のを補助金でいたしながら見舞い金を支払う、こういう形の広域異常見舞い金制度というのが二本立てであるわけでありまして。しかし、これについては、本来畑作でありますから、大蔵省を聖域と考えずに積極的に農業災害補償制度の中

に含めまして農林共済団体とも連絡をとりながら

ら、その問題の所在について究明をし、運営上

改善し得る点は積極的に改善を図るとともに、制

度の仕組みにつきましても、これを真剣に検討い

たしたいと思えます。

御指摘の研究会を設けて十分検討したらどうか

という点につきましても、そのような方向で考え

ていきたいと思っております。

○角屋委員 第六項のところ、先ほど米同僚委

員も触れておりましたけれども、「野菜等の新種

共済」については、早急に調査等を行い、基礎資

料の整備を進め、その早期制度化に努めること。こ

ういうふうな言っておりますし、同時に、山添

利作さんが座長ということで農業災害補償制度に

にたばこ共済も入れてはどうかという地域の強い意見等も台頭してきておることは事実であります。こういったたばこの問題について、もちろん大蔵省との関係もございすけれども、姿勢としてどう考えておられるのか。

それから、露地野菜の問題については、同僚議員からも質問が出ておりましたように、キャベツ、白菜、レタス、これを五十二年から農家の意向調査、被害率の調査をやっておるわけでありすが、さらに、むずかしいものは早目に調査をするという意向からの質問も展開されて、当然そういうことも含めてやってまいらなければならぬと思ひますけれども、調査中の茶、ホップ、たばこ、露地野菜、こういう中で特に茶、たばこ、露地野菜に対する早期の政令指定問題に対する構え、あるいはたばこについては大蔵省を聖域と考へずに、農林省自身としては農業災害補償制度の中に取り込むという基本的な構えがあるかどうか。たばこの点については、大臣がおられませんで、今井政務次官からということにいたしましたと思ひます。

さらに、時間の関係もありますから、五十三年度から調査するものとして飼料作物、なたね、ソバ、落花生、カンショ、これについての被害状況調査、農家意向調査もやらせようとしておるわけでありすが、これはまだ調査等も決めていないわけでありすが、これも、どういう形でやろうとしておるのか。これは転作済みということもあると思ひますけれども、こういう点について、簡潔に要領よく御答弁をお願いしたいと思います。

○今村(宣)政府委員 まず、一番初めの御質問でございす茶とホップの扱いにつきましては、私たち鋭意検討をいたしておりまして、できる限り速やかにこれを実施の対象といたしたいと考えております。現段階でいつということとはなかなか困難でございすが、兩三年の間にはこれを対象として取り上げるつもりであるわけでございす。目下その諸問題につきましては検討を急いでおる

ところでございすが、御存じのように、茶は地域でございすとか摘み取る時期等によつて価格に非常に著しい差がございす。したがいまして、共済価額の設定が非常にむずかしい。収穫量が地域によつて非常に違ひ、あるいはまた摘み取る形態がいろいろございまして、そういうデリケートな作物でございすからさういふわけにはまいりませんが、先ほど申し上げました方針で対処したいと思ひます。そこで、御指摘のとおり、大蔵省で行つておられます無拠出制度の災害でん補の方式がございすので、これを拠出制度であります農業災害補償制度に取り入れた場合に、農家の側から共済需要が存在するかどうかという非常にむずかしい問題がございすが、私たちとしましては、大蔵省とも十分協議しながらさきにこの点についての検討を取り進めたいと思ひております。

また、飼料作物、なたね、ソバ、落花生、カンショの畑作物につきましては、昭和五十三年度から保険需要等の調査を主産県につきまして実施いたしてまいりてございす。

○角屋委員 附帯決議の第八項に「農業共済団体の事務費に關しては、事業運営の複雑多様化に対応して、事務執行体制の整備、職員、共済連絡員等の待遇改善に資するよう、国庫負担の充実に資すること。」というところが附帯決議として出ておるわけでありすが、これは法律的に言へば、本法の第十四条のところで「事務費の国庫負担」というのがございすし、それを受けて施行令の第一条の三というところで具体的なことについては書かれておるわけでありす。同時に、共済団体等の事務費というものについては、第八十七条で「事務費の賦課」ということで、賦課金をプラスして共済組合等の運営を図ることになつておりました。これを受けて施行令の第二条の四で、それぞれの承認あるいは報告等の手続上のことは書かれておるわけでありす。

が議論されるときに出てまいりますのは、共済組合職員と市町村共済関係職員との給与の格差がどうなつてゐるか、どう改善をしてきておるかというふうな点であります。

それで、昭和五十一年度について、三十七歳といたことで年齢換算の給与月額というものをみてまいりまして、農業共済組合等で十三万七千八百八十七円、うち農業共済組合については推定で十三万一千円。これに對して、同じ三十七歳でいろいろ換算をしてみますと、地方公務員の市の場合が十六万七千二百二十七円、町村の場合が十三万九千九百二十二円、こういったデータが一応あるわけでありす。

そこで、共済組合の補助職員基準号俸については、御承知のとおり、五十二年度、五十三年度には一号俸アップというものが実現した経緯もあるわけでありすが、けれども、この職員給与の関係を全体から見てどういふふうな認識をしておられるか、これは今後ともさらに改善をしていかなければならぬことは当然でございす。

それから、連合会あるいは共済組合等の人員の問題についてであります。まあ国家公務員の場合も、総定員法とかいろいろなことで機械的な削減等も行われるわけでありすが、共済組合の場合には、先ほどの答弁の中で機械化その他の問題も行われておりましたと言つておりましたけれども、今度二つ本格実施になる。またさらに品目についても、畑作物共済についてはほとんど追加したらどうだといったようなことも含めて考えてまいりまして、機械的に人数を削減してまいりまして、仕事が一かたせぬというところにもなるわけでありまして、団体側としては、人員の削減はストップしてもらいたいという強い要請も出てきておるわけでありす。

られておるのかどうかという点について、お答えを願つておきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 第一点の職員の給与の問題でございすが、お話のございましたように、私たちとしましては逐年号俸の一号俸アップを行ひまして、相当の改善を見てきておると思ひますが、しかし、その給与の改善につきましては、今後とも一層の努力をする必要があると思ひております。そういう努力をさらに積み重ねてまいりたいと思つております。

人員の点でございすが、人員の削減問題につきましては、今後とも慎重に對処してまいりる必要があると思ひます。しかし、できる限りこれを合理化するということには努めてまいらなければならぬわけでありまして、事業量の増加による人員増の要素と事務の合理化による減の要素を十分見ながら、その人員の取り扱いについては今後慎重に對処してまいりたいと思ひております。

○角屋委員 こういつた問題については、今後ともひとつ積極的な努力をしていただきたいというふうに思ひます。

そこで、共済組合並びに連合会の運営の問題で伺いたいと思ひます。私も非常に厳しい姿勢を持っておりすが、けれども、政府はことしから水田の転作、水田利用再編対策といつて名前はいいのでありますけれども、要するに生産調整を厳しくやらう、これは本年度のみならず今後とも継続的にやらう、こういうふうなことをいま実施に移されておるわけでありすが、農業共済との関連で言へば、水田転作の強化に伴う賦課金の減少ということが当然起こつてくるわけでありまして、転作の面積が、五十二年の場合、通年施行を除いて十九万二千ヘクタール、五十三年度は、通年施行を除いて三十七万一千ヘクタールといったようなことから、数字上では、五十三年度の稲転面積の増加分として十七万九千ヘクタール。これに基づいて、五十三年度の共済引き受け減少見込み面積というのが、五

十二年度の引受率八九・六%というのを適用してみて十六万三千八百四十四ヘクタール。こういうことで、賦課金の減少見込み額が、連合会の場合に六千五百八十万円、組合等の場合に四億二千九百八十万円、極めて四億九千五百六十万円といったようなバックデータといえますか、そういう形の中で連合会、組合等の賦課金減少に対する対応が予算の新年度要求の際に迫られたわけでありました。

そこで、これらの問題に対して、農林省としてどういう対応をして事業運営に支障のないようにしたのか。また、これは政府としても引き続きやるというわけでありまして、今後の問題としてそういう点についてはどういうふうになされるか、としておられるのか、これを明確にしたい。

○今村(宣)政府委員 御指摘のとおり、水田転作に伴います共済団体の賦課金収入の減は、約五億円弱に相当する計算になります。したがって、私たちがいたしましては、五十三年度予算におきましては、事務費国庫負担金の大幅な増加を図ったつもりでございます。ちなみに数字で申し上げますと、昨年のベースアップ所要額は十八億円を計上したわけでございますけれども、今年は約二十億円を計上しますほか、約十二億円の事務費国庫負担金の増額を図っておるわけでございます。昨年の人件費以外の増額は約五億円でございまして、本年度は、昨年度と比較をしてみましても、相当な増額になっておると考えるわけでございます。

この国庫負担金の大幅な増額につきましては、団体からも、そういう水田転作の強化に伴います賦課金収入の減少をカバーしてほしいという要請がございまして、私たちとしましては、以上申し上げたような措置をいたしたわけでございます。事務費国庫負担金の着実な増加というかねてからの団体の要望からすれば、臨時特例的な別枠計上でないという方が長期的に見て適切であるというふうに考えられるわけでございます。

また、これの配分につきましては、各転作の状況等を勘案しまして、特別な配慮をした配分をい

たしたいと考えておる次第でございます。

○角屋委員 試験実施から本格実施へということでは、先ほども触れましたように、農業災害補償制度に関する検討会を持たれて、そして検討の報告も出されております。また、事実農林省自身も試験実施を踏まえて本格実施のための総合的な検討もやられたわけでありまして、これらの問題に触れるためには、これはさらに一時間、一時間半もらわないと詳細に触れることができないのは非常に残念であります。したがって、そういう点から、あと二十分ぐらいしかありませんから、数点に触れるにとどめ、他は同僚議員の今後の質問の中で補ってもらいたい、こういうふうに思うわけであります。

そこで、畑作物の共済、これの本格実施、共済目的、共済事故、あるいは共済責任期間、加入方式、共済金額、共済金の支払い、国の再保険、共済掛金の国庫負担といったような重点項目それぞれについてやはり議論すべきことがございまして、また園芸施設共済についても、共済目的、共済事故、共済責任期間、加入方式、共済金額、共済金の支払い、国の再保険、共済掛金の国庫負担、それに先ほどちょっと附帯決議と関連して触れました家畜診療施設の法的位置づけの明確化、それから農業共済基金の業務範囲の拡大といったような多岐にわたっておるわけでありまして、数点にとどめて質問をすることにいたしましたと思っております。

そこで、畑作物共済の足切りの問題について若干お尋ねをいたしておきたいと思っております。これは御承知のように、足切りについては、二割の足切りと三割の足切りを予定されておりました、バレイシヨ、てん菜、大豆、サトウキビについては二割の足切り、それから小豆、インゲンについては三割の足切りということをやられておるわけでありまして、先ほど述べましたこの附帯決議の第一項でも、農作物共済についても足切りについてはさらに下げていくということが要請をされておりました、これらの問題について二割、三割

の区分をした根拠、そして今後足切りについてはさらに下げるという方向の問題について考え方を承っておきたいと思っております。

○今村(宣)政府委員 作物別に畑作物の被害率と生産費率を見てみますと、バレイシヨ、大豆、てん菜、サトウキビのグループは生産費率が総体的に高くございまして、同時に被害率が総体的に低いグループに属するわけでございます。一方、小豆、インゲンは生産費率が総体的に低くございまして、被害率が総体的に高いグループを形成するというところに相なっておりますので、やはり前者は後者に比して引受割合を高く、足切り割合を低くすることが適当であろう。したがって、具体的割合につきましては、試験実施の実績、関係者の意見、関係団体の要望、掛金水準をも考慮しまして、バレイシヨ、大豆、てん菜及びサトウキビは引受割合八割、足切り割合二割、小豆、インゲンについては引受割合七割、足切り割合は三割にすることが適当であると考えて、そのように定めたわけでございます。

今後足切り割合をどうするのかという問題でございますが、これは先生よく御存じのとおり、足切り割合を具体的に幾らにするかということとは、被害の態様でございますとか、政策保険としての損害をん補の限度でございますとかを総合的に検討をして決定すべきものであらうと思ひまして、これは農家の掛金とも関連いたす問題でございまして、長期的にその問題につきまして真剣に取り組んでまいりたい、かように考えているわけでございます。

○角屋委員 先ほども同僚議員が少し触れておりましたけれども、私からもちょっと伺ひしておきたいのは、本法八十四条の第一項第七号の共済事故のところ、これは園芸施設共済にかかわる部分であります、試験実施のときには表現上なかった「航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、」こういうのが入っておるわけでありまして、道路に

沿うて施設園芸ができるということは、もう今日の施設園芸はほとんど発達しておりますから、当然の姿としてわれわれも見えておるわけでありますけれども、自動車の事故ということを議論しておつたら、それじゃ航空機も入れておくかというふうな経過でこれは入ったのか、この車両、航空機の入った経緯。これは先ほども農林経済局長から答弁のように、事故が起こった場合は当然農業災害補償法の該当規定に基づいて商法の六百六十二条の適用との関連でこれが処理されるということは私も十分承知しておるわけでありまして、共済事故の中に車両、航空機というのが入ってきた経緯というのを簡単に御答弁願っておきたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 航空機の墜落、接触、あるいは航空機からの物体の落下、あるいは車両、搭乗物の衝突、接触という事故は、同様に資産を保障対象とする民間保険でも、損保でも保険対象とされておるわけでございまして、園芸施設共済におきましても、予想されます事故はできるだけ広くこれをとらえまして、施設園芸農業の経営安定に資するという観点から、私たちはこれを共済事故としたわけでございまして、やはり相当な資産的価値を持ちます園芸施設につきましては、航空機の墜落、接触、あるいは自動車の衝突その他の事故により被害が相当大きい金額になる、したがって、それを事故の対象として取り上げることが適当であらうということで、これを対象としてとらえたわけでございます。

○角屋委員 園芸施設共済の中で施設内農作物というのについては、検討会の意見としては「園芸施設共済については、施設と施設内農作物をそれぞれ独立したものとして取り扱うべきである」との考え方もあるが、現実的には多種にわたる農作物について共済金額の設定、共済掛金の算定、損害評価方法の確立等の面において独立の作物(収穫)共済として仕組むには未だ困難な点が多い。」という形で、施設内農作物というのは試験実施のオンライン上で、しかもこれは若干改善を

テ・ジ別裁増日数標準表の設定等、ずいぶん本格実施に向けてやらなければならぬ中央段階、連合会段階あるいはまた共済組合等の第一線の段階、こういった問題をずいぶん抱えて本格実施のスタートをするということになるわけであります。

制度が幾らできましても、これを実際に実施していく団体等がきちっとした体制でやっていかなければ事業運営が期待する方向へ行かないわけであります。今後とも制度改革はもちろんやっていかなければなりませんし、また新しいものを追加するというのを積極的にやらなければなりません。が、本格実施に当たって、やはりこういった団体等の事業体制の強化等を含めてどういうふう



にやっつけられるのか、これを最後にひとつお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○今井政府委員 本法の実施に当たりましては、中央段階あるいはまた現地の農業共済団体等の問題、幾多の問題がありますことは先生のおっしゃるとおりでございます。

そこで、この問題には特に二つの面を力を入れたいと思いますが、一つはそれらのものを十分こなし、運営するための人員の問題、それからさらにそれに必要な事務費国庫負担の問題であろうかと存じます。

人員の問題等につきましては、先ほどからたびたび出ておりました損害評価の事務に当たる専門職員等々の問題につきましてはまだ十分ではございませんが、それらの処遇の改善におお一層努めてまいりたいと思っております。

さらにまた、事務の運営につきましては、農協あるいは試験場等の協力を得ますとともに、国庫負担の負担金につきましても従前よりさらに一層の努力をいたしまして、これらのものが円滑に運営できるような措置を講じてまいりたいと存じます。

○角屋委員 時間が参りましたので、終わります。

○山崎(平)委員長代理 関連して、野坂浩賢君。

○野坂委員、いま同僚議員からいろいろとお話がございましたが、農業事情の変化もございまして、特に農業の生産性の向上、コストダウンなり農家所得の向上、こういうことを進めていくために基盤整備事業なり構造改善事業というものが具体的に進められております。稲作にしても畑作にいたしましても、年々、前年に対して大体どのくらい生産性が上がっているのか、どの程度の生産性向上が図られておられるのか、こういうふうな思いわけですけれども、その点についてどのように把握をいらつしやるか、お伺いをしたいと思います。政務次官でもどなたでも結構でございます。

○野崎政府委員 畑作物の対策につきましては、

土地基盤整備事業の促進、それから合理的な輪作体系の定着化、あるいは経営の複合性等によりまして地力の増強、あるいは畑作の生産振興対策の充実、あるいはまた畑地の地力の低下を補うための輪作体系の確立のためのいろいろな事業を講じまして生産性の向上を図っているところでございます。

○野坂委員 いろいろな政策があることはよく知っておりますが、前年対比どのくらいずつ生産性の向上は果たされておるかということなんです。数字でわかれば教えていただきたいと思うのです。概算で結構です。既成事実だからだれでもいいです。

○伊藤説明員 先生のおっしゃっておられる畑作物の生産性の向上でございますけれども、畑作物につきましましてはいろいろな畑作物がございまして一つ一つ申し上げるのもどうかと思いますが、全体的には反収なり労働生産性なりは向上しているかと私は見ております。

畑作物は、御存じのように、気象の変動が非常に激しいものがございます、たとえばたん菜などは年によつては非常に減収をいたすときもございまして、長期的に見れば総じて反収は上がっているものと見ております。それから、バレイショにつきましては、五年なり十年なりをとれば向上しているというふうに見ております。そのほか、麦その他豆類などの作物がございまして、これらについても上がっていると思っております。また畑作物で重要な雨の方のサトウキビ等につきましては、台風等の影響で年次の変動は非常に激しいわけでございますが、ここ一、二年のところは反収も上がってきているというふうに見ております。

○野坂委員 本法の本格実施で農家の皆さんが一番重要に見ておられるのは、共済金額、特に自分たちに関係のある共済掛金、それから共済金の支払いです。これの基準になるものに基準収穫量というものがありまね。この基準収穫量というのが一番重要で、しかも地域の実情に合わせるという検討

討会での意見もございまして、基準収穫量は主務大臣が定める準則に従つてそれぞれ組合等が定めるということになっております。そうしますと、基準収穫量というものは大体何年の度合いでやっておられるのか。試験実施のときはどうやって、本格実施にはそれがどのように反映をされておられるのか、その点と、標準被害率についてもあわせて御答弁をいただきたい、こう思います。

○今村(憲)政府委員 畑作物の共済の基準収量は、お話しのとおり、農家共済目的の種類等ごと及び農家ごとの引き受け及び損害評価の基本になるものでございまして、その年の天候が通常に経過して肥培管理等が通常に行われたことを前提として通常客観的に期待される収量、これは年収量と言っておりますが、そういう年収量を定めることを基本といたしておるわけでございまして、その設定方法につきましては、農林大臣は共済の目的の種類ごとに農林統計資料の最近七カ年の中庸五カ年平均の十アール当たり収量を基礎として都道府県ごとの十アール当たり収量を定めまして、それを指示する。組合等の単位当たり収量は、都道府県知事が共済目的の種類等ごとに県内の全組合等について農林統計の市町村ごとの資料による中庸五カ年平均の収量を基礎として組合等ごとの収量を定める。それから、農家ごとの十アール当たり収量は、組合がその区域内の引き受け対象となつた耕地ごとに畑作物収量等級、前年の基準収穫量、それから農家の申告見込み収穫量、出荷実績等を基礎として、さらに耕地の耕種条件とか肥培管理、過去の被害実績等を勘案して決定するということになっております。

第二点の、通常標準被害率はどうして決めるのかということでございますが、畑作物の被害の特性から見まして都道府県の範囲では十分な危険分散が図れないと考えられますので、畑作物共済におきましては、連合会の保険責任の一部を政府に再保険することによつて全国の範囲に危険分散を図る方式としておられることは御高承のとおりでございますが、この場合、連合会の支払い保険金の額

が一定額を超えたときに政府の再保険責任が発動するいわゆる超過損害再保険方式をとっておるわけでございます。その連合会と政府との責任を区分する線が通常標準被害率と言われているわけでございます。保険設計上から見ますれば、都道府県におきましてはこの水準以下の分については発生確率があらかじめ予測できますので、みずからの区域内で容易に危険分散を図ることが可能と考えられるこの分を連合会の責任としまして、それを超える分を国の、政府の責任といたしておるわけでございます。

その線の引き方としましては、通常の連合会の危険の最高限度と考えられますところの連合会の責任額と、これに対応する掛金収入との差を見まして、連合会の経営の安全が図られるようにその責任額の区分線を決めておるわけでございまして、具体的には、一定の算式に基づきましてその区分線を算定をいたしておるところでございます。

○野坂委員 さわめて学問的に御説明をいただいたのですが、なかなかわかりにくいですね。簡単に言いますと、基準収穫量は七カ年だ。この七カ年のうちに一番大きな被害と一番少なかった被害をとつて、五カ年平均の平均を基準収穫量にするんだ、これが政府の準則である。これに基づいて各県はやれ、こういうことですね。

そうすると、いま畑作振興課長等が述べられましてように、毎年生産性は上がっております、それは確認しております、全体的にこういうお話なんです。それでなければ農政の意義がないわけですからね。だから、過去七カ年というのは、農家が足切りを三割やられたり二割やられたり、基準収穫量が去年のどと比べてずっと減つておるために共済金の支払いというものが非常に少ないという、そういう印象が強いというところなんです。あなた方が言っておられるように、農家の経営の安定に多大な貢献をしたというほどには感じとして至っていないのです。だから、その点をできるだけ近似値でやたらどうか、こういう意見は農家の

皆さん、組合員の皆さんには非常に強いのです。大体、共済目的というのは、共済組合に入っておる皆さんがいわゆる共済の財産を造成して自主的に助け合い運動をするというのが基本なんです。それから、この皆さんの要求にこたえて保険、再保険をやるというのがこのシステムなんです。それから、その要望にやはりこたえていかなければならぬ、私はそれが農林省としての責任だろと思うので。

この基準収獲量については、七カ年よりももっと短くした方が、私は農家の皆さん方にとって非常にその価格が離れ過ぎておるといふふうには思わないではないかということが一つと、やはり庭先価格の手取り価格というものを増加をさせるという方向でなければ十分の対策とは言えない、こういうふうな思っておりますが、どうでしょう。

○今村(官)政府委員 基準収獲量につきましては、私たちは統計情報部の資料をもとにして、それぞれ農林大臣の指示数量、知事の指示数量を決めるという形にいたしております。したがって、その収量のとり方の適正化については十分留意をするつもりでございます。

第二点の、しからば七年の中庸五カ年というのを改めてもっと最近の時点をとるべきではないかというお話でございますが、やはり基準収獲量の安定性ということから考えてみますと、中庸五カ年の平均で考えていくのが適当なのではないかと思っておりますが、その反収の今後の安定的な向上度合い等を勘案して、さらに今後の検討の事項といたしたいと考えております。

○野坂委員 それから、これは病虫害の被害等がこの中に入っておるわけですから、収量だけではないに品質が悪いと値段が安くなる、こういうこともあるわけですから、これについても農家の皆さんの意向というものを体して、それを品質低下についても十分配慮すべきではないか、こういう意見がありますが、そのことは取り上げていたいただきますか。

○今村(官)政府委員 品質低下の問題でございますが、収量保険の形で仕組んでおりまして、品質の低下について共済事項の対象にすることはなかなかむずかしいのでございますが、それが的確にとられますキントキ等のような場合には、これを共済事項の対象として取り上げておるところでございます。

サトウキビにつきましては、災害によりまして糖度が低下する損害がございますが、糖度性に価格差を設けた売買が行われておりますのは鹿児島県の一部の種子島の地域だけでございまして、その他の地域におきましては糖度取引を行っていない実態でございますから、糖度の変化を品質の低下と見て損害評価に仕組むことについては現在考えていないところであります。また、この点につきましては、農業共済団体の方からの要望もあるというふうには私、承知をしていないところでございます。

○野坂委員 時間がありませんから、この中庸五年というのを中庸三年、総体五年という方式で検討してみたらどうかということが一つと、さらにこの品質低下の問題についても一応保険設計がむずかしいということもよく承知をしておりますが、しかし手取り金額というものが非常に重要なわけでありまして、生命保険でも、人間でも死ぬばもらえるのと病気になるばもらえるのとあるわけですから、そういう点についてはむずかしいむずかしい、保険設計ができ得ないというふうなことだけではなしに、御検討いただきたいと思うわけでありまして。

さらに、畑作共済の本格実施に当たって、現状の畑作価格制度では、作物間に価格の不均衡を生じております。だから、合理的な輪作体系がなかなか価格が違っておるためにできにくい、だから連作障害も起きるということがあります。そういう意味で、この畑作物間の相対価格の是正というように十分考えていかなければならぬ、これが前提になるのではないか、こういうふうにも思うわけでありまして、その点についてはどうお

考えでありましょうか。

○松本(作)政府委員 ただいま御指摘の畑作物間の相対価格の是正につきましては、これは農政にとっても重要な課題であると考えております。しかし、畑作物ごとの生産の形態なり、その畑作物の農業生産全体の中における役割なり地域の突態なりというふうな要素もございまして、そういうふうなことから必ずしも画一的な計算方法というところだけにはまいらないと思っておりますけれども、従来とも麦等につきまして米との相対価格の是正を図っておるところでございますので、今後とも畑作物の相対価格の是正につきましては努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○野坂委員 そういう意味でバレイショ等も甘味資源に関係があるわけですが、甘味資源審議会の問題です。てん菜とかサトウキビの生産者価格、生産振興対策、こういうものについて生産者の皆さんは、水田利用再編対策から非常に関心を持っていらっしゃいます。これを審議される甘味資源審議会はいつ開かれますか。食品流通局長もおいでだと思っておりますが、この点が一つと、それから政府が決定をされております六十年度の農産物の需給見通しというのがあります。これは砂糖の自給率は二八％にする、現状一七％ですね。この点について、目標達成のためにてん菜及びサトウキビの年次別生産計画はどのように立てられておるか。あわせて原料バレイショ及びカンショは甘味資源作物として明確な位置づけを行っておられるだろうか、これの年次別生産計画も策定をしておかなければ自給率の達成ができない、こういうふう

に考えるわけですが、その点はどうか。三点目は、甘味資源審議会というものは、何といいますが、生産問題等についてだけいろいろ議論をされて、価格その他は余りやらない。だから、米価審議会並みに格上げといいますが、権限といいますが、そういうことをやはり審議すべきではないか、こういう意見が非常に強いわけでありまして、この審議会のメンバーを見ますと、悪く言うと、大変恐縮ですが、業者とか商社とか砂糖の転がしをやられたような方たちの委員の顔ぶれもあるわけですから、本当の意味の生産者や消費者、こういう方々が出てやられた方がいいのじゃないかというふうな思っています。いわゆる甘味資源審議会の権限の拡大といいますが、そういうことについてはどうお考えであらうか、こういうことをお尋ねをしておきたいと思っております。

○大伏政府委員 第一点の甘味資源審議会を本年度いつ開くかという点でございますが、現在検討いたしておりますが、できれば今月の下旬ごろに開催したいというふうに考えております。それから、砂糖の長期見通しでございますが、昭和六十年を目標年次といたします「農産物の需要と生産の長期見通し」におきましては、砂糖の需要量は三百八十五万一千トンでございまして、そのうち国内生産にかかるとは百六万四千トンというふうに見ております。

それで、年次別にどうかということでございますが、長期見通しにつきましては、その年その年のいろいろな生産事情等もございまして、年次別には決めておらないのでございまして、最近の動向を申し上げますと、てん菜糖の生産量につきましては昭和四十七年度におきまして三十八万トンでこれがピークでございまして、その後てん菜の作付面積の減がございまして、五十年産につきましては二十二万トンにまで減少をいたしましたのでございまして。しかしながら、その後てん菜の作付奨励を講ずる等各般の生産振興措置を講じまして、五十一年産につきましては、歩どまりがよかつたことも反映いたしまして三十一万トンにまで回復をいたしております。五十二年産につきましてはさらにこれを上回るものというふうに見込んでおります。

それから、サトウキビからできます甘蔗糖につきましては、五十一年産が台風等の影響によりまして反収、歩どまりが低下いたしましたことから二十三万トンの水準になっておりますが、五十二年産につきましては反収及び歩どまりが増加すると見込んでおりまして、産糖量は五十一年産が二

十三万トンであるのに対して二十六万トン程度になるものというふうに見込んでおります。

したがって、この兩者を合わせますと、五十一年産の国内産糖の生産量は五十三万トンでございまして、自給率は一九％、先ほど一七％とお話ございましたが、一九％程度でございまして、五十二年産につきましては前年が五十三万トンに對しまして六十万トン程度に増加することが見込まれますので、自給率につきましてはこれが向上するものというふうに見込んでおります。

それから、カンショ、パレイシヨの甘味資源作物としての位置づけの問題でございしますが、パレイシヨにつきましては、御存じのように、生食用、加工用等の需要、それからでん粉として生産される、それからサツマイモにつきましても、一部野菜として供給されるということでございますが、相当部分はでん粉の原料として回る。これらの芋類から生産されるでん粉等につきましては、御存じのとおり、農安法に基づきまして価格支持をいたしておるところでございます。

甘味資源としてどう考えるかということにつきましては、でん粉の糖化用原料としての需要に見合った形で、その需要の確保を図るということを考えております。

それから最後に、甘味資源審議会の構成なり機能についてのお尋ねがございましたが、甘味資源審議会におきましては、甘味資源対策の基本的な政策の方向について御審議をいたしておきまして、現在まで甘味資源審議会におきまして御審議をいただいた事項としては、御指摘の生産振興対策のあり方のほか、国内産糖の目標生産費をどう定めるかという点についても御審議をいただいております。今後とも審議会の委員の各位の貴重な御意見をいただきながら、生産面を中心といたしまして各般の施策にその御意見を反映させてまいりたいというふうに考えております。

なお、甘味資源審議会の委員の構成でございしますが、現在二十五人の委員でございしますが、いずれも学識経験者ということで御就任をお願いして

おるわけでございますが、生産関係、製造関係、それから純粹の学識経験というふうな強いて区分をいたしますと、おおむね三分の一ずつ、生産関係につきましては、生産農家も委員に御就任をお願いしておりますし、生産者団体、さらに生産県の知事さんも入っていただくという構成になっております。先ほど申し上げましたように、審議会委員各位の貴重な御意見を今後とも十分承りながら施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○野坂委員 私の持ち時間はもう終わっております。迷惑をかけておりますから、これ以上質疑はできません。

私がいま御答弁をいただきました年次別の生産振興対策というのは、いままでのことはいいのです、これからのことなんです。昭和六十年度に二八％にします、いまは一九％です。こうお話しになって、九％の引き上げはなかなか大変ですから、審議会の中でもこれからの国内生産対策なりあるいはそういうことを議論されるわけですから、もっと生産者の意向をくんで、三、三、三方式だということを言われますけれども、十分に生産者の意向が反映されてないということも聞きます。だから、そういう見直しだけではなしに、その生産をやるためには価格も非常に問題だということでも機能強化をしてもいいというところをあなたにお願いしておきます。

それから、今井さんにお願いをしておきたいと思うのですが、五年中賄論というのをとりになりました。ここでもお話がありましたが、この基準収量は被害なかりせば収量ということも十分頭に入れていただいで、農家の皆さんと感じが全然別になるようなことではなしに、きわめて近似の場合、最近のものをとって、大きな被害がなかったらこの程度の収量があるんだ、こういう認識に立っておらなければならぬ、こういうふうに思いうわけです。

最後に、副大臣と言われる政務次官もおいでありますから、それらに對しての御見解を承って

私の質問を終わります。

○今井政府委員 先ほど局長が答弁申し上げたところでございまして、収量の算定の方法につきましては、被害なかりせば収量というもののについては若干疑義がございします。そこで、先ほど局長が答弁申し上げたとおりでございします。

○山崎(平)委員 農林省代理 吉浦忠治君。

○吉浦委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案について、農業共済関係の主旨にいたしまして質問を申し上げたいと思ひます。

今日の農政の最大の課題は、何と申ししても過剰基調にあるお米であります。このお米を消費拡大を図りながらその生産を抑制して農産物の総合的な自給力を強化することにある、こういう点でございしますが、こういう事情から水田利用再編対策及び畑作振興対策に農政の重点事項が移っているわけでありまして。特に畑作振興という点を中心に展開してまいりたいと思ひますが、農業共済に對する農家の反応を聞いてまいりますと、大変な驚くほどの反響であります。農家の方々は共済に對して掛け捨て保険だからいやだというふうな意見が圧倒的であります。いままでに被害があつても水稲などの場合にはお金をくれなかつたとか、また保険はどんな保険でもないやだというふうな感覚があるわけでありまして、こういう異常なほどの共済に對する不満があることは事実でございします。

こういうことで、毎年金を取られるような、そういう反応がある共済掛金でございしますが、まず最初に私は、農作物共済、水稲、陸稲、麦を対象としますが、ここで一筆建て単位方式の場合にいわゆる足切り割合があります。三割となつておりますが、この三割を超える被害がなければ共済金が支払われないということになつてゐるわけでありまして。農災制度について、かねてから言われてゐる補償の充実の観点からいいますと、この足切り割合を引き下げるべきではないかというふうに考えますが、まずこの点からお答え願ひたいと思ひます。

思ひます。

○今村(宣)政府委員 農家の方々から見ますれば、農業共済の掛金はできるだけ安い方が好ましくいわけにございしますし、また災害を受けましたときには足切りではなしに金額共済金額の支払いを受けるということが最も望ましいところであらうかと思ひます。掛金につきましては、それぞれ災害がなかりせば掛け捨てになるから農業共済というのは魅力が薄いというお話も承りますけれども、しかし一たび災害がございしましたときには、たとえば昨年の冷害のときにおきましては国が千億円の再保険金を支払い、連合会、組合等の段階で四百億で、合わせまして千四百億円の金を支払つたわけにございまして、共済制度が農家経営の安定に果たす役割りというのは、私はきわめて大きなものがあるのではないかと思ひうわけにございします。

そこで、御指摘のように、農作物共済の足切り割合を引き下げるということをいたしますと、輕微な被害がきわめて多く出てまいりまして、これを反映いたしましてどうしても共済掛金率が上がります。掛金負担が非常に増加するということが一つございします。同時に、損害評価の面で非常に苦労がかかるという問題もございします。共済制度におきましては農家が農業経営上自家保険をするということが基本的な一つの考え方であるとして、これがまた道徳的な危険を防止するという観点からも、ある程度の足切りを行うことが必要であると考えております。

その割合をどうするかということにございしますが、私たちがしましては農家の掛金負担がなるだけ増高しないような形で、しかも足切りが少なくなるにはどうしたらいいか、こういうことで、御承知のように、農家単位引受方式では二割足切りあるいは一割足切りというふうな形で現在推進いたしておるわけにございします。しかしながら、この問題はきわめて困難な問題ではございしますが、補償内容の充実という観点から見ましてきわめて

重要な問題でございますので、今後とも長期的視点に立つて慎重に検討してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 続きまして、評価委員の問題でございますが、農業共済制度におきまして損害評価の適正を期することが肝要であると考えますが、この適正化についてどのような対策を講じておられますか。また、現地で実際に損害評価に従事する損害評価員の役割はきわめて大切であります。これらの方に対してどのような指導を行っておられますか、お尋ねをいたします。

○今村(官)政府委員 損害評価の適正化につきましては、かねてから私たちは十分意を用いております。これはきわめて重要なことでございますので、私たちは昭和五十一年の冷害によります大災害の経験を生かしまして、これについての改善措置を講じておるところでございます。

一つは、損害評価の時期を農家の刈り取り時期にできるだけ近づけていく、評価高に時期のずれによる誤差が生じないようにすることが第一点でございます。

第二点は、悉皆調査をいたしますが、その調査結果を検定するために行います組合等の抜き取り調査に実測調査を加味しまして、これに必要な経費について本年度から国が助成をするという措置を講じまして、損害評価の適正化を図っておるところでございます。

なおまた、損害評価員に対する指導につきましては、その資質の向上につきまして種々対策を講じておりますが、一つの例として、損害評価を行うに先立って災害の種類でありまして、災害の程度、品種等を考慮いたしまして標準地というのを設けまして、損害評価員全員による評価をする目の統一を図るよういたしました。損害評価の精度を高める努力も行っているところでございます。

○吉浦委員 調査員の調査ですが、いま御答弁いただきましたように、悉皆調査あるいは抜き取り

調査等を重複して行われておりますが、県の連合会の評価委員調査も行われておりますので、この調査制度そのものには私は何ら疑問を持っております。これはきわめて重要なことで、この精度そのものは調査員の選択という点が最大の問題ではないかというふうに考えるわけで、と申し上げます。

はい、かたがた方々であらうとも、人格識見とすべかられた方であらうとも、委嘱されたその場所、被害率等を調べられる場合に、どうしてもある程度高く評価をされるのは人情だろうというふうに思うんです。できる限り多くの共済金の支払いというところで配慮がそのようになるのかもしれない。その人情面の選択ということ調査員の場合に大変むずかしいんじゃないかというふうに考えられるわけです。ある人には厚くするし、ある人には薄くするというふうなものがありましようし、それが生まれるのは人間の能力の範囲でございまして、そういう点でうまい方法はないものかどうか、再度お答え願いたい。

○今村(官)政府委員 損害評価員が評価をいたした場合は一人で行うのではなくございまして、それぞれ班を編成して悉皆調査をやるということにいたしております。災害で農家が非常に苦しんでおられるときに損害評価をいたすわけでございますから、ある場合には農家に対して同情的な気持ちで働くということも人情として当然のこととございまして、また逆に農家の側から見ますと、自分としてはこの程度の被害があるのに損害評価員の評価はきわめて低いという御不満もあるうかと思ひます。したがって、損害評価員の評価の統一ということが非常に重要になってくるわけでございまして、これらの点につきましては、実際に損害評価員がそれぞれ集まりまして実地に評価眼を統一するということとほゞひと必要なことであると思ひまして、先ほど申し上げましたようなそういう指導も行っているところでございます。

しかし同時に、そういう損害評価員の行いした損害評価を今度連合会の段階に上げまして、その

うして連合会の段階におきまして実際の抜き取り調査をやります。その評価が正しいかどうかという点もチェックをいたすわけでございます。それから、現在の制度においてさらに損害評価員の評価の統一あるいは評価の時期をできるだけ収穫期に接近させる等々の諸措置を講ずることによって、その適正化を図ってまいることが適当ではないかというふうに私は考えている次第でございます。

○吉浦委員 多少の経費がふえたといまして、隣接組合等の方々に委嘱する方法も、そういう御意見を聞くのもいいのではないかと、そういうふうに考えます。いわゆる合議制でございますが、その査定の場合に、隣接組合の人々の調査を基本とするという方法でやりなれば非常に公平な立場にもなるでしょうし、また共済組合調査員は普及員の方は入れてもらわないのですか。また、他の地区の普及員を委嘱されるようなことはないのかどうかをお答え願いたい。

○今村(官)政府委員 損害評価員が損害評価をいたした場合は、私たちの指導方針として、同じ部落の評価員がその部落を評価するということではなしに、隣の部落の損害評価員が来て評価をするということにするようにという指導をいたしておるわけでございます。

それから、第二点の普及員についての活用でございますが、普及員の方に損害評価をやってもらうわけには、これは公務員でございますからまいりませんので、連合会段階の損害評価委員に普及員を委嘱をいたしまして、その段階で普及員の知識、経験を活用しておる実情にございまして。

○吉浦委員 次に移りますが、現在の果樹共済では九つの対象がございまして、温州ミカン、ナツミカン、指定の柑橘、リンゴ、ブドウ、ナシ、桃、カキ及びクワの九つを対象となさっておりますが、なお対象にされていない果樹がたくさんあるわけでございます。特に私の地域の房州ビワが昨年大変な冷害の被害を受けましたが、そのときにも質問を申し上げましたけれども、このよう

な生産地域にとつてみれば重要な作物でございます。したがって、これらも速やかに共済制度の対象としていただきたいわけでありまして、大体、果樹栽培そのものが適地適作でありまして、気象災害の少ない立地条件のところに栽培されている関係もあるわけでございます。けれども、こういう去年のような特別な被害のときに、全滅に瀕するようなき、共済制度の対象というものの必要性が大きくなってきたわけでございまして、こういう点について農林省はどのようにお考えをお尋ねをいたしたいと思ひます。

○今村(官)政府委員 御指摘のビワにつきまして、これまで被害率等の基礎調査を行ってきたわけでございますが、一般的にビワについて申し上げますと、わりあい圃地化率が低くて収穫量の年次変動が比較的大きいということが挙げられます。

それから第二は、被害発生頻度が大きいというところでございまして。ちなみにビワの面積被害率を調べた長崎県の調査結果によりますと、四十五年にはゼロでございましたが、四十六年には九六・九％、四十七年には五・一％というふうに、面積被害率で見ても、減収率で見ても非常に上がり下がりが大きいという問題がござい

す。したがって、これらの問題点につきましてさらに検討を加える一方、共済需要を見きわめました上で、私たちとしては可及的速やかに果樹共済の対象にしたいというふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 次は、鶏の共済についてお尋ねをいたしますが、近年、鶏のワクチンの開発等が大変進んでおりまして、病気がほとんどなくなったというふうにも聞いておりますし、共済制度に対する養鶏農家の熱意ももう一歩じやないかと私は感じております。

しかし、調べてまいりますとロイコチトゾーン病というふうな恐ろしい病気もございまして、これに対しては手がつけれないとい農林省の家畜衛

生試験場の博士がおっしゃっているわけですが、これはまだワクチン開発の可能性はあるが、現在のところ開発の可能性はあってもいつできるかわからないという状態だと言われているわけですが、これは又カカという蚊が媒介をしますけれども、一九五四年に大流行をしたことがございまして、ロイコ病みたいなものが一度蔓延しますと全滅してしまうことにもなりかねないわけでございます。

そこで、養鶏農家の方々の熱意がどうかというよりも、こういうような流行のものと病気が以外天変地異等による事故もあるわけでございます。そして、こういう点について農林省はもっと積極的に取り組むべきではないかと私は思いますが、いかがでございますか。

○今村(宣)政府委員 鶏の問題につきましては、先生まことに御存じのところでございますので、十分御承知のとおりかと思いますが、私の方といたしましては、共済制度化に関して現在主要県を対象に飼養形態と共済需要、被害の実態等の調査を行っておるわけでございます。その結果を待ちまして鶏の共済制度化の可能性について検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 次に進みます。

畑作農業の振興が現在の日本の農業にとって最も大事な点ではないかと私は思うわけでございます。先ほども冒頭に申し上げましたように、水田利用再編対策並びに畑作振興対策が何と申しましたも農政の重点事項でございます。畑作振興に関する諸政策の総合的な拡充強化がこれから最も大事な点であると私は思います。これらに関して、農林省はどういう基本的対策を持っていられるか、次官にお尋ねをいたしたいと思います。

○今井政府委員 まず、長期の目標としては、先生御案内のとおり閣議決定いたしました長期目標がございまして、それに向かってるものも施策をするわけですが、私はこう考えるのであ

ります。基本は、生産農民が本気になって畑作に取り組んでいただけるような条件整備、それが基本であろうと思っております。そのために考えられますのは、まず最初に、畑作物の収益性の改善、もうかることでなければならぬと思っております。それから、土地基盤を整備することによる生産性の向上、また、ただいま御審議願っておりますような畑作物の共済制度の本格実施、畑作物の生産及び経営技術の開発普及といったものを総合的に勘案してやってまいるのが基本対策であろう、私はこのように考えております。

○吉浦委員 農業災害補償制度は、農業事情の変化に対応して、今後とも拡充強化していくべきだと考えますが、このことについての基本的な考え方を御聞かせ願いたいと思います。

○今井政府委員 農業災害補償制度につきましては、先ほどから申上げておりますが、歴史がございまして、米を中心とするものから順次その範囲を広げてまいりましたことは、先生御案内のとおりでございます。特に最近におきまして、一昨年の第七十七回国会におきまして補償内容の充実等の観点から、米に限らず広く制度全般にわたります大幅な改正を行ったところでございます。また、今回は畑作振興の重要性等にかんがみまして、畑作物の共済及び園芸施設共済の本格実施のための改正を行うこととした次第でございます。

農業災害補償制度は災害対策として農政におきまます重要な柱でございますので、今後ともその適確な運用に努めることはもちろん、事業実施実績等を踏まえながら、農業事情の変化に対応して制度の一層の拡充強化を図りたいと存じております。

○吉浦委員 続きまして、昭和四十九年から行われてきました畑作物共済及び園芸施設共済の試験実施の結果をどのように評価されておられますか。畑作物共済の実施は、北海道、鹿児島県、それ

から沖縄県の三連合会及びその区域内の十八組合が実施組合に指定されておまして、昭和四十九年度から試験実施が行われたわけでございます。

北海道ではバレイショ、てん菜、大豆、小豆、インゲンの五つの作物、また鹿児島県及び沖縄県ではサトウキビが引受対象作物とされましたが、この栽培面積等も昭和四十七年現在で約一割に相当する面積について実施することを予定して試験実施が行われたわけでございます。

また、園芸施設共済の試験実施も全国三十県にわたる連合会及びその区域内の百七十六組合等が実施組合に指定されて、同じく四十九年度から実施されて、園芸施設設置面積あるいは施設園芸の栽培技術の向上等近年急速な伸びを示して、その作付品目もきわめて多様化しているわけでございます。この試験実施の面積も同じように四十六年現在の約一割に相当する面積について実施されたわけでありまして、

実施されました結果をどのように評価をなさり、またその試験実施の結果を本格実施制度にどのように反映されることとなるのか、お尋ねいたします。

○今村(宣)政府委員 畑作物共済、園芸施設共済につきましては、昭和四十九年度からの試験実施を通じて共済目的、共済事項、共済責任期間、加入方式、事業責任の分担等その仕組みについていろいろ検討してきたわけでございますが、申し上げましたような仕組みの大枠については大体問題がないと思われるわけでございます。

したがって、本格実施の仕組みは試験実施の仕組みをおおむね踏襲していくということでございまして、試験実施の実績等にかんがみまして、これに所要の改善を加えていくわけでございます。

その主要な改善点は、一つは補償の充実でございますが、畑作物については損害てん補の限度額を六割から八割、小豆、インゲンは七割に上げます。また、園芸施設共済については施設内農作物の共済価額の設定方法の改善、それから損害額の

独立評価方式の採用等を行ったところでございます。

試験実施を通じて引き受け及び損害評価方法が確立してきたことにかんがみまして、異常部分に対する連合会の保険責任を三〇%から五〇%に縮小をいたしますと同時に、施設園芸共済につきましては超異常の災害の場合については全額額が再保険をする仕組みを導入したところでございます。

それから、農家負担を軽減いたしました共済事業の円滑な運営を確保する観点から国庫負担割合を大幅に引き上げまして、畑作物共済は三割から六割に、園芸施設共済は一割から五割にこれを引き上げるといふ改善を行ったところでございまして。

○吉浦委員 その試験期間が昭和四十九年から五十一年の三カ年の短期間であったわけですが、その結果からだけでは不安はないのかどうか第一点。

また、畑作物の中で、小豆、インゲン等の被害が他の作物に比較してかなり高いというわけを御説明願いたいと思います。

○今村(宣)政府委員 試験実施の期間はまだ四年でございますが、五十二年度の実績を加味すれば四年でございますが、その以前に委託調査を実施をいたしました。いま申し上げましたような内容につきまして調査をいたしてきておりますので、そのデータとしては十二年のデータがあるわけでございます。したがって、これを本格実施にいたすことにつきましては支障がないというふう

に考えておるところでございます。小豆、インゲンの被害率でございますが、これは試験実施の過程等を通じても明らかでございますが、その他の作物と比べましてその被害率は高うございます。試みに金額被害率で申し上げますと、昭和四十九年、五十年、五十一年、五十二年の平均で、金額被害率は、北海道の場合でございますが、バレイショは五・一、てん菜が四・三、大豆が四・五、小豆が三・七、インゲンが



一三・四というふうに、小豆とインゲンは金額で見ましても非常に被害率が高い状況に相なっておりますわけでございます。したがって、そのような観点から、被害率の低いバレイショ、てん菜、大豆については八割、小豆、インゲンについては七割ということにいたしましたわけでございます。

○吉浦委員 農作物の共済において当然加入制がとられておりますが、畑作物共済及び園芸施設共済については任意加入制を基本として義務加入制を併用することとしておられるわけでございます。その理由はどうしてそういうふうになさっているのか。また、任意加入制のもとにおいても、事業の健全な運営を図ることができるよう加入が果たして期待できるのかどうかをお尋ねをいたしたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 逆選択を防止をしまして多数の加入を確保するという観点から見ますと、当然加入が望ましいのでございます。しかしながら、畑作物共済、施設園芸共済におきまして任意加入制をとることとしたのは、これは果樹も同様でございますが、一つは、当然加入制というのには制度発足の当初は全国的に行われたわけでございますが、その後の農業事情の変化に対応しまして、一定規模未満の耕作者は任意加入にするということにいたすなど、逐次強制的緩和をいたしますか、そういうことの方で進んできたわけでございます。したがって、新たに行われま

す果樹もそうでございますが、畑作物共済、園芸施設共済につきましても、当然加入ということを導入することは適当ではないのか。

それから第二点は、共済団体の側から見ましても、当然加入の完全実施に確信を持っておられるわけではございませんで、むしろ当然加入という制度のもとにおいて一部の加入拒否者が出た場合には一体どうするのだという問題がございまして、これは組織運営上の問題として一つの懸念をされるところでございます。

たしておりますが、農家の自主性を尊重しつつ加入の促進を図りますために、総会の議決によりまして加入義務の発生いたしますいわゆる義務加入制を導入をいたしております。また、制度の普及事業の推進、その他各種の加入促進措置を講じまして、任意加入制のもとにおいても十分加入が期待できるというふうに私たちは考えておる次第でございます。

○吉浦委員 続きまして、畑作物共済の共済目的は、当初から対象とするバレイショ、大豆、小豆、インゲン、てん菜、サトウキビの六作物以外は政令で追加指定をすることになっておりますが、今後の追加指定についてどのように考えておられますか。特にお茶でありますとかホップ、たばこ、イグサ等の地域特産物を対象としてその拡大を図るべきだという要望が強いわけでありまして、どのようにお考えになつていらっしゃるかを

お答え願ひたい。

○今村(宣)政府委員 六品目以外の作物につきまして政令で追加指定ができるようにいたしましたわけでございますが、政令で指定するに当たりましては、一つは、政策的な必要性のほかに、その畑作物について保険設計が仕組めるかどうかという具体的な検討が必要でございます。保険設計が仕組めるかどうかというところは、一つは、全国的危険分散がどのように図られるか、第二は、共済需要が継続して果たしてあるかどうか、第三は、料率設定が可能であるかどうか、第四は、共済金額の設定及び損害評価をどうするかというふうな問題について、検討をして結論を得ることが必要なわけでございます。したがって、現在私たちは、地域特産物として、茶、ホップ、たばこ、イグサにつきまして被害状況等の調査を主産県において行つておるところでございます。また、露地野菜のキャベツ、レタス、白菜につきまして昭和五十二年度から保険設計に必要なデータ収集のための調査を主産県において開始をいたしておるわけでございます。

それから、その他の畑作物であります飼料用作物、なたね、ソバ、落花生、カンショについては昭和五十三年度から保険需要等の調査を主産県において行つたことといたしておりますが、このうち比較的データ収集の進んでいるものは茶及びホップでございます。これにつきましてではできるだけ速やかに対象にしたいと思つております。その被害の品目等につきましても鋭意検討を進めまして、できるものから早期に結論を出すように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 農作物共済について、一筆建て単位方式、半相殺農家方式、それから全相殺農家方式の三つの加入方法があるわけでありまして、畑作物共済で一筆建て単位方式を採用せずに農家方式のみにしたのは、どういうわけであつたのかをお尋ねいたします。

○今村(宣)政府委員 畑作物共済におきまして農家単位方式を採用するというにいたしましたのは、一つは、畑作農家の経営の安定を図ることを目的とします制度の趣旨から見、農家単位に損害の補てんをすることが合理的であり、共済掛金率も一筆単位方式よりも低くなつて損害てん補が効果的に行われるということ、それから第二は、工場等への出荷資料等を活用することによりまして、農家単位で損害評価を効果的に行うことができる作物が多々ございます。バレイショ、てん菜、サトウキビ等は工場への出荷資料等を活用することによりまして、農家単位で損害評価が効率的に行われるわけでございます。これを耕地単位で損害評価を行うということはきわめて非効率であるということでございます。第三に、農作物共済におきましても農家単位方式がより合理的な補償方式であるというふうに考えまして、農家単位方式を四十六年に半相殺、五十一年に全相殺方式を導入いたしまして、逐次一筆方式から農家単位方式へ誘導をいたしておるところでございます。御存じのとおり四十八年度から本格実施に入りました果樹共済も農家単位方式で行つておるところでございます。

以上のような理由から、畑作物共済につきましても農家単位方式を導入いたした次第でございます。

○吉浦委員 続きまして、畑作物共済における足切り割合が二割のもの、バレイショ、大豆、てん菜、サトウキビ、三割のもの、小豆、インゲンがございまして、制度発足当初はこれでもやむを得ないというふうにも思ひますが、将来さらにこれを引き下げるべきではないかというふうに思ひますが、この点はどうかでございますか。

○今村(宣)政府委員 引受割合、したがって足切り割合の水準につきましては、先ほど申し上げました、一つは被害の態様がございまして、第二点には政策保険としての損害てん補の限度、これは生産比率が高いか低いか等の観点から総合的に検討して決定せられるべきものであると思ひます。被害率について見ましても、小豆、インゲン等は二けたであるところから見まして、現在の八割、七割ということとはまず妥当ではないかと思つておりますが、足切り水準を引き下げる等の将来の問題につきましては、本格実施によりまして事業の実績あるいは引受損害評価技術の蓄積を見た上で十分検討し、判断せらるべき問題ではないかと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 園芸施設共済においてビニールハウス、ガラス室を本来の共済目的として、施設内の農作物は農家の選択により、あわせて共済目的とすることができるようになっていくわけですが、なぜ内容農作物をビニールハウス、ガラス室と対等に扱われなかったのかをお尋ねいたします。

○今村(宣)政府委員 施設園芸用施設は一つの資産でございます。共済の性格からいいますと資産共済と言われるようなものであるかと思ひます。施設内農作物は、まあ作物共済という性格を持つておられるわけでございます。また御存じのように、非常に種類が多様でございます。共済額、料率、損害評価等において独立の共済制度と仕組むには非常に困難がございまして、したがって

して、園芸施設共済の本格実施に当たりましては、施設内農作物を、よりその補償内容が充実した形で、特定の園芸施設とあわせて共済事業の対象にするようにという要望が強かったわけでございます。したがって、施設内農作物の補償内容の充実という観点から、共済金額の設定、損害評価方法の確立等において相当の改善を加えてきました。が、やはりこれを共済の対象とすることには相当の割り切りを必要とすることは避けられないわけでございます。本格実施におきましては、施設内農作物は特定園芸施設の付帯共済として位置づけざるを得なかったということでございます。

なお将来、施設内農作物を含めます野菜等の共済制度が確立されていけば、その付帯共済の範囲は逐次縮小をしていくというふうに考えている次第でございます。

○吉浦委員 園芸施設共済では価額の八割までしか共済に付せられないことになっていますが、その理由を第一点、お尋ねをいたします。

また、この制度は行く行くは廃止すべきではないかというふうに私は考えますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○今村(宣)政府委員 園芸施設共済の付保割合の限度を八割としたのは、これは超過保険を避けるということが第一点でございます。それから第二は、損害の一部を加害者の負担にしまして道徳的な危険を防止するというところでございます。それから第三には、共済掛金の五割を国庫が負担する政策保険でございますから、やはりある程度の自家保険機能を持たせる必要があるのではないかと。それから、同様に資産共済でございますが、家畜共済や樹体共済につきましても付保割合の限度を八割としておるわけでございます。そういう事情からいたしまして、私はその制限は必要ではないかというふうに考えておる次第でございます。

○吉浦委員 時間が迫ってまいりましたので、家畜診療施設の法的位置づけについてお尋ねをいた

したいと思ひます。

現在の家畜診療所は農業災害補償制度の発展に多大の寄与をしているわけですが、その法的位置づけといふものの明確さが欠けていたわけでありました。今回の畑作物共済または園芸施設共済の両制度の制度化にあわせて家畜診療所が法的な位置づけをされております。すなわち、組合等及び連合会は「定款等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることが出来る。」との規定が入れられております。ここに共済団体の多年の願望が実現をしております。この規定のほかに、その事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬または豚についてもこの施設を利用させることが出来るという、いわば員外利用の規定が決められておりますが、こういう点についてその地域の開業獣医師の方々の意見調整というものができておりますかどうか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○今村(宣)政府委員 家畜診療施設の法的根拠を設けますことにつきましては獣医師会と共済関係団体との間でよく話し合いをいたしてまいりましたわけでございます。獣医師会としてはこれに賛成の意を表しておるわけでございますが、一部地域におきましてはいろいろな危惧を持っておる向きもあるかと思ひます。いわゆる員外利用の規定につきましても同様の御心配があるかと思ひますが、いわゆる員外利用の規定は、その地域に他の診療施設がない場合でありまして、あるいは急患が発生した場合等において農業共済団体等の家畜診療施設に余力があるときは非加入家畜についてもこれを利用されることによりまして農家の便宜を図り、家畜資源の確保に資しようとするものでございまして、非加入家畜について積極的に診療を行うものではございません。そういう点につきましては機会あるごとにこれを御説明をして誤解を解くように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○吉浦委員 最後に、最近特に急激にふえており

ます農作業事故における問題をお願いをいたしたいと思ひますが、農林省の発表によりますと、五十年に四百十三人の方が農作業事故として亡くなられております。自動車の交通事故死が年々減少しておりますのに、農作業事故死は年々増加の傾向にあるというふうになっておまして、自動車の交通事故死にかわって農作業の事故者がふえていく傾向でございます。

この事故の背景というものをお尋ねしたいのですけれども、私の考えでは、これは農業機械の急速な普及というものがわれわれの想像以上に普及してきたことと、それが大型化され、性能がよくなってくるし、その反面に農作業従事者は、兼業といふことで、中心者を失った農女子の方でありますとかお年寄りの方というふうな、機械はいいのに動かすのがかなりむずかしいということ、農業者が機械に十分対応できなかった点があるのじゃないかと思ひます。この安全性についての教育、またはその安全性についての配慮がなかったのじゃないかと考えられます。

そこで、農作業事故防止の問題あるいは安全対策の問題、特に農業者が安心して農作業に励めるための最善の方法として農業労働災害補償制度の確立こそが大事ではないかと思ひますが、この点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○野崎政府委員 いま先生おっしゃいましたように、五十年は四百十三人という死亡事故があったわけでございますけれども、五十一年については現在集計中でございますが、四百人を割る見込みでございます。

こういう事故が発生した場合の災害補償制度につきましても、昭和四十年から例の労災保険の特別加入制度というものが認められておるわけでございます。農業事業主あるいは指定農用機械を使っている従事者、そういう方々が特別加入できる制度ができたわけでございます。これの加入の促進と、それから農協共済、これは農協で普通傷害共済あるいは農作業中の作業共済、特定農機具傷害共済、こういう共済をやっておるわけござい

ますが、そこへの加入率も合わせますと相当な加入率になるわけでございます。労災保険、それから農協共済も保険料率、適用範囲はそれぞれ違いますが、農家の自主的な判断で選択して加入できることになっておりますので、当面これらの制度の一層の活用を図るということで、適用範囲あるいは入るについての団体をつくるかむずかしい問題があるわけでございますが、それをもっと簡略化できないか、そういう点についてこれからも労働省とも協議を進めてまいりたいと思っております。

それからなお、機械の安全性についても触れられましたが、確かに機械は高性能になる、それから使う人も多くなるといふことで、農業者の機械の知識の向上、片や機械の安全性、この両面が先におっしゃるよう非常に大切なことだと思っております。したがって、その片方の農業者の知識の向上につきましては、都道府県に補助をいたしまして農業者に対する研修を行っておりますし、あるいは試験をして技能認定をするという制度もございまして、また事故多発市町村に対しまして安全の講習会とか部落座談会、そういうことをやったり、チラシを配ったりといった濃密な事故防止の指導をやっております。それから、テレビ、映画による事故防止の啓蒙ということをやりまして農業者の知識の向上に資したいと考えておるわけでございます。

片方、機械の安全性を高めることにつきましても、農機具の型式検査というものをいま行っております。これは昭和二十八年から行われているわけでございますが、四十九年から安全性に関する基準というものを別に加えて型式検査を行い、それからまた安全性の観点から主要な二十二機種を取り出しまして安全鑑定をする。これは五十一年からでございますが、いろいろな機械の作業部分に防護カバーがついておるかについてないか、そういう安全鑑定を実施することによって農機具をより安全なものにしたい。また、国の助成事業等につきましても、型式検査で合格したり

安全鑑定によって安全を確保された機械を農家が入れるように指導をしておるところでございます。

○吉浦委員 時間になりましたので、提案だけ申し上げましょう。

福井県坂井町で、農協が三月から全国初の労災制度として人身事故すべてを対象にした制度を発足させたわけでございます。農作業中に発生した負傷、疾病、死亡などの人身事故すべてを対象として、田植え機械から手押し切りまでの農機具を含むほか、農家、家畜、落雷などによる事故にも適用されるという制度がございまして、ぜひ農業災害補償制度というものを確立していただきたいと要望して、質問を終わります。

ありがとうございます。

○山崎(平)委員長代理 津川武一君。

○津川委員 農業災害対策の基本は災害の予防だと思ひます。その立場から農林省に一つ、気象庁に二つばかり質問してみます。

まず第一は、畑作物の生産技術の前進、指導についてであります。いま麦は共済が赤字になっております。共済の担当者と言わると、政府は麦の増産といえは奨励金をつけてそのほかは余りしない、もっと生産技術というものの研究、指導をしたならば共済も赤字にならないだろうと言っております。さらに、これからは転作の押し付け、強制で各県で大豆がかなり共済の対象になると思ひますが、あれは水があるところだとすく減収になつて共済の対象になる、こんなことで大変大きな赤字になるんじゃないかという心配がございします。また、大豆にしても麦にしても同じですが、初めてやる人たちがやるので営農の技術的なこともよくわからない。そこで、小麦、大豆の試験研究は徹底的にやらなければならぬかと思ひます。私はこの席で何回も大豆の試験研究の不足を指摘してまいりましたが、依然として進まない。この試験研究に対する政府の見解、営農の指導に対する政府の見解と、転作物として大豆なんかやらせる場合には土地基盤整備をやらなければ、

災害として大きく引き受けて赤字にならざるを得ないと思ひますが、こういう予防対策について、まず最初にお答え願ひします。

○野崎政府委員 ただいま転作物に対する生産技術の指導の点の御質問だと思ひますが、農林省といたしましては特に水田利用再編対策に關しまして技術指針を出しております、各県でもその地域に應じたいろいろな作物別の技術指針をつくつておるわけでございます。また、普及事業では、特に水田利用再編に關しまして、特別に水田利用再編促進特別営農指導事業というところで実証園をつくつたりあるいは普及員による濃密な指導を行つておるところでございまして、土地改良区の営農改善ということで導入作物の実証園をつくる、そういう指導を強めておるわけでございします。

ただいま先生おっしゃいましたような麦、大豆等につきまして、特に麦の生産振興についてはいろいろ補助等の制度があるわけでございしますが、指導体制といつたしましては、予算としては麦生産振興指導費というのを組んでおりまして、この中で都道府県がいろいろ指導する、それから市町村が指導をする、これは市町村農協等でパンフレットをつくつたりあるいは技術指導の資料をつくつたり、こういうものに対する助成でございします。それから、中央農業団体、これも優良麦作事例というものを集める、そういう費用を補助いたしております。都道府県の農業団体に對しては、単協に対する育成指導費に對して助成をいたしております。また普及所等に對して、普及所で農家の方々に特に麦等に對して指導をする場合のそういう経費も組んでおるわけでございします。それから、大豆の生産指導体制といひますが、これも特に大豆の生産指導対策費という名目で予算を組んでおりまして、一つには展示園の設置、それから二つには大豆の共助会、それから三つ目は市町村によりまして生産技術の研修会、これは農家を相手にするわけでございしますが、そういう研修会、それから四つ目には都道府県の職員、担

当者を集めまして技術の研修会、それから五つ目には普及員を集めまして、特に大豆に対する技術研修会を行う。それから六番目には、これは短波放送で農林放送事業団がやっておるわけですが、この中で特に大豆を重点的に取り上げて普及宣伝をやりたい。

指導体制としてはそういうふうにお考えおるわけでございます。

○津川委員 そうは言つても局長、減反の押しつけがかなり激しいので、仕方なく大豆が小麦つくる。やり方がわからないので、土地がよくないので、共済のお金でももらつて事を済ませるか、こういうのが農民の間にかなり浸透しているんです。何が農民をそうさせたかについて、十分考えてみなければならぬ。私は、一年後にこの点で大豆の共済、小麦の共済の支払い額がかなり大きくなつていくんじゃないかというのを非常に心配して居ます。そのときは、またその事実を指摘して議論するとして、そういうことがないようになんかの指導と研究体制を強めていかなきゃならぬことを申し上げて、質問を進めていきます。

第二は、気象庁でございします。

東北から北海道にかけて、雪消えがかなりおくられて居る。遅いところでは十日、比較的早いところでも七日ばかりおくられて居る。東京でも必ずしも暖かくない。桜がこのとおりおくられて居る。このところは心配です。

一昨日、私は三沢市の郊外である農民と話をしていたら、十日ばかり苗づくりがおくられているので大変だと言つておりました。しかし、種もみの消毒が終わつていま苗づくりをやっておりますので、そこで早生種に変えるわけにもいかない、こういう状態でございます。

そこで気象庁、ことしは大丈夫だろうね。気象観測の状況、いまの状況どうなのか、これからの見通しはどうなのか。もし、気象庁において心配があるとするれば、農林省は営農指導を格別しなればならぬと思うのです。これが気象庁に対する質問の一つ。

もう一つの予防面からの質問は、去年の暮れかおとしだと思ひますが、台風の強風注意報、付近を航行する船舶は注意をしてくださいと云つて居る。リンゴが落果するのは共済で風力七、風速十三・九メートル、このときは注意報なんですか。ところが農民の側は、リンゴが落ちる風かどうか知らない。そこで、リンゴ落果注意してくださというのを注意報の中に同時に加えていただければ、農民の人たちは自動車のヘッドライト持つていても夜でもいいで、ここで災害が少なくなる、こういうことを言つて居る。これに對して気象庁は、検討してみますと言つて答弁して居るんです。どう検討されたか、気象庁にはこの二つ答えていただきます。

○片山説明員 津川先生の問題、第一問に私が答へたいと思ひます。それは弘前地方を中心とした天候の……(津川委員「東北全体だよ、弘前地方じゃないよ」と呼ぶ)はい。その現状及び見通しについて、気象庁の予報を述べたいと思ひます。確かに先生が言われましたように、東北地方は二月はかなり、月平均にして二、三度気温が低く、三月に入りまして月平均は平年並みなんです。その寒暖の差が非常に変動が激しく、その流れは現在も続いております。すなわち四月の上旬はやはり青森、弘前を含めても五日平均で三度ばかり低くなつて居ります。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕さて、これからどういふふうな天候の変移をしていくかを、気象庁が三月十日発表した向こう六カ月の予報と、それから三月二十日に発表いたしました向こう三カ月予報を基礎として、お答えしたいと思ひます。

とにかくまだこの四月中は、このような寒暖の差が激しい、変動の激しい時期が続くと思ひます。五月になりまして、一たんそれは回復します。月平均値にいたしますと、気温にして平年並みかやや低い。それから、夏六月から八月にかけてましては、その間の平均をとりますと、気温は平年並みです。しかし、昨年と同じように、やはり

極の寒気がまだ優勢でありますので、寒暖の差は非常に激しい。でありますから、特に梅雨どきの低温及び盛夏期の低温が懸念されますが、それはたしか長続きはいたしませんし、かなり暑い期間もあらわれる見込みです。

これをまとめますと、したがって極端な冷夏になるおそれは少ない。長続きする冷夏になるおそれは少ない。が、やはり現在春の天候がやや不順なみに経過していますので、春の天候が不順であります。夏の天候もやや不順であるという相関関係がかなり、一〇〇%と言いませんけれども、七〇%程度はあるようでありまして、そういった意味で引き続き今後の天候の推移について十分監視していく必要があるかと考えています。

これで第一問を終わります。二問は業務課長にやっていただきます。

○浅田説明員 津川先生の第二の質問にお答え申し上げます。

五十一年、一昨年の十月の青森県のリンゴがたぐさん落ちました風害につきましては、早速津川先生外三名の方が青森地方気象台を御視察くださるなど御配慮いただいております。私も早速に青森地方気象台を中心として、県のりんご課のほか農業各団体のリンゴに対する組合の皆さんと打ち合わせを持ちまして、今後どうするかという対処方針を検討いたした次第でございます。

その中で、いろいろ問題はございますけれども、まずリンゴの落果だけではございませんで、リンゴの花が咲きまして実を結ぶ、その段階におきまして、やはり霜とかがそういう害を及ぼすわけでございますので、その辺も含みまして、その協議会では、農業、リンゴ栽培をなさっている人たちの御意見をいただきまして、まず次のことを一応強化期間として考えたわけでございます。その一つが、四月二十日から五月三十一日まで、これは開花期でございますが、これもリンゴに対してはきわめて重要な時期でありますので、霜とか最低気温、そういう異常低温の情報を細かく

く農業関係の皆様にお伝えしようという一つの強化期間として、その対象事項は何かということを決めさせていただきます。

それから、リンゴが落果しました風害に対する直接の時期でございますけれども、九月十五日から十一月十日の期間、これを一つの強化期間と定めて、これにつきましては、おのれのリンゴからお育てのリンゴに至るそういう収穫期を対象といたしましての期間でございますが、これは先ほど先生の御指摘ございました、直接関係いたします強風によりまして、せっかくつくられたリンゴが落ちてしまふ、それに対する警戒を気象情報なり注意報などを通して農家の皆さんにお伝え申し上げようというように決まりました。

それから、その連絡法でございますが、私たち気象庁の方でつくっておりますものには、不特定多数といえますか、一般の皆様にお伝えする注意報、警報というものがございまして、それとともに、もう一つは、たとえば電力気象、鉄道気象、農業気象といえますように、一つの目的別な情報を出して気象情報をお伝えする、そういう体制がございまして、そのうちの農業気象の関係には、農林省を初め全国的な組織から府県に至るまでの体制をつくっておりますので、その体制の中で互いに協力し合っておりますことになっております。

その伝達の方法としましては、ともかく霜と強風に対する情報の伝達につきましては、一般の気象情報の基準よりもまだ低い段階でもリンゴが落ちる場合もございますので、そういうときはテレビ、ラジオを通じてお伝えする以外に、細かい情報を気象情報の中に盛り込んで農業関係、たとえば県でございますと、青森県の農林部のりんご課の生産班というところに連絡をとりまして、気象情報を、一般にお伝えするまでにはきませんけれども、農家の皆さんには注意していただくという情報を提供しようという伝達の方法まで決めてございます。

現在それによってかなり業務が進められているという報告を受けておりますので、この方法によ

りましてある程度、農家の皆さんの御要望におこたえできるのではないかと、かように心得ている次第でございます。

○津川委員 懇切丁寧な答弁、ありがとうございます。持ち時間四十分より多いのに、大分時間を食われましたが、御苦労さまです。

そこで、法案の内容に入っていきますが、試験実施から本格実施に踏み切った。そして、内容も評価に値するものがたくさんございまして、今度の提案、御苦労さまであった、本当によかったと思います。

そこで、先ほどから問題になっていましたけれども、たばこ、ホップ、イグサ、それから露地野菜、白菜、キャベツ、レタスなどに対する方針を伺わせていただきました。その中で、五十三年度から調査に入るなためです。なたねは前回も私は対策を要求したこともありましたが、入るとすれば実施の時期、結論がいつごろ出るののございましょうか、これが一つ。

二つ目には、もう一つスイカです。全国的にあります。水害に非常に弱い。最近では病虫害が非常に多くなつたし、これも拡大されている作物なので、露地野菜の一つとしてこの法の対象に考えるべきだと思ひますが、この点はいかがでございすか、これが第二の質問です。

第三、輪作体系に組み込まれる畑作すべてが共済の対象にならなければなりません。しかも、輪作体系は同時実施でなければならぬと思ひますが、この点で飼料作物が外れているのは非常にやあいが悪いので、輪作を進める上に絶対に必要なのは、輪作体系のすべての作物に早急に実施すべきだと思ひます。

この三点をまず答えていただきます。

○今村(農)政府委員 まず、なたねでございすが、なたねにつきましては昭和五十三年から保険需要等の調査を主要県について行うことにいたしました。料率を算定いたしますためには、やはり数年間の被害率を押さえないければとてものでない話でございますので、私たちといたしまして

では、できるだけの調査を深めながら、なお数年間の期間を要するのではないかと思っておりますのでございます。

スイカ等の果菜類は、損害評価等の保険技術的な面で非常に難点が多いのでございすが、今後調査の対象とすることについて検討をしてみたいと考えております。

それから、輪作体系に組み込まれておりまして、今回の共済対象とならなかった主要な畑作物は野菜と飼料作物でございますが、飼料作物等につきましては昭和五十三年から主産県に委託しまして、保険制度としての可能性等の調査を行うことにいたしております。したがって、これにつきましても鋭意調査をとり進めて、保険設計に乗るかどうかにつきまして十分検討をとり進めたいと考えておるところでございます。

○津川委員 次に、農業災害補償法で何を補償するかという問題でございます。これは再生産費は補償してあげなければならぬ、これが私たちの立場でございます。

そこで質問ですが、サトウキビ、昭和五十一年の生産費は、農林省の農産物生産費調査によりまして、十二万一千四百六十五円、これに対する補償をしていただけないのです。基本価格が八万九千一百一十円、これに奨励金を入ると十一万四千六百八十八円、補償のときの価格がこの基本価格の八万九千円、これをやっているのです。奨励金をつけた十一万四千何円がしでないので、ましてや農林省の調査の生産費の十二万一千四百六十五円でない。ここで何を補償するかという問題です。したがって、奨励金を基本価格に織り込んだ価格を補償する、こういう共済金制度が必要だと思ひます。この点ぜひそうしていただきたい、これが質問の第一。

もう一つ、何を補償するかの問題ですが、品質低下の問題です。これもサトウキビです。私も沖縄などに行ってみました。農民との座談会を繰り返す中で、一番の大きな関心は、糖度をどのくらいに評価されるかということが決定的な問題で

す。十八度以上に評価されると農民のあの喜びのぐあい、その晩の食事の、晩酌の多くなること、そしてまたこれが落とされたときの彼らの悩み、ばかきさがり、憤慨、ここが非常に大きな問題なんです。たとえば、種子島で十五度、十六度になつてくると、会社が買入れる価格は二割引き、十二度から十四度だと五割引き、十四度、十五度では四割引き、これほど品質が落ちて収入が減っているのに対して、これを減収と見てくださらない。表面上の量で見ている。そこで、かなり共済に対する不信もあるし、信頼も出ていかない、こういうことなんです。

この二点をサトウキビについて答えていただきます。

○今村(宣)政府委員 畑作物共済の対象作物の単位当たりの共済金額は、共済目的の種類ごとの過去におきます農家の手取り価格を基礎としたしまして、都道府県の区域ごと、または都道府県の区域によって価格の差が著しい場合には、その地域ごとに、その単位当たり価格を上限として五種類程度の金額を定めることを考えておるわけでございます。これは農家の掛金負担等地域の実態に合わせて弾力的に選択ができるようにしたいと思っております。

この場合、行政価格のあるものをどういうふうに取り扱うのか、特にてん菜、サトウキビのように奨励金その他を含んでおるものをどう取り扱うかということでございますが、農林省の制度検討会におきましては、行政価格のあるもの、加工パレイショ、大豆、てん菜、サトウキビでございますが、そういう行政価格のあるものについての単位当たりの共済金額の最高額は、農家手取り価格をも勘案して定めるよう配慮する必要がありますという御指摘がございまして、したがって、私たちが考えてまいりたいというふうに思っております次第でございます。

それから、第二点のサトウキビでございますが、サトウキビにつきましては、先生よく御存じ

のとおり、種子島を除きましては糖度取引をいたしておらないわけでございまして、したがって災害の場合におきます糖度問題は種子島以外には起こらないわけでございまして、糖度の変化を品質の低下と見て損害評価に仕組むことについては現在考えてはいないところでございまして、共済団体等からもその点の要望は私は聞いてはいないところでございまして、糖度別に価格差を設けた売買が行われるということになりますとその問題が出てまいりと思ひますが、現在のところは、糖度を品質低下と見て損害評価に仕組むという必要性はないのではないかとこのように思っております次第でございます。

○津川委員 局長のいまの答弁で、農家の手取り価格、これで私はやるように言っている、これを勘案するということも前向きなもので、一応私も質問をさせていただきませんが、この種子島の手取り価格を勘案するということが入ると問題が解決するんです。その点を一つ指摘しておいて、答弁があればまたこれを答弁いただくとして……。

その次に、私のところに、日本共産党政政策審議会委員農林部会長殿という投書が来ているのです。これは宮城県のある農民ですが、篤農家で三十年、毎年いままで一萬五千元から二萬二千元の共済掛金を掛けてきたが、これまで災害でもらうような状態が一度もなかったんですよ、いいぐあいに。最近では若干の無事戻しの制度も出てきたけれども、この人が試算してみたら、三十年無災害であったために、複利計算でやるとこれが二百三十六万円になつていて。こういう場合、一番の問題は、掛けてあるのだけれどもちっとも恩恵にあらずからぬ。一昨年の東北のあの冷害であつても、おれたちの掛けたものに対して対応したものはない、共済をやめようか、こういうことなんです。したがって、無事戻しに対する対策、無事戻し農家に対する共済掛金の割引制度を本当に検討してみることが共済の健全な運営、共済の拡大に特に必要なんです。これをひとつお答え願いたい。

もう一つは、組合ごとに行っているの、個人ごと、非常に優良な人に無事戻しが来ない。この個人ごとのも組合の中で実施するようになってくると、制度に対する信頼度が高まってくるわけなんです。

この二点、答えていただきます。

○今村(宣)政府委員 災害が起こらないで掛金が掛け捨てになつておる農家の方々は、共済制度があつても何ら意味がないじゃないかというお話は、私ももしばしば耳にいたすところでございまして。しかし、これは個々の農家の方々のお考えとしてはさうであるかとも思ひますが、やはり農災制度といふものは、全国的なベースにおける危険分散ということを考えておるわけでございまして、災害を受けて必ず共済金をもらふ農家の方々ばかりが加入をされるということでは共済制度は成り立たないわけでございまして、全体的に見まして、やはり共済制度でございまして、全国的なベースで危険分散が図られるような制度としてこれを運営していかなければならないところではないかと思つておるわけでございまして。しかしながら、御指摘のように、共済掛金を掛けてもさっぱり共済金をもらえないということでありましてはいけませんので、御存じのことである事戻し制度を設けて、三年間無事故でございしますならば、掛けた掛金の二分の一を限度として無事戻しをするということにいたしております。その無事戻しを行います相手は個人でございまして、どのような関係で個人に行つていないか、ちよつと私もわかりませんが、対象としては個人に対して無事戻しをいたすということに相なつておるわけでございまして。

○津川委員 かなり大きな問題ですが、単位組合で決まないと個人にならない、そういう意味なんです。組合が決めて、やはりストレートに個人に行くとこの体制のことであつたわけなんです。

その次は、家畜診療所の問題です。私たちは、産業動物の開業医が扱おうが、家畜診療所の獣医さんが扱おうが、この間に差別があつてはいけな

い。農民の側から見ると、どちらでもいい、サービスしてほしい。この点でサービスや待遇や対応に差があつてはいけない、これが私たちの立場でございまして。この点は貫いていかなければならないと思ひますが、いかがでございまして。

第二の問題は、現実には差が出ております。たとえば、組合から家畜の疾病予防を目的に実施する特定損害防止事業、これに開業医を参加させておられません。こういう点での差別をなくさなければならぬと思ひます。開業医の人たちは、家畜診療所のあるところには自分を出ていっても成り立たないから入つていくつもりはない。ところが逆に、開業医の密度の高いところにもこの共済診療所が入ってくる、これは困る。こういう二点のことが私たちに寄せられております。

以上の点について、答えていただきます。

○今村(宣)政府委員 まず、家畜診療所の問題でございまして、家畜診療所の法制化は、農業共済団体等の家畜診療施設の設置根拠を明確にいたしました。この施設に対する関係者の理解を広く得ようとするものでございまして、従来の家畜診療施設の性格を変えようというふうなことは考えておりません。したがって、今回の法律改正によりまして家畜診療施設を増設したり、その職員の人員費に対して国庫補助をしたりするものではございせんので、そういう意味で開業獣医師を圧迫するということはないと思ひつております。

共済団体と獣医師会との話し合いは、いろいろな問題につきまして従来も十分行つてきたところでございますけれども、今後ともよく意思の疎通をしまして、いろいろな問題が起こらないよう処置をいたすように指導をいたしたいと考えております。

第二番目の特定損害防止事業について開業獣医師を差別しておるのではないかとこのお話でございまして、私はその点について特にいろいろ問題は聞いておりませんが、もし必要でございしますならば担当課長の方から御説明をさせたいと考え



ております。

○大塚説明員 御説明いたします。

農業共済団体が家畜診療所を設置しようとするときは、組合の総会、総代会、あるいは議会の議を経て、総意に基づいて設置を決めるということになっております。それからまた、他の診療施設、特に開業獣医師との間にトラブルの起きないように十分現地で話し合いをする、もし話し合いがつかないような場合は、都道府県に農業保険審査会というのをごさいますして、共済事業に関する重要事項について調査、審議することになつておりますので、トラブルの生じるようなことのないように今後も一層指導に努めたい、このように考えております。

○津川委員 もう一つ、先ほど指摘した問題は、国も補助金を出しているでしょう、特定損害防止事業。これに開業医を参加させないかということが開業医から私に対する要請なんです。

次に、時間も大分迫つたので、もう少し質問をして答えていただきますが、事務費に対する国庫負担の改善です。今度の改正で畑作や園芸地帯で急速に事務量がふえていきます。これはいいことであるし、当然です。国は人員を整理することばかりやっているので、これからはやはりかなりきつい業務が出てくるし、この事業をやる事務費に対する補助、人員、こういうものが特に期待されて必要になつております。この点、やはりしていただくには事業の円満な運営ができません。特にこの点で沖繩が事務体制が弱いのので、今度は沖繩でサトウキビが本格化されるので、ぜひこの体制が必要だと思ひます。これが事務費の国庫負担の改善に対する質問の一つ。

もう一つは、一昨年、東北の冷害のときに飛び回つてみましたが、損害の評価員、連絡員が足りないんです。人が出てこない場合がある。なぜかと聞いたら、これに対する国の、何というんですか、お金ですか、聞いてみたら四十五年に年五百円、四十九年に七百元、五十一年に九百十円、いまやつと千九百十円。これでは、あの災害で忙し

昭和五十三年四月二十五日印刷

昭和五十三年四月二十六日発行

いときに、また手入れの非常に大事なときに、人手をかりたいときに、ちよつと出られないのですよ。こういう人たちに對する温かい配慮、こうならなければやはり円満な運営ができないと思うわけであります。

さつきの家畜獣医師に對する答弁と、この事務費に對する国の援助、助成、改善、この点をあわせて答えていただきます。

○今村(畜)政府委員 共済組合等に對します事務費の国庫負担金については、従来、年々増額を圖つてきておりますが、昭和五十三年度予算におきましても、共済組合等の補助職員の基準号俸のそれぞれ一号俸アップを実現して事務費の増額を圖りまして、本格実施への移行に寄与することといはしておるわけでございます。

また、損害評価員の手当も逐年増額をいたしておるわけではございますが、基礎になります数字が小さいものですから、増加率としましては、五〇%を五十二年にふやしましてはなかなか思つたような形にはならないわけでございます。財政当局に言わせると、自分たちが損害評価をして、自分たちが共済金をもらうわけでございますから、そこはひとつ無償でもそういう仕事をお互にやるべきではないかという主張があるわけでございますが、しかし昨今の事態でございますから、共済損害評価員に對していただきますと、組合としては、それで相応の手当を出さざるを得ないということ、組合の負担が多くなつておるのが実情でございます。これまた財政当局流に言わせると、事務費補助で四百七、八十億の金を出しておるわけですから、組合としてもそういう金を支出をしてもしかるべきではないかというふうな議論がありまして、なかなか本問題を抜本的に解決するということには至らないわけでございますが、私たちがしましては、逐年その改善に努力をいたしておるところでございますし、今後も努力をいたしてまいりたいと思つております。

昭和五十四年度からの本格実施に当たつても、事業の実施に必要な経費については、もちろん所

要の国庫負担措置を講じて、事業実施に支障の生じないように対処してまいりたいと思ひます。

御指摘の沖繩県につきましても特段の配慮をいたすつもりでございます。

○大塚説明員 御説明いたします。

家畜共済におきまして、八つの病名を特定いたしましたして、毎年損害防止事業を実施してあります。実施いたします獣医師は、共済団体の家畜診療所の獣医師、そのほか広く開業あるいは農協等の団体、会社等の獣医師を雇い入れて実施する、協調して実施する。雇い入れ実績を見ますと、雇い入れた獣医師の数の五〇%以上を開業が占めておりますので、地域によって差はあるかと思ひますが、総体としては雇い入れ獣医師の過半が開業獣医師、こういうことになっております。

○津川委員 雇い入れでなく、開業医に自主的にやれるようなかつこうに道を開くことを要請して、最後の質問といひますか、要請で終わります。

この間の五十一年の改正のときに私、問題にしたように、足切り、畑作共済はやはり三割から二割に、果樹共済の収獲共済も三割から二割に、このことを私、附帯決議しようか、何か別な形で修正でもお願いしてみようかなというふうに考えていることが、これが一つなんです。もう一つは、家畜共済の馬、豚に對して掛金の国庫負担割合を五割にする、これが二つ目の問題。三つ目は、果樹共済の引き受け実施を樹園地ごとに行つていただきたい。こんなことを何か検討していただければなというふうに思つて主張して、質問を終わります。

○中尾委員長 次回は、明十三日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C